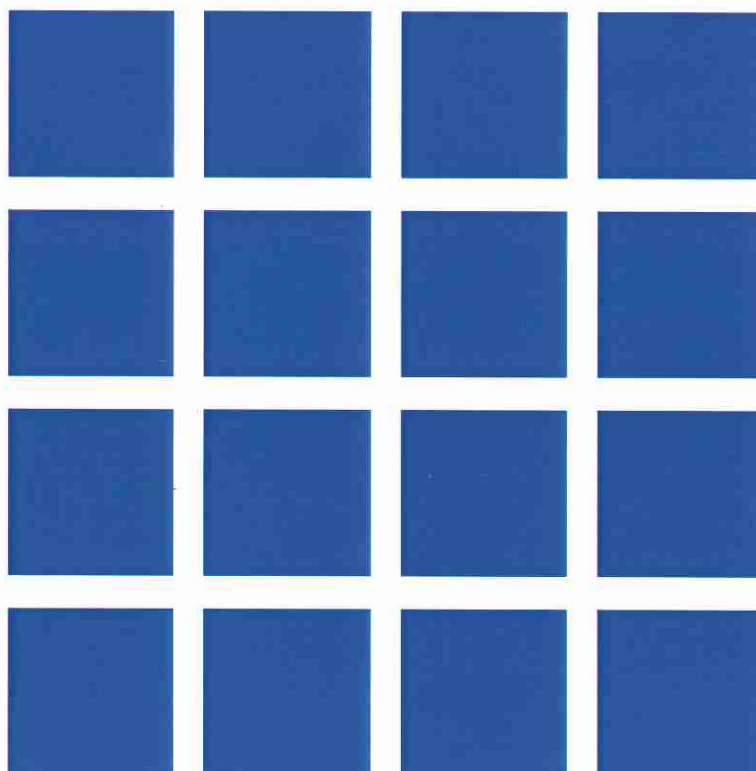


教育課程の編成に関する基礎的研究  
報告書 1

諸外国における教育課程の基準と学習評価



平成 22(2010) 年 3 月

研究代表者 作花文雄  
(国立教育政策研究所教育課程研究センター長)



## は し が き

この報告書は国立教育政策研究所のプロジェクト研究である「教育課程の編成に関する基礎的研究」の平成21年度における研究成果を、報告書としてとりまとめたものである。

本研究所では平成18年4月に中期目標を策定し、平成22年度までの期間中に取り組むべき初等中等教育分野に係る課題の一つとして「教科等の構成の在り方」を掲げている。この課題に関連する研究としては、既に平成9～19年度において「教科等の構成と開発に関する調査研究」が実施されてきており、本研究はこの調査研究を引き継ぎながら、さらに今後の教育課程の編成にかかわる基礎的な資料を得ることをねらいとしている。

研究課題として、(1) 新教育課程の実施状況の把握、(2) 諸外国における教育課程の動向の調査、(3) 国内における教育課程の開発事例の調査を設定し、それぞれ研究計画、研究体制を整え調査研究を進めている。本報告書は、これらのうち(2)の課題について、各国の教育課程の基準と学習評価に焦点を合わせて調査した結果をとりまとめたものである。

研究の特色は次のとおりである。大きく教育課程の基準の概要、ナショナルテストの動向、学習評価に係る制度、の3点を共通の調査項目として設定し、各国の比較が可能となるよう工夫したことである。また、学習評価については、通知票等の具体的な資料についても収集したことがあげられる。

本報告書が教育課程の編成及び学習評価に関する基礎的な資料として活用されることを願うとともに、本研究の実施にご協力いただいた方々に心より感謝申し上げます。

平成22年3月

研究代表者

国立教育政策研究所

教育課程研究センター長

作 花 文 雄



## 研究組織 (平成22年3月現在)

### 【研究代表者】

作花 文雄 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター長)

### 【委員】

青木 麻衣子 (北海道大学留学生センター 講師)  
池田 充裕 (山梨県立大学人間福祉学部 准教授)  
上原 秀一 (宇都宮大学教育学部 准教授)  
金 泰勲 (星槎大学共生科学部 准教授)  
坂野 慎二 (玉川大学教職大学院 准教授)  
佐々木 毅 (国立教育政策研究所 名誉所員)  
日暮 トモ子 (有明教育芸術短期大学子ども教育学科 准教授)  
山崎 直也 (国際教養大学国際教養学部 助教)  
渡邊 あや (熊本大学大学教育機能開発総合研究センター 准教授)

頼本 維樹 (国立教育政策研究所 研究企画開発部 部長)  
梅澤 敦 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 部長)  
赤堀 博行 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官)  
鏡屋 (一見) 真理子 (国立教育政策研究所 国際研究・協力部 総括研究官)  
奥村 高明 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官)  
笠井 健一 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官)  
河合 久 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官)  
田口 重憲 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官)  
名取 一好 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官)  
松尾 知明 (国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 総括研究官)  
水戸部 修治 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官)  
吉富 芳正 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官)  
松原 憲治 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 研究員)

篠原 康正 (文部科学省 生涯政策局調査企画課 外国調査官)  
岸本 睦久 (文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門官)  
高谷 亜由子 (文部科学省 生涯政策局調査企画課 外国調査第二係長)  
新井 聡 (文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門職)  
小島 佳子 (文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門職)  
松本 麻人 (文部科学省 生涯政策局調査企画課 専門職)

### 【事務局】

工藤 文三 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 部長)  
猿田 祐嗣 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター 総合研究官)  
足立 充 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究課 課長)  
後藤 颯一 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官)  
本田 史子 (国立教育政策研究所 教育課程研究センター研究開発部 教育課程調査官)



## 目 次

はしがき	i
研究組織	ii
目 次	iii
アメリカ合衆国の教育課程基準と学習評価	1
イギリスの教育課程基準と学習評価	19
フランスの教育課程基準と学習評価	25
ドイツの教育課程基準と学習評価	35
フィンランドの教育課程基準と学習評価	45
オーストラリアの教育課程基準と学習評価	53
シンガポールの教育課程基準と学習評価	63
中国の教育課程基準と学習評価	71
韓国の教育課程基準と学習評価	81
児童生徒の学習評価等に関する国際比較<整理表>	91
児童生徒の学習評価等に関する国際比較	103





# アメリカ合衆国の教育課程基準と学習評価

－ミシガン州の事例を中心として－

## 1 教育課程の基準(学習指導要領)について

### (1) 策定のレベル(国、州等)

わが国のように法的拘束力を持つ国の教育課程(カリキュラム)基準はない。

ほぼすべての教科を対象として、特定の組織(学会、研究会、協議会、他)により法的拘束力を持たない全米基準が作られており、多くの場合、それらを参考に各州が教育課程基準やカリキュラムのフレームワークを策定している。2008年のデータ(CCSSO: Key State Education Policies on PK-12 Education:2008)によると、数学、英語、科学、社会(アイオワ州を除く)はすべての州で、外国語(36州)、芸術(47州)、健康(38州)、体育(43州)、技術・情報・キャリア教育(33州)、などの教科(教科の名称やその内容は幾分異なる)については、すべてではないが多くの州(括弧内は策定している州数)で各教科内容の基準を策定している。なお、各教科内容の基準は K-12(わが国では幼稚園から高等学校3年までにあたる)全体を通して策定されている。

国の教育政策として、従来からナショナルカリキュラム策定を指向しているがこれまで実現されてはいない。しかし、2009年6月の Education Week によると、全米46州の知事会及び教育長会議において、数学、英語の全米共通の教科内容の基準策定に合意したと報じられている。これが実行されると、全米の80%の生徒が対象となる。

こうした動きはあるが、現状では、多くの州において大綱的な教育課程基準が策定され、これらの州レベルの基準を基に各学校区ではさらに詳細な教育課程基準を策定しており、各学校への影響力は州レベルより強い。州、学校区、それに学校により教育課程基準の策定について受け止め方は様々であるが、近年、NCLB (No Child Left Behind)法の導入による州の統一テストなどの受験の義務化や、連邦政府の教育目標達成のために教育内容の同一性が図られる傾向にあるなど、州の教育課程基準や教科内容の基準などを踏襲することが一般的になってきている。

### (2) 策定機関と策定の手続き

策定機関及び策定の手続きについては、各州教育委員会、郡や学校区の教育委員会を中心として行われる場合が多いと思われるが、各州などにおける詳細は定かではない。

そこで、ミシガン州における1996年発行のミシガンカリキュラムフレームワーク(ミシガン州教育課程基準の枠組み)策定の経緯を事例として紹介する。

1993年にミシガン州政府と5つの州立大学が、連邦政府からの資金援助により英語、数学、科学、地理の内容基準作成に着手し、さらにミシガン社会科協会が、州教育委員会の支援により地理を除く社会科の内容基準作成を開始した。これらのプロジェクト代表は定期的に会合を持ち、カリキュラムフレームワークのデザインをするとともに、各教科の委員会は教科内容の基準(コンテンツスタンダード)、ベンチマーク(到達度の尺度)、パフォーマンススタンダード(教科内容の基準、ベンチマークの知識・能力をどれだけ修得したかを測る基準)の作成に携わり、カリキュラムフレームワークの作成が進められた。これらのカ

リキュラムフレームワークの草稿は、教科担当代表、保護者、会社関係者、州政府議会代表、教育者からなる共同運営委員会の査察を受け、最終的に完成した。上記以外の教科についても、その後、それぞれの教科担当代表者が中心となって同様の経過で基準を策定した。

各学校区では、州のカリキュラムフレームワークを参考に、学校区教育委員会の教科担当者、教員、大学の専門家、保護者の代表、実業界・労働界の有識者(生徒の代表も加わることがある)などで構成する委員会を作り、さらに各教科の項目ごとの詳細な基準作りを行う。また、地元の住民からの意見も参考にすることになっている。

### (3) 教育課程の基準の範囲(総則、各教科等の目標、内容等)

多くの州で、州のカリキュラムフレームワークや教育課程基準(主に教科内容の基準を含む)によってわが国の総則にあたる内容が示されている。しかし、次項にある授業時間数に関しては、多くの州で我が国のような詳細な指示はない。

なお、州によって、カリキュラムフレームワークと教育課程基準には違いが見られ、その取り扱いは異なっており、以下のような例が見られる。すなわち、ミシガン州のようにカリキュラムフレームワークに教育課程基準を含ませている場合、前者と後者を別々に扱う場合、後者のみの場合などである。

ミシガン州のカリキュラムフレームワークは、教科内容およびカリキュラム開発の過程からなり、ミシガン州 K-12(幼稚園から高等学校)の教育における教育目標の柱になっている。教科としては、英語、数学、科学、社会〔芸術、職業教育(キャリアと就業能力)、健康教育、組織的學校保健安全プログラム(Coordinated School Health and Safety Program)、体育、技術(Educational Technology)、外国語、栄養学(1998年以降に追加された)は別冊で後から追加措置〕を取り上げ、すべての教科について学年ごとのベンチマークおよび教授すべき内容の詳細が示されているが配当時間等の記載はない。また、学校区の基準においては、各教科・各学年のベンチマーク、教授すべき内容、ならびに他教科との内容の関連等について詳細に示しているが、州同様配当時間等の記載はない。

なお、フレームワークに示されている内容は下記の通りである。

#### 第一段階

##### 教科内容の基準およびベンチマーク

K-12の英語、数学、科学、社会(芸術、職業教育(キャリアと就業能力)、健康教育、組織的學校保健安全プログラム、体育、技術、外国語、栄養学は後から追加措置)の教科内容の基準・ベンチマークの完全なリストが記載されている。基準は、すべての生徒が習得すべき知識・行動を定義している。ベンチマークは、それぞれの発達・成長段階で生徒が得る具体的な知識・行動を提示している(小学校低学年、小学校高学年、中学校、高等学校レベル別)。

#### 計画

独自の継続的な学校改善を推進する開発計画モデルの提示など、カリキュラム策定計画の手順および注意点などが記載されている。

#### 学習指導、学習法

このセクションでは、すべての教科の内容を習得するのに不可欠な基準が説明さ

れている。その中には、より専門的な知識、高度な思考能力、実質的会話力、教室外の実社会との関連性等が含まれる。また、それぞれの教科の学習指導の実例を挙げて基準を説明している。

#### 評価システム

生徒の成長とプログラムの有効性を監視する地域の評価システムを開発する必要性についての内容が記載されている。

#### 職能開発(教育研修)

職能開発の状況(環境)、内容、ならびにその過程についての基準が記載されている。そこには、職能開発を学校改善、カリキュラム内容、生徒の学習、評価の必要性等を統一し、デザインする過程が含まれる。また、ミシガン州の職能開発の基準を説明するため、教師の体験談も紹介されている。

#### 要旨および用語集

補足として、学校区がそれぞれの地域のカリキュラムを開発、実行、監視するための重要な情報、資料等を簡潔にまとめている。カリキュラムフレームワークにある用語の解説リストも記載されている。

### 第二段階

#### ツールキット

学校区が州政府、学校区間の違いなどを分析するためのツールセットを含む。さらに、学習者、教育技術(情報処理等)、統合カリキュラム、学校と職場を結びつける事に関する原則などを学校区が導入し易いようなツールにして揃えている。また、教科の学習指導ユニット(ユニットとは、あるテーマに沿い、丹念に計画された授業内容)を計画し、クラスルームの評価方法をデザインし、学校区全体の評価システムを計画するツールセットもある。

### 第三段階

#### 情報、資料

カリキュラムに記載されたカリキュラム開発プロセスを明確にする教科内容の特別な情報および資料が含まれる。その例として、科学教育ガイドブック、数学の学習指導、学習内容、英語教師の教育研修ガイドライン、効果的かつ確実な社会科の学習指導のための基準がある。

#### フレームワークの使用法

学校区学校改善委員会、カリキュラム開発委員会が基準を中心としたカリキュラムを作るためには、このフレームワークおよびツールセットが役立つということを記載している。

## (4) 授業時数について

### ①総授業時数の規定の有無

通常、最小授業日数は多くの州で決められており、概ね180日前後であるが、各学区や学校段階ではそれぞれの事情により異なっている場合が多い。1日当たり最低授業時間も多くの州で決められてはいるが、その内容は大きく異なる。教育段階ごとに細かく規定している州もあれば、そうでない州もあり、CCSSOによると、概ね、1日あたり5

時間以上、年間 900 時間以上の州は 36 州(2008 年)である。なお、授業時数を規定していない州も、2008 年の段階で 11 州ある。

—— ミシガン州の場合は、州や学区のカリキュラムフレームワークや教育課程基準の中での授業時数の規定はないが、CCSSO によると、年間授業時数は、幼稚園が 549 時間、小学校以降が 1098 時間とされている(2008 年)。

#### ②各教科等の配当授業時数の規定の有無

各教科等の詳細な配当授業時数の規定はないが、多くの州では、必履修すべき主要教科は決められており、それらの配当授業時間数は、計算により求めることができる。例えば、「学校の授業時間に関する国際比較調査」報告書(同研究会：平成 15 年 3 月)によれば、ワシントン DC では、小学校の場合、英語、科学、社会、算数の 4 教科は必修教科であり、それぞれ授業時間配分について英語は 1 日に 90 分、算数は 1 日に 60 分、科学と社会は 1 日 30～45 分の授業を行うことが望ましいとするガイドラインがある。また、音楽、図画工作、体育は必修ではなく、各学校に裁量がゆだねられており、概ね週に 60 分とされている。また、年間最低授業日数 180 日から計算すると、第 1～6 学年の国語 270 時間、社会 135 時間、算数 180 時間、科学 135 時間、音楽 36 時間、図画工作 36 時間、体育 36 時間となる。ただ、学校によりコンピュータ等の授業も組み込まれていることもあり、実態は多様であるとされている。中等教育については単位制となっており、高校卒業までの最低履修単位数は決められているが、年間授業時数に関する規定はない。

高校の卒業要件は、CCSSO(2008 年)のデータによると、6 州を除く多くの州で規定されており、高校教育の質保証の観点から、卒業認定試験も 28 州で行われている。卒業要件に含まれる主要教科以外の教科の単位数は州により多様である。

#### ③学年配当の授業時数の規定の有無

②を参照

### (5) 改訂の周期

州、学校区ともに基本的には、決まった改訂の周期はない。わが国のようにすべての教科を同時に改訂することはなく、教科ごとに改訂を進めていくことが多い。2000 年にミシガン州の教育委員会で伺ったところ、約 5 年をめぐりに主要教科については改訂を行いたいとのことであった。また、その時々的情勢により臨時に改訂することもあり、それらの情報はすみやかにホームページ上に掲載され、誰でもインターネットでアクセスできる措置がとられている。近年、環境問題、生徒の暴力事件等により、連邦政府からの指導内容に関する指示があり、各学校では従来のカリキュラムに追加する措置をとらなければならないといった煩雑なことも多くなっているとのことであった。

なお、ミシガン州では、1996 年にカリキュラムフレームワークの改訂を行い、内容基準については、主要教科である英語、算数・数学、科学、社会は同年に、その他の教科は 1998 年に改訂されたが、このフレームワークは現在(2009 年度)でも改訂されずに用いられている。しかし、いくつかの教科の内容基準については、その後、英語が 2004 年、算数・数学が 2006 年、体育が 2007 年、科学が 2000 年、技術が 2005 年にそれぞれ部分的な改訂がなされている。

## (6) 最新の改訂年次

州により様々である。通常、わが国のようにすべての教科等が改訂される訳ではなく、教科ごとに改訂がなされることが多い。ミシガン州の場合について最新の改訂年次を見ると、カリキュラムフレームワークは1996年、英語が2004年、算数・数学が2006年、体育が2007年、科学が2000年、技術が2005年にそれぞれ部分的な改訂がなされ、その他の教科は1996年及び1998年が最新の改訂年次となる。

ミシガン州以外の州については資料(The COUNCIL of CHIEF STATE SCHOOL OFFICERS (CCSSO) “Key State Education Policies on PK-12 Education : 2008)を参照。

## (7) その他

### 各学校のカリキュラムにおける州の教育課程基準等の拘束度

ミシガン州のカリキュラムフレームワークにおいては、各学区および学校のカリキュラム開発のための詳細な情報が提供されているが、いずれの場合においても拘束力はなく、基本的には各学校の自主的な取り組みが優先されている。しかし、学区の基準は、その規模にもよるが各学校のカリキュラム作成の場面である程度の影響力を持っている。また、ミシガン州でも、NCLB法により、州の統一試験や予算配分などの関係から、州の基準が各学校におけるカリキュラムの作成に徐々にではあるが影響を与えて始めている。こうした傾向は、ほぼすべての州で同様であると思われる。

なお、近年、国の政策から、チャータースクールが各地に設置され、州や学区の教育課程基準に縛られないそれぞれの学校の自主性を重んじた教育の推進が図られている。これらの学校では、公立学校にもかかわらず基準に規定されることは原則的ではないが、大学進学適性試験(SAT、ACT)や高校卒業資格試験などへの対応のため、通常の公立学校と同様なカリキュラム構成とすることが多くなってきている。こうしたチャータースクールや州の基準からフリーな私立学校にもカリキュラムフレームワークを配布し、カリキュラム、学習指導、評価法、教育研修の統一のとれたカリキュラム編成がなされるよう指導をしている。

### カリキュラムフレームワークの普及や実施状況の把握

各学区にミシガン州のカリキュラムフレームワークを冊子とCDで配布するとともに、インターネットなどによってもアクセスできるような措置がとられている。実施状況については、州の統一テストが毎年行われ、その結果に基づいて問題点の分析などを行っている。また、各学区において策定された教育課程基準は、冊子として各学校に配布され、カリキュラムの評価のための標準テストなどによる評価システムなどがとられ、改訂に生かすことが指導されている。各学校段階においても、同様な評価システムがとられ、それぞれの基準の評価が定期的になされている。

## 2 ナショナルテストについて

(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容(実施規模、実施教科等、実施学年、周期等)

全米規模の教育測定調査としては National Assessment of Educational Progress (NAEP) がある。第 1 回目の調査は 1969 年に実施された。この調査はサンプリング調査で定期的な実施されていて、主調査(Main NAEP)と長期傾向調査(Long-term Trend NAEP)の 2 種類のタイプの調査からなる。

主調査は、第 4 学年、第 8 学年、第 12 学年が調査対象で、リーディング(読解)、数学、科学、ライティング(作文)、米国史、公民、地理、芸術などについての全米的な学力傾向を把握する調査であり、個人の学力については公表されない。リーディング(読解)、数学、科学、ライティング(作文)については調査の頻度は多く、これら以外の教科の調査頻度は少ない。また、生徒や生徒の家族に関する質問および教科の学習に関わる補助的な情報を得るための質問もこれらの教科の調査と併せて実施している。教科の設問については、教科の枠組みに基づき、教師、教科の専門家、測定論の専門家が協力して作成している。問題はグループ化されていくつかの種類のブックレットに収められる。したがって、クラスの生徒がすべて同じ問題に取り組むわけではない。1 クラスの中の調査対象者に、同じ種類のブックレットが配布されるのは限られているからである。生徒は、読書の量やどのような授業を受けているかなどの学習に関連する質問に回答する時間を含めて、約 90 分の調査を受ける。

長期傾向調査では、リーディングと数学についての生徒の学力を調査している。4 年毎に 9 歳、13 歳、17 歳の生徒を対象とした調査である。過去の生徒と比較するために同じ問題がいくつか出題されている。

## (2) ナショナルテストの性格 (卒業や進級の認定、学習の評価等との関係、指導要録等への反映)

各州の調査時点における生徒の学習状況の把握、および長期傾向調査による過去の生徒の学習達成度との比較による学習進捗状況の把握により、学習指導の改善に活かす。

NAEP はサンプル調査であるため、成績が、卒業や進級の認定、学習の評価に反映されることもないし、指導要録に記録されることもない。

## (3) その他

2002 年の NCLB 法により、各州においては、英語、数学、科学について各州が開発したスタンダードテスト(名称やレベルはさまざま)をすべての生徒が受けなければならない。英語と数学のテストについては、第 3 学年～第 8 学年までのすべての学年で毎年 1 回、第 10 学年～12 学年では、その中のどこかの学年で 1 回、実施される。科学については、第 3 学年～第 5 学年、第 6 学年～第 9 学年、第 10 学年～第 12 学年の間で、毎年 1 回の実施が義務づけられている。生徒の成績は個別ではなく学校別に公表され、成績が思わしくない学校に対しては、改善のための支援と介入がある。

## 3 学習の評価について

### (1) 学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容

全国共通に定めた評価の基準はない。しかし、多くの州で、カリキュラムフレームワー

クや教育課程基準のなかで学習評価の基準を示している。評価や評定の方法については、州の教育課程基準や学区の教育課程基準に示されている例もあるが、法的な拘束力はなく、各学区や学校に任されている。

生徒の学習等の記録の保存期間については、条例等で定めている州が多く、例えばミシガン州では、詳細な基準が州の公共法「ミシガン州教育委員会公立学校記録の保管と破棄に対する便覧」により定められている。

わが国の指導要録にあたるものとしては、スチューデントレコード(州によっては、ピューピルズレコード、あるいはスクールレコードなど)と呼ばれる記録簿があり、各教育段階での評価が記入される。また、それらは高等学校終了まで累積され、原簿は生徒若しくは保護者が、その写しは学校で保管される。従って、この記録簿は指導要録でもあり、通知表でもあると言える。通知表の形式及び内容は、各教育段階で異なっており、上に行くに従って簡略化される。基本的には、学業成績、行動の記録、標準テストの結果などであるが、特別配慮が必要な場合に限って健康記録や特別活動記録も含まれる。しかし、記録の保存が児童・生徒に不都合を生じさせるようなものは除かれる。

なお、生徒の教育にかかわる記録(わが国の指導要録にあたる内容)の保存期間は99年と定められていたが、2008年に卒業後60年に改訂された。スチューデントレコードの詳細については資料(学年ごとの通知表の例)を参照。

①基準設定の有無と「有」の場合はその示し方

特にない場合が多い。

②評価記録の範囲と内容(教科等の評価の記録、行動の記録、出欠席等)

基本的には、学業成績、行動の記録、標準テストの結果などであるが、特別配慮が必要な場合に限って健康記録や特別活動記録も含まれる。記録簿の形式及び内容は、小学校、中学校、高等学校など各教育段階で異なっており、上に行くに従って簡略化される。

③教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か

特に規定はない。

④観点別評価、評定の区別の有無

特に規定はない。

⑤観点別評価の場合の、観点の設定内容(全教科共通、教科特性によって異なる等)

特に規定はない。

⑥観点別評価及び評定の評価の段階(A、B、C/5、4、3、2、1等)

特に規定はない。

⑦それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関

特に規定はない。

⑧行動や性格の評価の有無

特に規定はない。

⑨評価記録の原本の保存(学校保存か児童生徒保存か)

ミシガン州の場合は、原本を保護者、写しを学校が保存するとのことだった。

⑩保存の期間

ミシガン州の場合は卒業後60年、他の州もほぼ同様。

## (2) 各学校における学習の評価の方法(ミシガン州の事例)

評価に関する様々な項目、留意点、ならびにベンチマークなどは州のカリキュラムフレームワークで決められているが、基本的には、担当の教師及び担任教師が各学校区や学校で定められた基準に従い、それぞれが評価基準(Rubric)を作成し評価している。これらは、授業の前のオープンハウスと呼ばれる我が国の保護者会のような会合で保護者に説明されるか、印刷したものを配布する。幼稚園、小学校1, 2年、小学校3, 4年、小学校5, 6年、中学校、高等学校により、評価項目および記入する記録簿の形式は異なっている。中学校以降はコンピュータで処理することが一般的なため、コメントについては、すでにパターン化された多数のモデルがあり、教師はそれらの中から適当なものを選択して記入することになっている。小学校までは相対評価も一部導入されているとのことだが、基本的には絶対評価が多い。

### ①目標準拠評価か集団準拠評価か

特に規定はないが、目標準拠評価が一般的。

### ②観点別評価、評定の区別の有無

特に規定はないが、小学校低学年では観点別評価がなされている事例がある。

### ③観点別評価の場合の、観点の設定内容

特に規定はない。発達段階により異なる。(別紙資料を参照)

### ④観点別評価、評定の評価の段階(A、B、C/5、4、3、2、1等)

特に規定はない。発達段階により異なる。(別紙資料を参照)

### ⑤行動や性格の評価について

特に規定はない。発達段階により異なる。(別紙資料を参照)

## (3) その他

### ①保護者への評価の結果等の通知の有無(通知票)

スチューデントレコードと呼ばれる記録簿があり、各教育段階での評価が記入される。また、それらは高等学校終了まで累積され、原簿は生徒若しくは保護者が、その写しは学校で保管される。

### ②その他

ここではミシガン州を主に例として紹介したが、資料等が手元にある場合はその他の州についても言及した。

## 4 その他

### (1) 日本の高等学校に当たる学校段階における学習の評価について

第9学年～第12学年が日本の高等学校に相当するが、この段階においても各教科における学習内容の充実、高度化が課題となっている。将来、就業するにしても、これからは大学レベルの知識・技能が必要になるとの認識から、主に第11学年と第12学年の生徒に対して、積極的に高度なレベルのコースに挑戦することを推奨している。Advanced Placement(AP)コースや国際バカロレア(International Baccalaureate: IB)プログラムを導入す



る学校(または受験者)に対して連邦や州が補助金を支給していることもあり、近年、これらのコースやプログラムへの参加者は増加している。AP や IB の科目は、それらのテストの成績により大学の単位として認められているものである。この他にも、高校と大学の接続を目的とする二重登録(Dual Enrollment)プログラムが多くの高校で導入されている。このプログラムは、高校に在籍していながら高校と大学の単位を取得できるようにするものである。高校とコミュニティ・カレッジや大学との連携によるプログラムであり、コミュニティ・カレッジや大学で受講する場合と高校で受講する場合とがある。課題もいくつかあるが、学習の動機付けとか高騰する大学の学費等への対処策という面からこのプログラムを高く評価する人も多い。

高校の評価は GPA(Grade Point Average)で成績がつけられているが、多くの高校では AP や IB の科目に挑戦して、ある程度以上の成績を収めた生徒に対しては、GPA にウエイトをかけて成績をつけることで、その生徒の努力を認めている。卒業の際にも、優秀な成績を収めた生徒には、一般の生徒の卒業証書とは異なる、特別の卒業証書を授与している高校も多い。

(名取一好)

#### 参考資料

- ・ 学校の授業時間に関する国際比較調査研究会(2003)「学校の授業時間に関する国際比較調査」報告書(平成 14 年度文部科学省委託研究、研究代表者：国立教育政策研究所、渡邊 良)
- ・ State of Michigan Department of Education (1996,1998) “Michigan Curriculum Framework”
- ・ State of Michigan Department of Education (1997) “Schedule for the Retention and Disposal of Public School Records” (bulletin No.522, Revised)
- ・ The COUNCIL of CHIEF STATE SCHOOL OFFICERS (CCSSO) “Key State Education Policies on PK-12 Education : 2008”

<資料 (アメリカ合衆国) >

ミシガン州イーストランシング学区における通知表の事例

## イーストランシング公立小学校 通知表

第一学年

両親もしくは保護者の方：

学校と家庭が共同して努力することを通して、あなた方の子供ができる限り最高の教育を受けられるよう、私達は努力しています。これは学校と家庭の間のオープンかつ継続的な情報交換と協力によってのみ可能であると私は信じています。

すべての子供は肉体系、学習面、精神面、社会面において各自異なった速度と方法で発達していきます。私達は協力して彼らを成熟させ、機会を与え、理解し、成功を元に更に発達させ、賞賛し、そしてそれぞれの子供の個性と業績を楽しむことができます。

この通知票はお子様の現在の発達の度合いについての展望をあなたに持ってもらうためのものです。その展望はこの通知票や討論、情報、そしてあなた方自身のお子様への理解によって形作られるでしょう。もし疑問点や関心、またお子様の発達に関するあなたなりの考えがある場合はお子様の担任、または校長までご連絡下さい。

氏名： \_\_\_\_\_ 教員： \_\_\_\_\_

評価日時

1) \_\_\_\_\_

2) \_\_\_\_\_

第二学年への進級

\_\_\_\_\_

1		2		3	
努力	達成度	努力	達成度	努力	達成度
大変良くできました	頑張りましょう	大変良くできました	頑張りましょう	大変良くできました	頑張りましょう

読み書きの能力の発達 (国語)					
読むことへの興味及び関心					
資料読解力					
物語構造の読解力					
言語分析能力の発達					
朗読力の発達					
文章表現力					
スペル能力の発達					
大文字、句読点の認識					
口頭での表現力					
リスニング能力の発達					
読みやすい文章を書く					

算数					
積極的な態度					
応用問題を解く力					
コンピュータ技術					
概念理解力					

社会					
活動への参加					
他者との経験や考えの共有					
様々な文化・民族の認識					
概念理解力					

理科					
活動への参加					
他者との経験や考えの共有					
概念理解力					

学期点数

1		2		3	
普段からできる	時々できる	頑張りましょう	普段からできる	時々できる	頑張りましょう

個人的・社会的発達						
他者との協力						
自己管理能力						
自分の行動に責任を持つ						
他者の権利、個性の重視						
規則厳守						

学習習慣						
必要に応じて質問ができる						
自主的に勉強ができる						
指導に従う						
計画力						
時間管理能力						
集中力の維持						
課題完成力						
グループ活動への参加						

体育						
活動への参加						

美術						
活動への参加						

音楽						
活動への参加						

その他			補助指導員の評価			
1	2	3	学期点数			
			顧問教員/担任教員			
			読みサービス			
			スピーチサービス			
			英語以外の母国語を持つ			
			指導員/社会福祉員			

イーストランシング公立小学校  
通知表

第4学年

生徒氏名： \_\_\_\_\_

年度： 19\_\_ から 19\_\_

地域： \_\_\_ Donley/Whitehills

\_\_\_ Glencairn/Marbl

\_\_\_ Pinecrest

\_\_\_ Red Cedar/Spartan Village

教員： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

評価日時：

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

第5学年への進級 \_\_\_\_\_

生徒氏名	1				2				3			
	努力		達成度		努力		達成度		努力		達成度	
第4学年	大変よく頑張りました	よく頑張りました	努力がみられます	頑張りました	大変よく頑張りました	よく頑張りました	努力がみられます	頑張りました	大変よく頑張りました	よく頑張りました	努力がみられます	頑張りました
* 空欄は後日記入												

**/個人的・社会的成長**

学校の規則を守る												
クラスの規則を守る												
自己管理ができる												
自分の行動に責任がもてる												
他の人の権利を尊重する												
友達と協力できる												
大人と協力できる												

**/学習習慣**

指示に従う												
自発的に勉強する姿勢が見られる												
時間の管理ができる												
勉強しているかどうかわかる												
系統的に進める力がある												
宿題をこなす												

**/読解**

課された活動をこなす												
現在のグループ活動・討論に参加												
教育上の水準:												
意味把握に色々な方法を取る												
朗読ができる												
理解力:												
物語形式: 物語、フィクション												
解説形式: ノンフィクション、内容、関連												
個人的読書												

**/言語**

課された言語科目の活動をこなす												
現在のグループ活動・討論に参加												
スペリング:												
レベルD、E												
スペリングの宿題完了												
聞き取りの技術												
話す技術												
筆記体の書き方												
文章作成の技術												
構成・編集												

1				2				3			
努力		達成度		努力		達成度		努力		達成度	
大変よく頑張りました	よく頑張りました	努力がみられます	頑張りましょう	大変よく頑張りました	よく頑張りました	努力がみられます	頑張りましょう	大変よく頑張りました	よく頑張りました	努力がみられます	頑張りましょう

**/数学**

書面・口頭で数学的コミュニケーションがとれる													
課された活動をこなす													
グループ活動・討論に参加													
数学関連分野													
推測・暗算													
幾何学													
掛算													
割算													
足算													
引算													
分教													
統計													
貨幣計算/小数													
基礎的計算→チェックポイント													
グラフ													
作成・作図													
解釈・分析													

**/科学**

活動・科学調査に参加													
小グループ及クラスの討論に参加													
課された活動をこなす													
カリキュラムの知識:													
生物													
物理													
地学													
身体組織・栄養学													

**/テクノロジー**

課された活動をこなす													
現在のグループ活動・討論に参加													
レポート作成													
情報へのアクセス													
技術的信頼性													

\*美術・音楽・体育の成績は別紙にて添付

所見欄：









## イギリスの教育課程基準と学習評価

### 1 教育課程の基準（学習指導要領）について

#### （1）策定のレベル（国、州等）

イギリスはイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの「国」にそれぞれのナショナル・カリキュラムが存在する。ただしこれらのカリキュラムは公費維持学校（特殊学校を含む）にのみ適用され、公費による援助を受けない独立学校ではこれに従って教育を行わなくてもよい。また家庭で教育を受けるホーム・スクーリングの場合も同様である。スコットランド以外の3つの「国」のナショナル・カリキュラムは似ている部分が多い。気をつけてよいことは、ナショナル・カリキュラムは教育課程のすべてではない、学校が独自に教科を設定できること、イギリスでは各種の資格が社会に及ぼす影響力が大きいためアカデミックな領域と職業的な領域の様々な資格が教育課程と結び付いていることである。学校が独自に設定する教科も実はこれらの資格に対応していることが多い。したがってイギリスのカリキュラムについて考える場合に、各種の資格と切り離して扱うわけにはいかない。

4つの「国」にそれぞれの資格制度があるが、スコットランドだけが著しく異なる。以下、4つの中で最も大きな人口を持つ（全体の84%、2007年）イングランドに限定して記述を進める。独立学校はナショナル・カリキュラムによる教育は行わないが、政府による間接的な規制の対象となっている各種の資格試験のための準備教育は行っていること、ただしこの試験をめぐるも続々と新しい試みがなされていること、さらにまた現在、イングランドではカリキュラム及び評価をめぐる改革が進行中であり、改革の効果が児童生徒の学力に及ぼす影響を巡る議論が絶えず、さらに資格制度がしばしば政策論争の対象となってきた「政局が流動的である」ことも影響して不確定的な要素が多いことを考慮する必要がある。

#### （2）策定機関と策定の手続き

イングランドの教育課程及び資格制度の開発には1997年の教育法によって設置された資格・カリキュラム機構（Qualifications and Curriculum Authority: QCA）がかかわってきた。ところが2007年の教育法によって従来はQCAの管轄であった試験制度の規制のための独立の機関である資格および試験規制官事務所（Office of Examinations and Qualifications Regulator: Ofqual）が設置され、これによってQCAの機能が大幅に変化した。このため新たに資格カリキュラム開発機関 Qualifications and Curriculum Development Agency: QCDA が設置されることになり、すでにその仕事の大部分の移行が進んでいる。しかし財政難のために特殊法人は削減すべきであるという意見も根強く、野党側からはQCDAの廃止論も唱えられている。

現在初等学校の教科として示されているのは、キー・ステージ1（第1及び第2学年）では美術・デザイン、市民性（必修ではない）、デザイン・技術、英語、地理、歴史、ICT、数学、音楽、体育、理科、人格的・社会的健康教育（PSHE：必修ではない）、宗教（必修である

が内容についての法令による統一はない)であり、キー・ステージ2(第3～第6学年)で近代外国語(必修ではない)を加えることができる。これらの教科それぞれの授業を設けること、あるいはトピック学習のような総合的な授業を行うことは、学校の自由であってナショナル・カリキュラムに示されるそれぞれの教科の到達目標を達成することだけが求められている。子ども・学校・家庭担当大臣の諮問を受けたジム・ローズ卿による初等カリキュラムのレビューが今年4月の末に公表されたが、そこではICTが新しい初等カリキュラムの中心部分として英語と数学に加わり、人格的な発達がカリキュラムの中で重視されることになった。また教科ではなく6つの学習分野が提案されているが、今後の実現の見通しは不透明である。

中等教育はキー・ステージ3(第7～第9学年)とキー・ステージ4(第10及び第11学年)から構成される。キー・ステージ3における教科は美術・デザイン、市民性、デザイン・技術、英語、地理、歴史、ICT、数学、近代外国語、音楽、体育、理科、PSHE(必修ではない)、宗教教育(必修であるが内容についての法令による統一はない)である。またキー・ステージ4においては市民性、英語、ICT、数学、体育、理科が必修、宗教教育は必修であるが、内容についての法令による統一はない。理科は化学、生物、物理に分かれて履修される。そのどれを履修するかは自由である。これらのほかに、学校が独自に教科を設定することもできるが、それらの教科も対応する資格の受験準備の性格が強い。

### (3) 授業時数について

総授業時数の規定というものはない。また各教科等の配当授業時間の規定もない。学年配当の授業時数の規定も無い。ただし2002年にQCAから「初等カリキュラムの設計と時間評価」(Designing and timetabling the primary curriculum)という文書が出されており、そこで教科ごとの望ましい時間配当が記されている。キー・ステージ1では英語が年間に180時間から270時間、数学が135時間、理科が54時間、デザイン・技術、情報、歴史、地理、美術・デザイン、音楽が各30時間、体育が45時間、宗教が36時間である。またキー・ステージ2では英語が180-270時間、数学が150-180時間、理科が72時間、デザイン・技術、情報、歴史、地理、美術・デザイン、音楽が各33時間、体育が45時間、宗教が45時間である。当時QCAがマンチェスター大学の形成的評価研究センターに委託して行った学校のカリキュラムの基本調査である「学校標本プロジェクト」(School Sampling Project: SSP)の調査結果による学校の実際の授業時間の平均的な数値はこれとは異なる。教育の目標を達成する上で重要なのは到達目標であって、その目標に到達すればどのように授業時間を組織してもよいという考え方である。当時QCAが示した数字よりも、SSPが調査した実際の数値の方がかなり多くなっており、到達目標の達成に学校がかなり苦労していることが分かる。

中等教育に相当するキー・ステージ3における望ましい時間配当は年間で英語、数学、理科がそれぞれ108時間、デザイン・技術、体育が54時間、ICT、美術・デザイン、音楽がそれぞれ36時間、歴史、地理、宗教がそれぞれ45時間、外国語が72時間、市民性が27時間とされていた。実際の授業時間は初等教育の場合と同様にこれよりも多いのが一般的であるが、市民性の授業はガイダンスを下回る時間しか教えられていない。これは授業を特設せずに、他の授業の枠内で関連して行ってもよいことが影響していると考えられる。

しかし 2007 年から始まった中等教育課程の改定の結果として望ましい時間配当についてのガイドラインも撤回されたようである。

#### (4) 改訂の周期

改訂の周期は、1999 年に QCA(当時)の担当者から聞いたところでは 5 年ということであったが、実際にはこの通り行われているわけではない。

#### (5) 最新の改訂年次

初等教育については 1999 年が最近の改訂で、現在改訂作業が進行中である。

中等教育については 2007 年に改訂され、2008 年 9 月より実施に移されている。ただし教科による実施の時期のずれはある。

#### (6) その他

イギリスでは、各学校が教育課程の修了者に卒業証書を出すという制度はない。その代わりに、生徒は通常、外部試験機関により提供される各種の普通教育資格や職業(準備)資格を取得する。義務教育修了段階におけるもっとも基本的な資格は GCSE(General Certificate of Secondary Education)である。GCSE は科目別試験で、約 50 科目のなかから、生徒は一般に英語、数学および理科を含む 5~10 科目程度を受験する。科目には普通教育科目のほかに「応用 GCSE」(Applied GCSE)が 10 科目程度含まれている。

## 2 ナショナルテストについて

(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等(実施規模、実施教科等、実施学年、周期等)

イングランドの公費維持学校ではナショナル・カリキュラム・テスト(全国標準テスト)を実施しているが様々な問題があつて実施の規模は縮小の傾向にある。それぞれのキー・ステージが終わる初等学校 2 年、6 年、中等学校 3 年生を対象に、英語(国語)、数学、理科(初等学校 2 年は除く)を悉皆で毎年行ってきたが、初等学校 2 年については教師評価によって行われるようになった。英語、数学、理科以外についても選択制のテストが作成されている。また 2010 年からキー・ステージ 2 の理科のテストが廃止され、教師による評価と、全国規模での標本抽出によるテストに置き換えられることになった。

キー・ステージ 4 で義務教育は終了するが、この段階での全国テストは既存の外部試験によって代用されている。その代表的なものは GCSE 試験である。ただしその他の職業的な資格試験を含めても全員が受験するわけではない。

現在、初等学校においては教師による学内評価を中心とするなどの改革が検討されている。GCSE 試験においてはコースワークと呼ばれる筆記試験以外の生徒の作業の占める割合が科目によっては大きい、これが試験の信頼性を失わせるという批判があり、改革が進められている。

#### (2) ナショナルテストの性格

(卒業や進級の認定、学習の評価等との関係、指導要録等への反映)

保護者による学校選択の資料の提供と、学習指導の改善等を目的とする。試験の成績の

みを保護者の選択の資料とする考え方は修正されようとしており、選択の資料としては学校報告カード (School Report Card) という新しい制度が提案されている。

### (3) その他

初等学校開始直前の5歳児を対象とした教師の観察による基礎的な評価が行われる。この評価は6つの発達領域(下位領域を含めて13領域)にわたり、各領域について最高9ポイントの評定がなされる。6ポイント以上が望ましい発達度とされる。6領域は人格・社会性・情緒の発達(態度、社会性、情緒の3つの下位領域に分かれる)、コミュニケーション・言語の発達(コミュニケーション、音と文字、読み、書きの4つの下位領域に分かれる)、数の発達(数、計算、空間と測定の3つの下位領域に分かれる)、周りの世界の知識と理解、身体の発達、創造力の発達である。この評価は、学校の取り組みによってその後どのような児童の前進がみられたかという付加価値的な評価を行うために導入されたものである。これは社会的に不利な条件にある学校が児童生徒の成績を上げようとする努力を評価しようとすることを意図するものであるが、これに対する批判もあり、初等レベルにおける全国テストそのものを廃止しようとする動きもみられる。2008年にキー・ステージ2(第6学年)の成績の発表が遅れ、これはテストの実施・採点を請け負った民間企業とQCAの責任とされているが、所轄の省庁である子ども・学校・家庭省の責任を問う声も大きい。11年生(中等学校5年生)を対象とする義務教育修了段階の外部試験(GCSE試験)および中等教育段階の修了にかかわる外部試験(GCE試験)およびその他の外部資格試験が存在する。これらの試験を11学年に達する以前に受験することも推奨されている。これらの試験はイングランドではOCR、AQA、エデクセルという3つの試験団体によって実施される。それぞれの団体によって実施する試験科目が異なっている。試験の結果は上級の学校への進学、就職において重要な意味をもつ。大学受験に際しては学校からの調書が別に作成される。

2003年に行われた「生徒の学習到達度調査」について、イングランドではOECDが国際比較に必要なデータとして要求する技術的要件を満たすだけの資料が集まらなかったために、国際比較から取り除かれた。一方「国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)2007」について、2008年の12月に子ども・学校・家庭省はその結果がヨーロッパでも上位に位置するものであることを歓迎する大臣の発言を発表している。

## 3 学習の評価について

### (1) 学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容

#### ①基準設定の有無と「有」の場合はその示し方

ナショナル・カリキュラムに全体としての到達目標が通常8段階のレベル(と例外的に優秀という評価)に分けて設定されている。第2学年では第2レベル、第6学年では第4レベル、第9学年では第5または第6レベルに到達していることが標準とされるが、進級、進学には影響しない。最近の傾向として、年齢相当以上の水準への到達を強調している。特に第6学年で第5水準に到達することを奨励する傾向が強い。2009年のキー・ステージ2のナショナル・カリキュラム・テストにおいて第6学年の英語では29%が第5レベル、51%が第4レベル、14%が第3レベルであった。また数学では35%が第5レベル、

44%が第4レベル、15%が第3レベルであった。

なおGCSE試験の評価はA\*、A、B、C、D、E、F、Gおよび不合格で判定される。A\*からCまでの成績での合格が望まれる到達度であり、それぞれの学校による教育の効果の測定の指標とされている。全国資格枠組 The National Qualification Framework でA\*~C評価はレベル2、D~G評価はレベル1とされる。生徒は不合格となってもさらに学校にとどめ置かれることはない。また受験しないことも自由であるが、受験しないものの数は少なくなってきた。2008年度におけるA\*~Gの成績を得た者の割合は、98.4%、2009年度は98.6%であり、満足すべき成績とされるA\*~Cを得た者の割合は、2008年度には65.7%、2009年度には67.1%、優秀な成績であるA\*とAを得た者の割合は2008年度には20.7%、2009年度には21.6%であった。ただし学校がその評価を上げるために、優秀な生徒に多くの科目を受験させることが指摘されており、これらの数字をどのように解釈するかも問題である。

#### ②評価記録の範囲と内容(教科等の評価の記録、行動の記録、出欠席等)

全国テストの結果(第6学年のみ)、教師による評価、学校全体の子どもたちの評価の結果、前年度における全国の結果が保護者に知らされる。英語、数学、理科については全国テストが行われているが、行われていない教科の場合には、教師が評価することになる。QCDA から初等教育の教師による評価の手引きである「児童の前進を評価する」(Assessing Pupils' Progress) が出版されて、評価の標準化が図られている。

#### ③教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か

教科ごとの到達目標のどのレベルに到達しているかが示されるので、目的準拠評価と考えられる。

#### ④観点別評価、評定の区別の有無

この点をめぐる法的な規定はない。学習者の努力、進歩を評価することが推奨されている。

#### ⑤行動や性格の評価の有無

児童生徒の行動の詳細や家庭環境についての記録を作成・保存してもよいが、義務とはされていない。

#### ⑥評価記録の原本の保存(学校保存か児童生徒保存か)

2005年の(イングランド)教育(児童生徒に関する情報)規則により学校に保存と正当な理由による請求がある場合の開示が規定されている。

### (2)各学校における学習の評価の方法

教員は、国の教育課程基準に示される到達目標や、当該校の設定する目標等を指針として、各種テスト(市販のテストを利用したり、選択制の全国標準テストを使用したりする)のようなフォーマルな評価に加え、授業活動を通じたインフォーマルな評価を行う。また、総括的評価とともに、ナショナルテストの見直しのなかで、形成的評価を改めて重視する方向も示されている。[して学習到達度を評価している場合が多いようである。]

#### 4 その他

##### (1) 保護者への評価の結果等の通知の有無(通知票)

法律上は、第 2、第 6、第 9 学年の終わりに成績が連絡されるが、実際には学期ごとに連絡されている。学校と保護者のインフォーマルな情報交流が推奨されている。

##### (2) その他

保護者は学校の保管する児童生徒の学習記録の開示と、評価に対する異議の申し立てを行うことができる。なお学校も試験の結果についての異議の申し立てを行うことができる。実際にそのようにして成績が修正される例が少なくない。

(佐々木毅)

#### 参考資料

- ・ Department for Children, Schools and Families: <http://www.dfes.gov.uk>
- ・ 学校の授業時間に関する国際比較調査研究会(代表:渡辺良)『学校の授業時間に関する国際比較調査』(平成 14 年度文部科学省委託研究調査報告書、2003)
- ・ 海外教育課程研究会(国立教育政策研究所内)『主要国における教育課程基準・評価及び教科書に関する調査研究—第二次報告 各国編(イギリス)—』(平成 10～11 年度文部省委託研究「教育改革の推進のための総合的調査研究」報告書、2000)
- ・ 文部科学省『諸外国の教育動向 2008 年度版』
- ・ Qualifications and Curriculum Development Agency: <http://www.qcda.org.uk>



## フランスの教育課程基準と学習評価

### 1 教育課程の基準（学習指導要領）について

#### （1）策定のレベル（国、州等）

教育課程の基準は、国で策定しており、地方毎の教育課程の基準はない。

#### （2）策定機関と策定の手続き

教育課程の基準は、審議会の答申を受けて国民教育省で策定している。すなわち、国民教育省（Ministère de l'éducation nationale）は、教職員、父母、学生、高校生、地方公共団体、学校外教育団体、家族団体などの代表で構成する中央教育審議会（Conseil supérieur de l'éducation）の答申（avis）を受けて、授業時間配当（horaire）を定める省令（arrêté）と学習指導要領（programme）を定める省令をそれぞれ制定している。

義務教育段階の教育課程の基準の策定に当たっては、大統領等が指名する9名の有識者で構成する教育高等審議会（Haut Conseil de l'éducation）の答申を受けて内閣（gouvernement）が政令（décret）で定める「共通基礎知識技能（socle commun de connaissances et de compétences）」が基準とされる。「共通基礎知識技能」は、義務教育終了までにすべての児童生徒に最低限保障すべき教育内容を定めたものである。

#### （3）教育課程の基準の範囲（総則、各教科等の目標、内容等）

教育課程の基準の範囲は、教科等の種類、授業時数、総則、各教科等の目標、内容等となっている。

#### （4）授業時数について

- ①総授業時数の規定の有無：総授業時数の規定はある。
- ②各教科等の配当授業時数の規定の有無：各教科等の配当授業時数の規定はある。
- ③学年配当の授業時数の規定の有無：学年配当の授業時数の規定はある。

#### （5）改訂の周期

教育課程の基準は、概ね5年に1回改訂されている。ただし全学年・全教科の授業時間配当と学習指導要領が同時に改訂される訳ではなく、授業時間配当が改訂された後に、中学校の場合は複数学年をまとめた学習期（cycle）及び教科別に、時期をずらして学習指導要領の改訂が行われる。授業時間配当が改訂されずに学習指導要領のみが改訂されることもある。

#### （6）最新の改訂年次

小学校（5年制）の授業時間配当及び学習指導要領の最新の改訂年次は、2008年である。中学校（4年制）の授業時間配当の最新の改訂年次は、第1～3学年が2002年、第4学年が2004年である。中学校の学習指導要領の最新の改訂年次は、教科により異なるが、外国

語、数学、生物地学、物理化学の 2007 年が最新である。

### (7) その他

特記事項なし

## 2 ナショナルテストについて

### (1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容（実施規模、実施教科等、実施学年、周期等）

ナショナルテストの実施はある。「全国共通学力調査 (Évaluation CE2-sixième)」が行われている。

「全国共通学力調査」は、小学校 3 年生、中学校 1 年生を対象に、フランス語、数学で毎年実施される。当該学年の児童生徒が全員受験するが、成績集計は標本による全国集計のみが行われ、地方別、学校別の成績集計は行われない。採点とコンピュータへのデータ入力、各担任教員が行う。各教員は、出題別に公表された全国の正答率と比較して、一人一人の児童生徒の学力の状況を把握する。なお、「全国共通学力調査」は各学年の開始時に当たる 9 月に毎年実施されてきたが、2008 年度 (2008 年 9 月～2009 年 8 月) からは、前学年の学年末に実施する制度に改められ、対象学年が小学校 2 年生と小学校 5 年生となった。また、調査結果の標本集計も、全国のみではなく大学区別及び県別にも行われるように改められた。

### (2) ナショナルテストの性格（卒業や進級の認定、学習の評価等との関係、指導要録等への反映）

「全国共通学力調査」は、学習指導の改善を目的とする。

### (3) その他

中学校卒業の認定を行う「前期中等教育修了国家免状 (diplôme national du brevet, DNB)」取得試験がある (ただし不合格でも高校に進学できる)。「前期中等教育修了国家免状」取得試験は、毎年、中学校最終学年 (4 年生) を対象に、フランス語、数学及び歴史地理公民の 3 教科の筆記試験とフランス語、数学、第一外国語、生物地学、物理化学、体育スポーツ、芸術 (美術及び音楽)、技術及び第二外国語の必修 9 教科の平常点評価によって実施される。また、平常点評価には、自由選択履修であるラテン語、ギリシャ語及び職業体験やコンピュータ利用技能、生活態度の評価も含まれる。各教科等 20 点満点で採点し、重要教科に重み付けをして全教科等の平均を算出し、10 点以上で合格となる。大部分の中学 4 年生が受験し、多くが合格する (2008 年度、75 万人中 74 万人が受験し、61 万人が合格)。

## 3 学習の評価について

(1) 学習の評価の基準 (国で全国共通に定める) の有無及び「有」の場合はその内容  
① 基準設定の有無と「有」の場合はその示し方

学習の評価の基準はある（2007年度より試行中）。国民教育省が、2007年10月に「共通基礎知識技能」の観点別到達度評価参考一覧表（Livret de connaissances et compétences : Grille de références）を試行として示した。指導要録にほぼ相当する「個別技能通知表（livret personnel de compétences）」の導入が2007年5月14日の政令第2007-860号により決定され、現在、実施の準備が行われている。2008年11月24日の国民教育省通達（circulaire）第2008-155号により小学校用の参考様式が示された。

②評価記録の範囲と内容（教科等の評価の記録、行動の記録、出欠席等）

教科等の指導の記録（上記「全国共通学力調査」の結果並びに「共通基礎知識技能」に準拠した観点別評価及び評定）、行動の記録（「共通基礎知識技能」に含まれる）のほか、交通安全教育修了記録、応急手当教育修了記録、コンピュータ教育修了記録なども記録される。出欠席を記録する旨の定めはない。

③教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か

教科等の評価は、目標準拠評価である。

④観点別評価、評定の区別の有無

観点別評価、評定の区別はある。

⑤観点別評価の場合の、観点の設定内容（全教科共通、教科特性によって異なる等）

評定は「共通基礎知識技能」の項目別（フランス語の習得、一つの現代外国語の実用、数学の基礎原理、科学的技術的教養、情報通信に関する日常的な技術の習得、人文的教養、社会的公民的技能、自律性及び自発性）に行われる。各項目について、小学校では4～29の観点別評価が設けられている。例えば、小学校低学年の「フランス語の習得」には、「適切な語を用いて口頭で明瞭に表現できる」「意思伝達のきまりを尊重しつつ学級において言葉でのやりとりに参加できる」「短い散文又は詩を暗唱できる」など23の観点別評価が設けられており、教員はこれらを総合して「フランス語の習得」の評定を行う。観点別評価を総括して評定に結びつける際には、学年末の教員会議における審議によるものと定められている。中学校については未定。

⑥観点別評価及び評定の評価の段階（A、B、C／5、4、3、2、1等）

観点別評価と評定のいずれも合否（ouiとnon）の2段階である。

⑦それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関

評価基準を国民教育省が上記①の「観点別到達度評価参考一覧表」の中で示す。

⑧行動や性格の評価の有無

行動や性格の評価はある。「共通基礎知識技能」の項目のうち「社会的公民的技能」と「自律性及び自発性」が該当する。

⑨評価記録の原本の保存（学校保存か児童生徒保存か）

上記政令第2007-860号により新設された教育法典第D.311-9条により、評価記録の原本の保存は、学校保存である旨、定められている。

⑩保存の期間

同じく、保存の期間は、生徒の義務教育終了までであり、義務教育終了後は生徒保存である旨、定められている。

## (2) 各学校における学習の評価の方法

### ① 目標準拠評価か集団準拠評価か

(1)に同じ

### ② 観点別評価、評定の区別の有無

(1)に同じ

### ③ 観点別評価の場合の、観点の設定内容

(1)に同じ

### ④ 観点別評価、評定の評価の段階 (A、B、C / 5、4、3、2、1等)

(1)に同じ

### ⑤ 行動や性格の評価について

(1)に同じ

## (3) その他

### ① 保護者への評価の結果等の通知の有無 (通知票)

保護者への評価の結果等の通知はある。通知の様式は「個別技能通知表」と同じである。

### ② その他

フランスには高校入試がなく、中学校卒業後の進学先は、中学校内の議決機関における審議を経て、中学校長の権限で決定される(ただし、生徒や保護者に異議申し立ての機会も与えられる)。このため、中学校卒業後の進学先の決定においては、各教科等の評定が直接的な影響力を有していると考えられる。

## 4 その他

特記事項なし

(上原秀一)

## 参考資料

### ○ 書籍

- ・文部科学省『フランスの教育基本法―「2005年学校基本計画法」と「教育法典」―』国立印刷局、2007年。
- ・研究代表者山根徹夫『諸外国における学校教育と児童生徒の資質・能力』国立教育政策研究所、2007年。
- ・Inspection générale de l'éducation nationale, *Les livrets de compétences : nouveaux outils pour l'évaluation des acquis, Rapport à monsieur le ministre de l'Éducation nationale*, juin 2007.
- ・Ministère de l'éducation nationale, *le B.O. Horaires et programmes d'enseignement de l'école primaire*, Numéro Hors-série, No.3, 19 juin 2008.
- ・Ministère de l'éducation nationale, *Évaluations CE2-sixième-cinquième : Repères nationaux, septembre 2002*, Dossier 141, 2002.
- ・Ministère de l'éducation nationale, *Repères et références statistiques 2009*, 2009.

### ○ 法令

- ・Décret no 2007-860 du 14 mai 2007 relatif au livret personnel de compétences (Journal officiel de la République française, 15 mai 2007)
- ・Arrêté du 14 mai 2007 relatif au livret personnel de compétences (Journal officiel de la République française, 15 mai 2007)
- ・Circulaire no 2008-155 du 24-11-2008 Mise en oeuvre du livret scolaire à l'école (Bulletin officiel de l'éducation nationale, no 45 du 27 novembre 2008)

### ○ ホームページ

- ・Évaluations de C.E.1 et C.M.2 : modalités de mise en oeuvre : Dossier de presse - Xavier Darcos 15/01/2009 (国民教育省ウェブサイト : <http://www.education.gouv.fr/cid23457/evaluations-de-c.e.1-et-c.m.2-modalites-de-mise-en-oeuvre.html>)
- ・Socle commun de connaissances et de compétences : Livret individuel de compétences : Expérimentation 2007-2008 (EduSCOL, [http://eduscol.education.fr/D0231/experimentation\\_livret.htm](http://eduscol.education.fr/D0231/experimentation_livret.htm))

## ＜資料（フランス）＞

\* [ ] 内は訳注である。

### 教育法典（命令の部第3編第1章第1節）

#### 第3款 個別技能通知表（2007年5月14日政令第2007-860号により新設）

第D.311-6条 個別技能通知表（livret personnel de compétences）は、国民教育を所管する大臣の省令で定める全国共通の様式に従い、各児童生徒について作成するものとする。

② 個別技能通知表は、児童生徒、父母又は法定代理人及び教員が、教育法典命令の部第1編第2章第2節第1款別表に定める共通基礎知識技能〔①フランス語の習得、②一つの現代外国語の実用、③数学の基礎原理及び科学的技術的教養、④情報通信に関する日常的な技術の習得、⑤人文的教養、⑥社会的公民的技能、⑦自律性及び自発性の7項目〕の段階的な認証を辿ることを可能にする。

第D.311-7条 個別技能通知表には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 次の各修了時における共通基礎知識技能の認証の評価。

- ・基礎学習期〔幼稚園年長組から小学校第2学年まで〕の修了時には、フランス語の習得、数学の基礎原理及び社会的公民的技能に属する事項。
- ・小学校〔5年制〕の卒業時及び中学校〔4年制〕の卒業又は義務教育〔満16歳まで〕の終了時には、共通基礎知識技能の全7項目。

二 国民教育を所管する大臣の省令で定める一覧表に記載する証明書。

第D.311-8条 個別技能通知表の記入者は、以下のとおりとする。

- a) 公立小学校にあっては学習期教員会議を構成する当該学習期の教員が、〔公費補助を受ける〕契約私立学校にあっては担当教員又は第D.321-20条に定める教員集団が、それぞれ記入する。
- b) 中学校又は高等学校にあっては担任教員が、〔特別支援教育を行う〕中学校付設適応普通教育・職業教育科（SEGPA）及び地域圏立適応学校（EREA）にあっては学級担当教員集団の議を経て連絡担当教員が、それぞれ記入する。
- c) 見習技能者養成センター（CFA）にあっては、少年見習訓練者〔14～16歳〕については第D.337-166条に定めるチューターが、義務教育期間中のその他の見習訓練者についてはセンター長が指名する指導員が、それぞれ記入する。

第D.311-9条 個別技能通知表は、基礎学習期において作成され、義務教育修了までの期間、当該児童生徒又は見習訓練者が就学する学校に送付されるものとする。

② 個別技能通知表は、義務教育終了時に当該児童生徒又は見習訓練者に引き渡すものとする。

### 個別技能通知表に関する2007年5月13日省令

第1条 第D.311-7条の規定による個別技能通知表に含む証明書は、以下のとおりとする。

- ・第R.312-47条に定める交通安全に関する第一水準及び第二水準の学校証明書。
- ・第D.312-41条に定める応急手当教育の証明書。
- ・2006年6月14日省令で設置した情報通信技術免状（B2i）の「小学校」水準及び「中学校」水準の証明書。
- ・第D.312-16条から第D.312-20条までにより交付する外国語に係る知識技能に関する修了証。

第2条 （略）

### 学校通知表の導入に関する2008年11月24日通達第2008-155号（各地方国民教育省出先機関宛）

教育法典は、就学前初等教育段階のすべての幼児児童について、教員間及び学校保護者間の連絡の手段である学校通知表（livret scolaire）を作成するよう規定しています。この通知表は、各幼児児童がその就学期間において修得した知識技能を段階的に証明することを可能にするものです。

学校通知表は、初等教育への就学の終了時に至るまで児童を見守るものです。学校通知表は、転校の際には受

け入れ校に送付されます。

幼稚園在籍時から、幼児は、小学校教育の支えとなる知識技能を身に付けています。このため、幼稚園年長組の修了時には、学習指導要領に準拠して幼稚園における習得事項の総括を実施し、これを学校通知表に添付することとしています。

学校通知表には、以下のものを含むこととします。

- 1) 学年を追って児童の進歩を継続的に追跡するために学校で用いられている定期評価文書。
  - 2) 別表第一に掲げる様式によって提示する第2学年及び第5学年の全国共通学力調査 (évaluations nationales) におけるフランス語及び数学の成績。
  - 3) 別表第二に掲げる様式によって提示する小学校学習指導要領に準拠した第2学年及び第5学年の知識技能習得状況の証明書。
- ただし、基礎学習期の修了時 (第2学年) においては、この証明書は、次に掲げる事項に関するものとします。

- ・フランス語の習得
- ・数学の基礎原理
- ・社会的公民的技能

また、深化学習期 [小学校第3学年から小学校第5学年まで] の修了時 (第5学年) においては、この証明書は、次に掲げる事項に関するものとします。

- ・フランス語の習得
- ・一つの現代外国語の実用
- ・数学の基礎原理及び科学的技術的教養
- ・情報通信に関する日常的な技術の習得
- ・人文的教養
- ・社会的公民的技能
- ・自律性及び自発性

- 4) 別表第三に掲げる様式によって提示する交通安全教育及び応急手当教育に関する証明書。

5) 児童が上記3の文書に技能習得の証明が記載される外国語に加えてさらに一外国語を習得したときは、ヨーロッパ共通水準枠組みのA1水準 [6水準中上位6番目] の外国語技能の証明書。

- 6) 就学を継続する条件に関する教員会議による提案及び学年末における決定。

学校通知書は、小学校卒業時に父母に引き渡すものとします。第5学年における知識技能の習得状況に関する証明書、第5学年における全国共通学力調査の結果並びに上記4及び5に掲げる証明書は、当該児童を受け入れる中学校に送付するものとします。

学校教育総局長

ジャン＝ルイ・ナンブリーニ

#### 別表第一 全国共通学力調査結果

第2学年		第5学年	
読む	/	読む	/
書く	/	書く	/
語彙	/	語彙	/
文法	/	文法	/
綴字	/	綴字	/
フランス語合計	/ 60	フランス語合計	/ 60
数	/	数	/
計算	/	計算	/
幾何	/	幾何	/
測定	/	測定	/
数量データ処理	/	数量データ処理	/
数学合計	/ 40	数学合計	/ 40

**別表第二 第2学年及び第5学年における知識技能習得状況の証明書**

7項目の技能の習得証明シートは、それぞれ第2学年末及び第5学年末の時点で学習指導要領に準拠して評価すべき知識技能を列挙したものである。

各シートには、評価すべき知識技能が、領域毎にまとめられ、学習指導要領の順序で記載されている。

第2学年末と第5学年末に、教員会議において総括評価を行う。技能を認証し得るときは、各シートの下部に認証日を記入する。

**第2学年 フランス語の習得**

話す	合	否
適切な語を用いて口頭で明瞭に表現できる。		
意思伝達のきまりを尊重しつつ学級において言葉でのやりとりに参加できる。		
短い散文又は詩を暗唱できる。		
<b>読む</b>		
未知又は既知の語を含む文章を大きな声で一人で読むことができる。		
古典的文章や年齢に相応しい児童文学の作品全体を一人で読んだり読むのを聞いたりすることができる。		
簡単な指示文を一人で読んで理解できる。		
段落又は短文から主題を引き出すことができる。		
未知の語の意味を解説しながら文章を黙読し、要約、書き換え及び質問への答えを通じて自らの解釈を表明することができる。		
<b>書く</b>		
読みやすく丁寧な筆記体で短文を誤りなく写すことができる。		
短文を上手に書くために自らの知識を活用することができる。		
5行から10行の文章を自発的に書くことができる。		
<b>言語の学習：語彙</b>		
表現するために正確な語を用いることができる。		
同義語を示すことができる。		
反意語を見つけることができる。		
同語根の語を集めることができる。		
アルファベット順の並びを利用し始めることができる。		
<b>言語の学習：文法</b>		
文、動詞、名詞、冠詞、品質形容詞、人称代名詞（主語）を同定することができる。		
一つの文の動詞とその主語を見つけることができる。		
第1群動詞の être（である）と avoir（持つ）を直説法の現在形、未来形及び複合過去形で活用させる。faire（作る）、aller（行く）、dire（言う）及び venir（来る）を直説法現在形で活用させることができる。		
現在を未来及び過去と区別することができる。		
<b>言語の学習：綴字</b>		
文字と音の対応関係及び文字の意味に関する諸規則を守りながら書くことができる。		
暗記した語を誤りなく書くことができる。		
活用形を正しく綴り、主語と動詞の対応や名詞グループにおける性数一致を守ることができる。		

「フランス語の習得」の技能の認証日： 年 月 日



第2学年 数学の基礎原理 (略)

第2学年 社会的公民的技能 (略)

第2学年

認証された技能

フランス語の習得	
数学の基礎原理	
社会的公民的技能	
教員の氏名及び署名：	

第5学年 フランス語の習得 (略)

第5学年 一つの現代外国語の実用 (略)

第5学年 数学の基礎原理 (略)

第5学年 科学的技術的教養 (略)

第5学年 情報通信に関する日常的な技術の習得 (略)

第5学年 人文的教養 (略)

第5学年 社会的公民的技能 (略)

第5学年 自律性及び自発性 (略)

第5学年

認証された技能

フランス語の習得	
一つの現代外国語の実用	
数学の基礎原理	
科学的技術的教養	
情報通信に関する日常的な技術の習得	
人文的教養	
社会的公民的技能	
自律性及び自発性	
教員の氏名及び署名：	

別表第三 交通安全教育及び応急手当教育に関する証明書 (略)



## ドイツの教育課程基準と学習評価

### はじめに

2001年12月の「PISAショック」以降、ドイツでは急速に教育改革が進められている。とりわけ、学習の成果をどのように保証していくのが課題とされた。常設各州文部大臣会議（KMK）は、2001年12月に「7つの行動計画」を打ち出し、教育の質保証のための政策を各州が推進していくことを決議した。更に2003年以降、各学校の終了段階における教育水準（スタンダード）を提示し、各州の学習指導要領はこの教育水準に準拠して作成されることが合意されたのである。

本稿は、こうした教育の質保証政策についての基盤となる、教育課程基準の状況、並びに、学習評価の在り方について、ドイツの幾つかの州を例に挙げながら、改革の進展状況を把握することを目的とする。そのために、まず教育課程の基準について整理し、次に学習成果を測定するための共通テストについて概観する。その上で各学校における学習の評価について整理し、ドイツがどのような形で学習の質保証を行おうとしているのかを明らかにする。

### 1 教育課程の基準（学習指導要領）について

#### （1）策定のレベル（国、州等）

ドイツ（ドイツ連邦共和国）は、16の州からなる連邦国家である。教育に関する事項はドイツ基本法第7条第1項により、各州の事項とされており、連邦政府が州と共同で促進する事項として教育に関与するのは、①大学以外の学術的研究の施設及び計画、②大学での学術研究計画、③大学での大型設備を含む研究施設、及び④教育制度の成績結果のための協定に基づく国際比較並びにその報告書と勧告を共同で実施すること、である（第91条b）。このため、学習指導要領等の教育課程の基準については、連邦政府は関与していない。これらの事項は州政府レベルに属するといえる。

実際に、各州政府は州文部省等で学習指導要領を作成している。一部の州では学習指導要領の作成手続きには多くの費用と労力がかかるため、学習指導要領を共通して作成している州もある。2004/05年度からは、ベルリン市（都市州）、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州及びブレーメン市（都市州）は、基礎学校で共通の大綱学習指導要領（Rahmenlehrplan）を使用している（<http://www.berlin.de/sen/bildung/schulorganisation/lehrplaene/>）。

#### （2）策定機関と策定の手続き

学習指導要領を策定するのは州文部省が編成主体となっている。実際には州教育研究所が関与・作成する場合が多い。

例としてノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂の手順をみてみよう。同州では、1985年に作成した基礎学校学習指導要領を使用していたが、2003年に改訂され、暫定版学習指導要領が作成された。さらに2008年に正規版学習指導要領が作

成され、告示された。つまり5年間の暫定版試用期間があったことになる。

### (3) 教育課程の基準の範囲(総則、各教科等の目標、内容等)

ドイツ統一での基準はなく、州により多少の違いがある。以下、主に2つの州を例として説明していく。

<例1>ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校 (Richtlinien und Lehrpläne fuer die Grundschule in Nordrhein-Westfalen)

ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領は、2008年8月に新たに改訂され、告示された。そこに示されている方針は、以下のようになっている。

1 基本方針と学習指導要領の機能、2 課題と目標、3 機会と要求の多様性(個人の促進、特別な教育的要求、男女共学)、4 基礎学校での学習と教授、5 コンピテンシーの期待水準、6 成績の促進と評価、7 学校への移行と学校入学段階、8 教員の責務、9 親の参加、10 生徒の貢献、11 学校生活、12 継続的課題としての質改善と質保証

こうした方針に基づいて、各教科(ドイツ語、事実教授、算数、英語、音楽、芸術、スポーツ、プロテスタント宗派、カトリック宗派)の枠組みが、概ね以下のように規定されている。

獲得すべき能力と知識、教科等の種類、各教科の課題と目標、各教科の内容と重点、各教科で獲得が期待される能力、支援と評価等

例えばドイツ語をみると、以下の様になっている。

- 1 課題と目標
  1. 1 教育課題へのドイツ語の貢献
  1. 2 学習と教授
  1. 3 コンピテンシー志向
- 2 領域と重点
  2. 1 話すことと聞くこと
  2. 2 書くこと
  2. 3 読むこと—文章とメディアを取り扱う
  2. 4 言葉と言葉の使用を試す
- 3 期待されるコンピテンシー
  3. 1 話すことと聞くこと
  3. 2 書くこと
  3. 3 読むこと—文章とメディアを取り扱う
  3. 4 言葉と言葉の使用を試す
- 4 成績を伸ばし評価する

各教科ともこうした4つの領域によって内容が整理されている。

## 〈例2〉ベルリン市（都市州）基礎学校

ベルリン市（都市州）基礎学校は、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共同で大綱学習指導要領を作成し、2004/05年度から使用している。

この大綱学習指導要領は、教育学的概念と各教科（ドイツ語、英語、フランス語、地理、歴史、芸術、算数、音楽、理科、政治教育、事実教授、スポーツ）で構成されている。ベルリン市では、この他に性教育についての指導書がある。なお、ベルリン市とブランデンブルク州は、基礎学校が6年間であり、その他の州よりも2年長くなっているため、教科数が増えている。

まず、「教育学的概念」の部分のみてみよう。この部分は、はしがき（1頁）、基礎学校の大綱学習指導要領の教育学的概念（8頁）、文献（2頁）、の3部から構成されている。中心となるのは「基礎学校の大綱学習指導要領の教育学的概念」である。内容は分類されていないが、教科の大綱学習指導要領の課題領域における目標は、観察可能な諸要求として証明されるべきであること、開かれた課題設定、基礎教育、学習の個別化、評価、知識技能、教授、行動コンピテンシー、事実コンピテンシー、方法コンピテンシー、社会コンピテンシー、個人コンピテンシー、成績、成績評価、学習戦略、ポートフォリオ、問題設定、教育スタンダードなどのキーワードが挙げられている。

次に教科だが、教科の構成はほぼ統一されている。例としてドイツ語の大綱学習指導要領の枠組みを見てみよう。

- 1 基礎学校における教育
  - 2 基礎学校の教育に対する教科の意義
  - 3 スタンダード
  - 4 授業の構成－教科教授の諸要求
  - 5 内容
    5. 1 課題領域の概観
    5. 2 課題領域
  - 6 成績伝達、成績評価と記録
- 付録

### （4）授業時数について

#### ①総授業時数の規定

週当たりで授業時数が定められている。年間総授業時数では規定されていない。

#### ②各教科等の配当授業時数の規定

各州の文部省が週当たりの授業時数を定めている場合が多い。一般に年間時数では考えられていない。年間の授業を行う週は、一般に38週で考えられているが、行事やプロジェクト授業等でここから授業時数が減少する。

例えばノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校の週当たりの授業時数は、以下のようになっている。

[表1] ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校各教科の週当たり授業時数

	学校入学段階		3 学年	4 学年
	1 学年 21-22 時間	2 学年 22-23 時間	25-26 時間	26-27 時間
ドイツ語、事実教授、算数、促進授業	12		14-15	15-16
芸術、音楽	3-4		4	4
英語	2 (注1)		2	2
宗教	2		2	2
スポーツ	3		3	3

(Aus: Verordnung ueber den Bildungsgang in der Grundschule. Vom 23.Maerz 2005)

(注1) 1 学年は第 2 学期に開始

[表2] ノルトライン・ヴェストファーレン州のギムナジウム各教科の週当たりの授業時数

学年 学習領域/科目	5・6 学年	7～9 学年	中等段階一全体
ドイツ語	8	11	19
社会 歴史 地理 政治/経済	6	12	18
数学	8	11	19
理科 生物 化学 物理	6	10(10)	20
英語	8(4)	10(10)	18(14)
第二外国語	4(8)	6	14(18)
芸術領域 芸術 音楽	8	6	14
宗教	4	6	10
スポーツ	6-8	7-9	15
選択必修授業	0	4-6	4-6
中核時間	58-60	91-95	151-153
補足時間			10-12
週時間枠	5 学年 30-33 6 学年 30-33	7 学年 31-34 8 学年 31-34 9 学年 32-35	
合計週時数			163

[表3] ベルリン市基礎学校の週当たりの授業時数 (2005年)

授業科目	学校開始段階		学年			
	1	2	3	4	5	6
ドイツ語	(6)	(79	7	7	5	5
事実教授	13(2)	14(2)	3	5		
算数	(5)	(5)	5	5	5	5
芸術	2	2	2	2	2	2
音楽	2	2	2	2	2	2
スポーツ	3	3	3	3	3	3
外国語			2	3	4	5
理科					4	4
地理					3	3
歴史/政治教育						
重点教育					2	2
合計時数	20	21	24	27	30	31
トルコ語を母語とする場合のトルコ語	5	5	5	5	3	3

\*なお、ベルリン市の場合、年間授業時数での規定もあるが、年間 40 週として計算されており、授業時数はこの 40 倍になっている。

[表4] ベルリン市ギムナジウムの週当たりの授業時数 (2005年から)

授業科目/学習領域	学年毎の週時数			
	7	8	9	10
<b>必修授業</b>				
ドイツ語	4	4	4	4
数学	4	4	4	4
第1外国語	3	3	3	3
学習領域 理科				
生物			2	2
化学	4	4	2	2
物理			2	2
学流領域 社会科学				
歴史/公民	2	2	2	2
地理	1	1	1	1
倫理	2	2	2	2
音楽	2	3	3	3
芸術	2			
スポーツ	3	3	3(2)	(2)
選択必修授業	-	-	2(5)	2(5)
プロフィールの時間	2	3	2(-)	2(-)
合計	33	33	34(34)	34(34)

\*なお、ベルリン市の場合、年間授業時数での規定もあるが、年間40週として計算されており、授業時数はこの40倍になっている。

### ③ 学年配当の授業時数の規定

上記のノルトライン・ヴェストファーレン州の例のように、学年毎ではなく、複数学年を括りとして授業時数を規定する州が多い。

#### (5) 改訂の周期

とくに原則はない。上記ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂では、前回告示されたのが1985年である。その後2003年に試行版が告示され、2008年の確定版学習指導要領が作成された。中等教育段階は教科により改訂時期が異なる。

#### (6) 最新の改訂年次

学習指導要領は、州の所管事項であり、州・学校種別により異なる。ノルトライン・ヴェストファーレン州の基礎学校学習指導要領改訂では2008年。中等教育段階は教科により異なる。ベルリン市では基礎学校は2004年に、中等教育段階の各教科は2006年に、それぞれ公表されている。

## 2 ナショナルテストについて

(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等 (実施規模、実施教科等、実施学年、周期等)

2001年の「PISAショック」以降、幾つかの州が共同で比較調査を実施するようになってきている。具体的には、基礎学校における読解力テスト(通称「VERA」Vergleichsarbeiten)、その中等教育版等がある。主なテストは次のとおりである。

① VERA3テスト。これは基礎学校第3学年を対象とし、国語や算数についての能力を調査するものである。VERAはもともと基礎学校第4学年を対象として幾つかの州が参加していた。

2007年に調査対象を第4学年から第3学年に移して実施することとなり、全16州が問題作成に参加した。2008年には12州が、2009年には8州がVERAに参加している (Baden-Württemberg, Bremen, Mecklenburg-Vorpommern, Niedersachsen, Nordrhein-Westfalen, Rheinland-Pfalz, Saarland, Schleswig-Holstein) (<http://www.uni-landau.de/vera/>)。

② VERA8テスト。これは第8学年を対象として、ドイツ語、数学、後には英語を加え、それぞれ調査するものである。少なくとも2007年から毎年実施されている。例えば2007年に実施された数学のVERA8には、8州が参加している。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では、2007年には参加は学校にまかされていた。これが2008/09年度からは一部教科が義務化されている。2009年のVERA8には、ドイツ語、数学、英語について実施が予定されている。これに加えて、第6学年を同様に対象とするVERA6も実施されている。

(2) ナショナルテストの性格 (卒業や進級の認定、学習の評価等との関係、指導要録等への反映) こうした州毎のテスト、あるいは州共通のテストが導入された背景には、能力の検証が



これまで不十分であったことが考えられる。VERAの目的は、①学校や授業の改善、②現状を把握（スタンダードを確保し改善すること）、③専門性（診断の精度を把握し、改善すること）にある（<http://www.bildungsserver.de/zeigen.html?seite=4441>）。

### （3）その他

学校の成績を評価する制度は、ドイツでは学校終了時の試験として発達してきた。例えば、ギムナジウムを終了する段階でのアビトゥア試験は多く知られている。こうした試験は、学校が州文部省等の許可を得た問題で学校毎に実施する州と、共通の問題を州一斉に実施する州（統一アビトゥア）がある。

2009年1月の時点で、アビトゥア試験を州共通に実施している州は、16州のうち12州まで増加している。現在も統一アビトゥアを実施していないのは4州である。ただし、このうち3州は何らかの形での統一アビトゥア試験を実施しているため、完全に学校毎のアビトゥア試験を実施しているのは1州（ラインラント・プファルツ州）のみである。

アビトゥア試験の統一化の傾向に加え、2001年の「PISAショック」以降、多くの州がギムナジウムのみならず、ハウプトシューレや実科学校終了時にも試験を実施するようになってきている。例えばノルトライン・ヴェストファーレン州では、2006/07年度からハウプトシューレ、実科学校、ギムナジウム及び総合制学校のすべての第10学年の生徒が試験を受けることとなった（<http://www.standardsicherung.schulministerium.nrw.de/zp10/>）。ハウプトシューレや実科学校の修了試験は、KMKの定めた教育スタンダードに沿って実施されることになっている。

この他にギムナジウム終了段階での学力調査の実施（2002年、TOSCA）等があるが、州レベルでの実施である。

## 3 学習の評価について

### （1）学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容

連邦レベルでは、評定についての州間協定があるが、州共通のものはない。評価では、1964年のハンブルク協定（各州首相会議による協定）によって、6段階評価とすることが定められている。この他にギムナジウムの修了試験であるアビトゥア試験についてのKMK協定がある。具体的には各州レベルで評価の詳細が定められている。

#### 〈例1〉 ノルトライン・ヴェストファーレン州

### （1）学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容

#### ①基準設定の有無と「有」の場合はその示し方

規定がある。州学校法第48条に規定されている。ただし様式はない。

#### ②評価記録の範囲と内容(教科等の評価の記録、行動の記録、出欠席等)

教科等の評定、欠席、行動の記録や社会的行動（4段階評価）、特記事項の4項目に大別される。教科等の評定は6段階である。ただし、基礎学校1年では評定は行われず、記述式の評価が行われる。

#### ③教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か

目標準拠評価である。

④観点別評価、評定の区別の有無

観点別評価はない。

⑤観点別評価の場合の、観点の設定内容(全教科共通、教科特性によって異なる等)

なし

⑥観点別評価及び評定の評価の段階(A、B、C／5、4、3、2、1等)

評定は6段階評価

⑦それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関

なし

⑧行動や性格の評価の有無

有。4段階評価である。

⑨評価記録の原本の保存

学校に保管する。

⑩保存の期間(学校保存か児童生徒保存か)

20年間(生徒及び保護者の取扱が許可されたデータ規則第9条)。ただし修了書は50年保管することになっている。

(2)各学校における学習の評価の方法

①目標準拠評価か集団準拠評価か

目標準拠評価である。

②観点別評価、評定の区別の有無

観点別評価はない。

③観点別評価の場合の、観点の設定内容

なし

④観点別評価、評定の評価の段階

なし

⑤行動や性格の評価について

上記のとおり4段階である。

<例2> ベルリン市

(1)学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容

①基準設定の有無と「有」の場合はその示し方

有る。州学校法第58条に規定されており、様式もある。

②評価記録の範囲と内容

1)修了証 学校、生徒名及び誕生年月日、学年・学期、選択科目を含む授業科目、成績・評定、特記事項、3年から10学年では行動の記録。学期及び学年の証明書では、これに欠席、遅刻。卒業証書の場合は更に、出生地、教育課程への通学期間、場合に応じ試験に不合格となった事由。試験証明書では、出生地、教育課程への通学期間、試験の種類、試験科目、各試験の成績と最終評定、場合により教育課程途中で終了した科目。

2)指導要録 氏名、性別、出生年月日・出生地・出生国、ドイツ以外で出生の場合には

ドイツ渡航年、国籍、家庭での使用言語、移住者としての状況、住所、電話番号、保護者の氏名・住所・電話番号、就学義務の開始、普通教育学校の経歴、保護者との連絡上の注意点、使用に供された教材。

③教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か

目標準拠評価である。

④観点別評価、評定の区別の有無

観点別評価はない。1・2学年は記述式。3・4学年は6段階評定か一部に内容別評価を選択。5学年以上は6段階評定。一部ポイント制、学習発達記録。

⑤観点別評価の場合の、観点の設定内容

なし

⑥観点別評価及び評定の評価の段階

なし

⑦それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関

なし

⑧行動や性格の評価の有無

有る。3-10学年で実施することができる。実施するのかどうかは各学校の学校会議で決定する。項目は学習準備・意欲、信頼感、自律性、責任感、協調性である。

⑨評価記録の原本の保存

保管は生徒本人である。コピーを要録として学校か試験実施者が保管ことになっている。

⑩保存の期間

50年である。

## (2) 各学校における学習の評価の方法

①目標準拠評価か集団準拠評価か

目標準拠評価である。

②観点別評価、評定の区別の有無

なし

③観点別評価の場合の、観点の設定内容

なし

④観点別評価、評定の評価の段階

なし

⑤行動や性格の評価について

有り

## 4 その他

(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知票）

有る。半年ごとに証明書を交付する。ただし基礎学校1年は記述式で評定はない。

(坂野慎二)



## フィンランドの教育課程基準と学習評価

### 1 教育課程の基準（学習指導要領）について

#### (1) 策定のレベル（国、州等）

国が、「基礎教育課程基準」(*Perusopetuksen opetussuunnitelman perusteet*) を定める。これに基づき、自治体（自治体連合）が地方レベルの教育課程基準を定めている。また、都市部を中心として、学校レベルの教育課程を定めているところもある。

なお、ここでいう自治体とは、基礎自治体（市・郡レベル）である。

#### (2) 策定機関と策定の手続き

中央レベルの教育行政機関として、教育省と国家教育委員会があるが、このうち、国家教育委員会が教育課程を策定する。策定にあたっては、国家教育委員会が中心となる。実際の編成には、国家教育委員会のもとに置かれた作業部会と、教育課程班（27 グループ）、地域ごとに組織された連携ネットワーク（29 地域ネットワーク）が当たる（2004 年改訂時）。これらは、研究者等専門家や現職教員、教育行政関係者らから構成されている。なお、作業部会と教育課程班における議論には、教科書出版社協会なども参加する。

#### (3) 教育課程の基準の範囲（総則、各教科等の目標、内容等）

「基礎教育課程基準」には、①教育課程や義務教育の位置付けや内容など総則的な内容、②指導及び学習支援に関わる内容（特別な支援を必要とする児童生徒、文化的・言語的マイノリティに対する指導）、③各教科の目標・内容・望まれる成果（到達目標）、評価基準・方法、④評価基準・方法、⑤「私立」学校の教育についての記述がある。

以下は、「基礎教育課程基準」（2004 年度版）の目次である。

1.	教育課程
1-1	教育課程の形成
1-2	教育課程の内容
2.	教育のあり方に関する出発点
2-1	基礎教育の基本的価値
2-2	基礎教育の使命
2-3	基礎教育の構造
3.	指導の実施
3-1	学習の概念
3-2	学習環境
3-3	組織文化
3-4	ワーキング・アプローチ
4.	全般的な学習支援
4-1	家庭と学校の連携
4-2	学習計画
4-3	進路指導・キャリア教育の実施
4-4	リメディアル教育
4-5	子どもの福利
4-6	クラブ活動



perusopetuksen tuntijaosta 1435/2001) において、法的に規定されている。これは、授業時数における最低基準（最低授業時数）を定めるものである。

②各教科等の配当授業時数の規定の有無

上記政令に基づき、国レベルで各教科等の配当授業時数が規定されている。

③学年配当の授業時数の規定の有無

学年ごとの授業時数の規定については、1994年の改訂の際に一度は廃されたが(初等教育段階・前期中等教育段階の区分のみ)、2004年の改訂において、学年区分ごとという少し緩やかな形で、授業時数配当が定められている。

以下の表は、国レベルで規定された配当授業時数の内容である。多くの自治体では、これに基づき、学年別など、より詳細な形で授業時数配当を規定している。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計	
母語	14		14			14				42	
外国語 (A言語)	.....			8			8			16	
外国語 (B言語)	.....								6	6	
算数・数学	6		12			14				32	
環境	9				3		7			31	
生物・地理											
物理・化学											
健康教育											
宗教/倫理	6					5			11		
歴史・社会	.....					3		7		10	
音楽	26			4-		30			3-		56
美術				4-					4-		
工芸				4-					7-		
体育				8-					10-		
家庭科	.....								3	3	
進路指導 (キャリア教育)	.....								2	2	
選択科目									(13)	13	
最小授業時間数	19	19	23	23	24	24	30	30	30	222	
自由選択 (A言語)	.....					(6)		(6)		(12)	

(5) 改訂の周期

フィンランドにおいて、最初の教育課程基準が定められたのが1970年であり、その後、1985年、1994年、2004年に改訂されていることから、概ね10年周期で改訂が行われている。

(6) 最新の改訂年次

現行の教育課程基準は、2004年に改訂されたものである(2006年度より移行)。

(7) その他

特記事項なし。

## 2 ナショナルテストについて

(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容(実施規模、実施教科等、実施学年、周期等)

1994年のカリキュラムの大綱化を受け、1990年代から実施されるようになった。調査方法としては、学校単位の抽出調査が採用され、その際のサンプル数は、全体の5-10%程度(5,000~6,000名)が目安とされている。主たる対象は、第9学年の母語及び数学であり、概ね2年に一度実施されている。但し、対象についての明確な規定はないため、上記以外の科目(外国語等)、第9学年以外の学年(第3学年、第6学年、第7学年)を対象とするテストも実施されている。

(2) ナショナルテストの性格(卒業や進級の認定、学習の評価等との関係、指導要録等への反映)

基本的には、「テスト」ではなく「調査」と位置付けられており、教育課程実施状況の把握、政策評価・事業評価として実施されている。テストを通じて収集されたデータは、政策立案・事業計画、授業改善、カリキュラム改善等に用いられる。したがって、ここでの成績が児童生徒に通知されることや、評価に反映されること、進級・卒業認定等において考慮されることはない。

(3) その他

特記事項なし。

## 3 学習の評価について

(1) 学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容

①基準設定の有無と「有」の場合はその示し方

学年区分及び義務教育修了時において望ましい基準が、全国共通基準として教育課程の中で示されている。望ましい基準は、4-10という7段階で行われる評価(全国共通の評価方法)の8(「良い」)相当であるということも示されている。なお、評点についての定義は、それぞれ、4は不合格(Hylätty)、5は及第(välttävä)、6はまあまあ(kohtalaisia)、7は普通(tyydyttävä)、8は良い(hyvä)、9は非常に良い(kiitettävä)、10は優秀(erinomainen)である。

②評価記録の範囲と内容

「基礎教育課程基準」において、「通知表」「修了証」や転校する際等に発行される「証明書」において、児童生徒の行動の評価、児童生徒の学習プログラム(履修している教科等)、目標準拠評価による成績評価を記入することが規定されている。

③教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か

評価は、目標準拠評価で行われる。

④観点別評価、評定の区別の有無

観点別評価、評定の区別についての規定は、「基礎教育課程基準」及び『基礎教育法』では確認することができなかったが、「基礎教育課程基準」において、活動技能(活動を



計画し、管理し、実行し、評価する技能)に関する評価を、各教科の評価の一部として、あるいは、教科の成績評価とは区別して評価することが規定されている。

⑤観点別評価の場合の、観点の設定内容(全教科共通、教科特性によって異なる等)

④に記述した項目を観点別評価と考えるならば、全教科共通のものとして、「進歩」(edistyminen)、「活動技能」(työskentely)、「態度」(käyttäytyminen)という観点が設定されている。

⑥観点別評価及び評定の評価の段階(A、B、C/5、4、3、2、1等)

特に規定はない。(通常、フィンランドでは、4-10の7段階の評点もしくはこれに準じた自由記述式の評価が行われている。)

⑦それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関

「基礎教育課程基準」や関連法規等において、関連する記述が確認できなかった。

⑧行動や性格の評価の有無

行動についての評価を、評点、自由記述、あるいはその両方によって、行うことが「基礎教育課程基準」に規定されている。

⑨評価記録の原本の保存(学校保存か児童生徒保存か)

「基礎学校法」「基礎学校施行令」「基礎教育課程基準」を参照したが、評価記録の原本の保存についての明確な規定が確認できなかった。(但し、「児童生徒の学業成績等を国家教育委員会が定めた様式に則った通知表に記録する」ことが基礎教育法第22条第2項に規定されている。)

⑩保存の期間

「基礎学校法」「基礎学校施行令」「基礎教育課程基準」を参照したが、評価記録原本の保存期間についての明確な規定が確認できなかった。

## (2) 各学校における学習の評価の方法

①目標準拠評価か集団準拠評価か

②観点別評価、評定の区別の有無

③観点別評価の場合の、観点の設定内容

④観点別評価、評定の評価の段階(A、B、C/5、4、3、2、1等)

⑤行動や性格の評価について

上記項目については、(1)に同じ。但し、学校レベルで特徴的な実践が行われている可能性はある。

## (3) その他

①保護者への評価の結果等の通知の有無(通知表)

学年末及び、場合によっては、学年途中で、成績表が児童生徒の保護者に通知される。通知表は、公文書であり、秘密を保持する必要があることが、「基礎教育課程基準」において規定されている。

様式については、学校に任されている部分も多いが、設置者(自治体)、学校名、児童生徒氏名、児童生徒の社会保障番号、作成日、校長の署名、児童生徒の行動の評価、児童生徒の学習プログラム(履修している教科等)、目標準拠評価による成績評価を記入する

ことが規定されている。また、3-(1)④に示した通り、活動技能の評価を個別に記入することができる」と規定されている。

なお、通知表に記される成績評価については、4-10の7段階で行うことが「基礎教育法施行令」第10条に定められているが、第1学年から第7学年の成績、選択科目の成績、フィンランド語やスウェーデン語を母語としない児童・生徒のフィンランド語・スウェーデン語の成績（但し、義務教育修了時の評価は除く）などについては、文章による評価でも良いとされている。

また、義務教育修了時に作成される「修了証」には、児童生徒の氏名、社会保障番号、校長の署名、コア科目並びにその他の科目等の評点並びに自由記述評価などが記される。

## ②その他

特記事項なし

## 4 その他

### (1) 日本の高等学校に当たる学校段階における学習の評価について

高等学校における学習の評価結果は、学習成果のフィードバックとして生徒に伝えられるほか、保護者にも通知される。また、必要に応じて、進学（予定）先、雇用主等にも通知される。

評点は、基礎学校同様、4-10の7段階で行われる。但し、基礎学校の教育課程基準において示されている評価基準（全国共通基準として示された望ましい水準と最終評価基準）が、「ルキオ(普通高等学校)教育課程基準」には示されていない。評価方法や内容については、地方カリキュラムに詳細を規定すること、各コースの評価基準についてはコース開始時に生徒に明示することが「ルキオ教育課程基準」に示されていることから、これらに関する国レベルの基準はないものと推察される。

卒業時に渡される各種修了証明書の様式は「ルキオ教育課程基準」に示されており、証明書の種類、設置者名、機関（学校）名、生徒の氏名、社会保障番号、履修（習得）コース、発行日、校長の署名、証明書授与に関わる機関に対する許可を証明する情報、各コースの成績（評点及び自由記述）、言語の学習状況（どの言語をどのような位置付けで学んだか）の記載を求めている。

高等学校の教育課程修了を認定する試験はないが、類似するものとして、大学入学資格試験 (ylioppilastutkinto) がある。これは、高等学校卒業時期（2年次以降、受験可能）が近づくと、ほとんどの高校生（ならびに一部の職業学校生）が受験するものであり、年に二回（春・秋）実施されている。連続した三回以内の試験の中で、課された科目（母語＋3科目の計4科目）に合格すると、大学入学候補者として登録される。評価は、相対評価で行われる。判定は、7段階（L: laudatur(5%), E: eximia cum laude approbatur(15%), M; magna cum laude aprobat(20%), C: cum laude approbatur(24%), B; lubenter approbatur(20%), A: approbatur(11%), I: improbat(5%))で行われ、Iの判定を受けると、不合格となる。当該試験の合格は、社会的には「大学入学資格認定」以上の意味を持つ。高校の卒業式では、合格者の証である白い制帽を被る儀式があるため、誤解されることもあるが、高校卒業は課程修了により認められるものであり、この試験の合格によるものではない。

(渡邊あや)

## 参考資料

- *Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettun opetuksen valtakunnallisista tavoitteista ja perusopetuksen tuntijaosta 1435/2001*
- *Perusopetuksen opetussuunnitelman perusteet 2004*
- *Lukion opetussuunnitelman perusteet 2003.*
- *Perusopetuslaki 628/1998.*
- *Perusopetusasetus 852/1998.*
- *Lukiolaki 629/1998.*
- Ilmeli Hallinen, *Curriculum Development Processes in Finland*, a paper presented at PISA conference at Helsinki, October 10, 2005.
- Chris Silverström and Sari Ekholm, *National Learning Assessment System and the Results*, a paper presented at PISA conference at Helsinki, October 10, 2005.



## オーストラリアの教育課程基準と学習評価

### 1 教育課程の基準（学習指導要領）について

オーストラリアは連邦制を採用しており、初等中等教育に関する権限は各州が持つことが憲法により規定されている。そのため、中等教育を修了する12年生までの教育は、基本的に各州政府・教育省の責任であり、就学開始年齢や中等教育の開始学年といった学校教育制度、また学校教育カリキュラムが州により異なるという特徴がある。

しかしながら、1980年代後半以降、教育から得られる成果と国家の経済発展とを密接に関連付ける政策のなかで教育の効率性および質の向上が求められ、連邦と各州との連携・協力の必要が主張されるようになった。その結果、1989年には、連邦および各州教育大臣により構成される審議会で、オーストラリアで初めての「国家教育指針」が策定され、国家教育目標が確認されるとともに、すべての児童生徒が学習すべき主要学習領域(Key Learning Area : KLA)が設定された。

国家教育指針は、あくまでも指針であり、法的拘束力はないものの、各州教育大臣の「合意」により成立したとの事実を背景に、そこで示された目標の実現は、近年、連邦政府から州政府への財政支援を糧として半ば義務化されつつある。そのため、現在では、すべての児童生徒に質の高い教育を提供する上で必要とされる国家教育目標と学習領域の選定は国が、その具体的内容の枠組みは州が、そしてそれを効果的に実施するための具体的計画は学校が開発するという構造が構築され、広く認められている。

#### (1) 国家教育指針——学習領域の選定

国家教育指針は、連邦および各州教育大臣により構成される連邦雇用教育訓練青少年問題担当大臣審議会(Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs : MCEETYA)で、これまでに三度、約10年をひとつの周期として改訂されてきた。最新のものは、2008年12月に発表された「メルボルン宣言」(Melbourne Declaration on Educational Goals for Young Australians)である。

メルボルン宣言では、英語、数学、科学(物理・化学・生物)、人文科学と社会科学(歴史・地理・経済・ビジネス・シティズンシップ教育)、芸術(舞台芸術・視覚芸術)、言語(特にアジア言語)、保健体育、情報コミュニケーション技術(ICT)とデザイン、技術の八領域が、主要学習領域(KLA)に設定された。しかし、それらを学習すべき教育段階や具体的内容については、一切言及されていない。それらの具体的事項は、各州の決定・管轄事項とされている。

しかしながら、同宣言に付随して発表された今後4年間の実施計画では、学校教育のはじめの年から中等教育段階(12年生)の修了までを網羅したナショナル・カリキュラムの開発が示唆されており、そのためのオーストラリアカリキュラム・評価・報告機関(the Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority : ACARA)の設立も発表された。2011年には、英語、数学、科学、歴史の四領域でそれらの使用が開始される予定であり、これにより、オーストラリアの教育課程行政の構造に大きな変化がもたらされると考

えられる。

## (2) 各州のカリキュラム・フレームワーク——教育課程の基準の設定

州教育省および特に州教育審議会(一般的に Board of Studies を前身とする機関に該当する州政府機関)は、各州のカリキュラム・フレームワークを開発し、国家教育指針で示されたこれらの学習領域を教え、評価するにあたっての枠組みを各学校に提示している。カリキュラム・フレームワークは、通常、州政府の教育にかかわる組織(州により州教育省もしくは/および州教育審議会)が、関係部局、研究者、特にカリキュラムや評価の専門家、教員等の助言を得て開発される。具体的な学校教育カリキュラムを開発・運用するのはあくまでも学校であり、その全体像・内容・評価の基準(枠組み)を示すことが目的となる。具体的な改訂の周期は、州教育省の教育政策の改訂にあわせて行われることが多く、特に定まってははいない。

クイーンズランド州では、例えば、州教育省が開発し、2008年に改訂したカリキュラム・フレームワーク(*P-12 Curriculum Framework*)のなかで、各学校が達成すべき目標が提示され、またそのために採るべきプロセスが示されている。このフレームワークを基盤として、「クイーンズランド州カリキュラム・評価・報告フレームワーク」(*Queensland Curriculum Assessment and Reporting Framework: QCAR フレームワーク*)では、より具体的に、①すべての児童生徒が身に付けるべき知識・技能の確立、②スタンダードに即した評価、③保護者への成績通知の必要性等が指摘されている。

しかしながら、カリキュラムの開発やその評価基準の確立は、実際に現場で教育を担う学校および教員に任されており、カリキュラム・フレームワークのなかに、具体的な基準の範囲や総授業時数・各授業時数等についての言及はない。そのため、各学校および教員は、クイーンズランド州学習局(Queensland Studies Authority: QSA)が提供する各教育段階(初等・前期中等・後期中等)のシラバスを参考に、また QSA が蓄積・提供する種々の情報・資料等を用いて自らの学校教育カリキュラムを開発し、教育実践・評価に従事していくこととなる。

同様にビクトリア州でも、州カリキュラム・評価局(Victorian Curriculum and Assessment Authority: VCAA)が、州教育省の依頼を受けて開発した「ビクトリア州必須学習スタンダード」(Victorian Essential Learning Standards: VELs)で、各学校がカリキュラムを開発する上での枠組みが提示されている。VELsにも、総授業時数や各学習領域の配当授業数等に関する具体的規定はないが、主要学習領域(KLA)が大きく三つの分野(strand)に区分され、1～12年生までの段階的・組織的な学習の重要性とその大まかなプロセスが示されている。なお、ビクトリア州でも、VCAA および州教育省により、各学校・教員がカリキュラムおよびシラバスを開発する上での様々な情報・資料が蓄積されており、ウェブ上からアクセスできるよう工夫されている。

## 2 ナショナル・テストについて

オーストラリアでは、1996年のリテラシーに関する初の全国調査を皮切りに、現在、リテラシーおよびニューメラシー、科学的リテラシー、シティズンシップ教育、ICT リテラ

シーの各領域で全国的な学習到達度調査(National Assessment Program : NAP)が実施されている。表1は、各テストの実施年、対象者および評価基準を示したものである。

表1 NAPで対象とされる四つの学習領域

	リテラシー・ ニューメラシー	科学的リテラシー	シイブソツプ 教育	ICT リテラシー
実施年	・ 毎年 ⇒2008年以降 「共通テスト」へ移行	・ 3年毎 (2003年に試行)	・ 3年毎 (2004年に試行)	・ 3年毎 (2005年に試行)
対象者	3, 5, 7, 9年生 (原則は悉皆)	6年生	6, 10年生 (特定州のみ)	6, 10年生
評価 基準	アチーブメント・スケール (国家最低基準の提示含む)	スタンダード	スタンダード	スタンダード

※共通テストで実施されるリテラシー、ニューメラシーの調査は、「国家評価プログラム：リテラシーとニューメラシー」(National Assessment Program Literacy and Numeracy : NAPLAN)と独立した形で呼ばれている。

NAPの主たる目的は、子ども達の教育成果を継続的に測定し、国家レベルで比較可能なデータを収集・蓄積することにある。そのため、リテラシー、ニューメラシーの分野では、すべての子どもがその後の学校教育で必要とされる最低限の基準を示す「ナショナル・ベンチマーク」を含んだ「アチーブメント・スケール」が、またその他の分野では、「スタンダード」が開発され、特定学年の児童生徒の教育成果が、一定の周期で測定されている。

リテラシー、ニューメラシーに関する調査は、当初、各州の教育制度・内容のちがいを考慮して、ナショナル・ベンチマークを基準に各州教育省が開発したテストにより行われてきた。しかし、全国的な傾向の把握および州間比較には、その妥当性・正確性という点で常に疑問が投げかけられてきた。また、ベンチマークが最低限を示す基準であるため、支援を必要とする子ども達の明確化には貢献しても、子ども達の幅広いリテラシー、ニューメラシーの程度を把握するには不十分だと指摘も多く為されてきた。そのため、2008年には、この問題を解決すべく、新たな指標に基づいた初の共通テストによる調査が、全国の特定学年の児童生徒を対象に、同日・同時刻に一斉に実施されるようになった。テスト問題の開発とその評価に関する責任は、連邦および各州政府の共同出資により運営される独立機関、カリキュラム・コーポレーション(Curriculum Corporation)により行われている。

全国共通テストの実施に際し、連邦政府は教育内容に一貫性を持たせるべく、各テスト領域の国家学習指針(Statements of Learning)を開発した。各州は、連邦政府から州政府への補助金受給の条件として、この学習指針を盛り込んだカリキュラムの改定を求められてきた。また、テストの対象年齢を合わせる必要性から、連邦政府は、各州により現在異なる就学開始年齢を、2010年を目処に統一する方向での調整も議論している。先に言及したように、現在すでにナショナル・カリキュラムの開発も進められており、今後、このよ

うな、テストに端を発しテストの公正さを高めるための制度・内容の統一化が、一層進むことが予想される。

なお、各州で、中等教育修了者には、中等教育修了資格もしくはそれと同等の資格が付与されている。これらは、各州教育審議会がその資格認定等に関する責任を有しており、州により内容は異なるものの、筆記試験や外部評価者による審査等で評価・認定されている。これまでは主として大学をはじめとする高等教育機関への進学に必要なだと見なされてきたが、近年では、中等教育修了率の向上を目的に、専門資格の取得も視野に含めた職業・訓練に関する科目の受講により中等教育資格を提供する傾向も一般的になっている。

### 3 学習の評価について

学校教育カリキュラムの開発が各州の責任とされていることからうかがえるように、現在、オーストラリアには、連邦政府が全国共通に定める学習評価基準はない。しかしながら、全国学力調査(NAP)の対象とされている各学習領域は、アチーブメント・スケール及びスタンダードといった、国が策定した指標に基づき評価されている。

図1は、2008年の全国共通テスト以降用いられているリテラシーおよびニューメラシーのアチーブメント・スケールの構造を図示したものである。図1が示すとおり、1～10までのスケールが、学校教育段階全体にまたがるよう設定されていることから、児童生徒は、自身の成長を大きな流れのなかで把握することができる。また、各学年に、当該学年で危機的な状況にあると考えられるナショナル・ベンチマークを示すレベルも組み込まれていることから、教員や保護者は、特に支援を必要とする児童生徒を早期に明確化することも可能となる。

図1 アチーブメント・スケールの構造

Year3	1	2	3	4	5	6				
Year5			3	4	5	6	7	8		
Year7				4	5	6	7	8	9	
Year9					5	6	7	8	9	10

※ 太枠内のレベルが「ナショナル・ベンチマーク」(国家最低基準)

一方、主に KLA に代表される通常の学習領域(教科)に関しては、各州教育省(もしくは州教育審議会)が開発した枠組みをもとに、各学校・教員が評価している。クイーンズランド州では、評価は、教育成果の量的側面ではなく質的側面、具体的には、児童生徒が学習した知識をどの程度活用・応用することができるかについて行われるよう、注意が促されている。また、ビクトリア州でも、VELS の各学習領域について、児童生徒の多様な側面を評価できるよう、教員には様々な評価指標を用いることが奨励されている。そのため、学校や教員によりその評価に差が出ないよう、各州で、評価の調整に関する文書が発表され、その公正性・妥当性を高める努力が行われている。

しかしながら、2007年以降、統一書式による保護者への通知表の配布が各州の義務とさ



れ、児童生徒の学習成果を5段階のスタンダードに照らして表記することが求められるようになったため、各学習領域についても集団準拠的な量的把握による評価が実施されるようになった。例えば、クイーンズランド州では、各教科・領域について、「到達度(Achievement)」とともに、①「意欲(Effort)」、②「行動(Behavior)」の二つの観点から、低学年(1～3年生)では、「とてもよい」「よい」「ふつう」「発展途上」「支援を要する程度」という五つの基準で、またそれ以降の学年(4～10年生)では、表2に示すA～Eの五つの基準を用いて報告が行われている。これらは、同州のカリキュラム・フレームワークで規定されている。

表2 クイーンズランド州の4～10年生までの学習評価の基準

A	その児童生徒が、当該教科・領域で示される内容・事実・手続きについて非常に深い知識・理解を持ち、またその応用力も非常に高いことを示している。
B	その児童生徒が、当該教科・領域で示される内容・事実・手続きについて深い知識・理解を持ち、またその応用力も高いことを示している。
C	その児童生徒が、当該教科・領域で示される内容・事実・手続きについて十分な知識・理解を持ち、またその応用力も十分であることを示している。
D	その児童生徒が、当該教科・領域で示される内容・事実・手続きについて限られた知識・理解しか持たず、またその応用力も限られていることを示している。
E	その児童生徒が、当該教科・領域で示される内容・事実・手続きについて大変限られた知識・理解しか持たず、またその応用力も不十分であることを示している。 (⇒支援が必要とされる程度)

出所：Department of Education, Training and the Arts, Queensland, *Guidelines for Reporting Students Achievements*, p.6-7.

しかしながら、これらはあくまでも保護者への報告とそれによる児童生徒の学習環境の整備を念頭に置いたものであり、通知表の形式を見ても分かるように、各学校・教員が、児童生徒一人ひとりの成長をさまざまな視点から捉えていかねばならないという理念に変わりはない。オーストラリアにおける教育・学習評価は、あくまでも、各児童生徒の個々の成長を測定し、その後の教育・学習に役立てるとの根本的狙いに根ざしている。

#### 4 その他(通知表等)

現在、連邦政府から州政府への補助金給付の要件として、各州政府は、児童生徒が学習した領域(教科)について、州政府もしくは学校が定めた基準に従い、A～Eまでの5段階で児童生徒・保護者に通知することを求められている。これらの成績は、全国学力調査の結果とともに、通知表(student report card)に記載される。また、これらの評価に加え、学習領域(教科)ごとの教員のコメントおよび全体の総評、さらにビクトリア州では、児童生徒のコメントも加えられ、児童生徒自身および保護者がその後の学習改善に役立てられるよう、工夫が為されている。

各学校における評価自体は目標準拠で行われるが、児童生徒および保護者が、自身(もしくは子ども)の学習成果を、全国・州・学校の同学年集団のなかで客観的に把握することができ、かつ学校教育全体を通してその伸びを確認することができるよう、集団準拠の視点も重視されている。そのため、通知表には、その子どもが在籍するクラスや学校での平均成績が記載されること、また全国学力調査の結果については、州平均および全国平均が併記されるよう、注意が促されている。なお、通知表は年2回、保護者に通知され、それに基づく面接の実施も義務とされている。

以上のように、オーストラリアでは、連邦政府が提示する枠組みに基づき、各州が基準や評価の枠組みを設定し、それを達成するために各学校・教員が全体計画を作り、実践・評価するという方法が採られている。しかしながら、全国学力調査の推進に伴う教育制度・内容の変更は、同国の学校教育に「統一化」の流れをもたらしている。今後、2011年を目処に、特定領域とはいえ、ナショナル・カリキュラムの使用が始まれば、その傾向は一層強まると指摘できる。

(青木麻衣子)

## 参考資料

### 連邦政府レベル

- Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs (MCEETYA), *Measurement Framework for National Key Performance Measures*, MCEETYA, 2008.
- MCEETYA, *Melbourne Declaration on Educational Goals for Young Australians*, MCEETYA, 2008.
- MCEETYA, *MCEETYA Four-Year Plan 2009-2012: A Companion Document for the Melbourne Declaration on Educational Goals for Young Australians*, MCEETYA.
- MCEETYA, *Principles and Protocols for Reporting on Schooling in Australia*, MCEETYA, 2009.
- Reid, Alan, *Rethinking National Curriculum Collaboration: Towards an Australian Curriculum*, Commonwealth Australia, 2005.
- *Schools Assistance (Learning Together- Achievement Through Choice and Opportunity) Act 2004*, Commonwealth Australia, 2004.
- *Schools Assistance (Learning Together- Achievement Through Choice and Opportunity) Regulations 2005*, Commonwealth Australia, 2005.

### クイーンズランド州

- Department of Education, Training and the Arts, Queensland, *Queensland Curriculum, Assessment and Reporting Framework*, 2005.
- Department of Education, Training and the Arts, Queensland, *P-12 Curriculum Framework: Incorporating Policy, Principles and Guidelines for Queensland State Schools*, 2008.
- Department of Education, Training and the Arts, Queensland, *Guidelines for Reporting Student Achievement*, (<http://education.qld.gov.au/curriculum/framework/p-12/reporting-guidelines.html>, 2009/06/30 アクセス確認)
- Queensland Studies Authority (QSA), *Learning P-12 Informed Prescription > Informed Professionalism*, 2009.

### ビクトリア州

- Victorian Curriculum and Assessment Authority (VCAA), *Victorian Essential Learning Standards Overview*, 2007. VCAA.

＜資料(オーストラリア)＞

ビクトリア州初等教育段階の通知表統一書式例(※他州でもほぼ同様の形式を踏襲)

Part 1		4年生2学期				
ジョン・サーネーム						
学習領域	評点	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
保健体育	D		○…●			
個人的成長	B			○…●		
個別学習	B			○…●		
シティズンシップ教育	C			○…●		
文学・芸術	D		○…●			
英語						
読み	B				○…●	
書き	C		○…●			
コミュニケーション	B			○…●		
人文科学	C			○…●		
数学						
数	C			○…●		
空間	C			○…●		
統計	C			○…●		
図形	C			○…●		
数学的作業	C			○…●		
科学	C			○…●		
図画工作	C			○…●		
ICT	B				○…●	
思考プロセス	C		○…●			
評点		図解説				
A 当該学年の当該時期で修得が期待されるスタンダードよりもかなり上		○ あなたの子どもの12ヶ月前に到達していたレベル				
B 当該学年の当該時期で修得が期待されるスタンダードよりも上		● あなたの子どもの現在のレベル				
C 当該学年の当該時期で修得が期待されるスタンダード(平均)		… あなたの子どもの去年からの成長				
D 当該学年の当該時期で修得が期待されるスタンダードよりも下		■ 期待される到達度レベル				
E 当該学年の当該時期で修得が期待されるスタンダードよりもかなり下						
努力	努力が必要	十分	とても良い	素晴らしい		
クラスでの行動		●				

Part 2

ジョン・サーネーム

4年生2学期

ジョンが達成したこと

改善すべき領域/将来のための学習

学校がジョンの学習について今後支援していくこと

ジョンの一層の成長のためにあなたが家庭でできること

出欠の状況

児童生徒のコメント

保護者のコメント

児童生徒(サイン)

保護者(サイン)

教員(サイン)

日付

あなたは学校に対し、この学校の同年齢の他の子ども達との比較によるお子さんの成果を明確に示す情報の提供を求めることができます。この情報は、どの25%にお子さんの成績が位置づけられるのかを示すものです。

※ビクトリア州では、中等教育段階になると、生徒が学習したそれぞれの領域ごとに上記のすべての項目と生徒の目標、今後の計画を記載したより詳細な通知表が作成・配布される。



## シンガポールの教育課程基準と学習評価

### 1 教育課程の基準（学習指導要領）について

#### （1）策定のレベル（国、州等）

教育課程の基準となるシラバスは、国・教育省（Ministry of Education）が策定する。全てのシラバスや教科書リストは教育省のWEBサイトからダウンロードできる。

1997年に「学校区」（school cluster）制が導入され、東西南北に各7区、全国で計28の学校区が置かれた。学校区は教育省が定めたシラバスの方針・基準・内容に準拠しつつ、例えば正課併行活動（Co-Curricular Activities: CCA）や各種競技会の開催などでは独自に計画を立てて実施している。「区教育長（cluster superintendent）」は、シラバスの履行や成績状況の監督・指導、学習・生徒指導面での助言、学校や教員の評価、現職研修、教材や施設・設備等の共同管理・運用などで権限を有している。

#### （2）策定機関と策定の手続き

教育省のカリキュラム計画・開発局（Curriculum Planning and Development Division）が中心となって策定する。

教育内容等の大幅な改訂や中長期的な計画の策定にあたっては、国立教育学院（National Institute of Education: NIE）の研究者や現場教員、または企業や各種団体の代表者などが加わって、専門の審議会等が設けられる場合もある。

#### （3）教育課程の基準の範囲（総則、各教科等の目標、内容等）

教科ごとにシラバスが作られ、それぞれに教科の構成（フレームワークやコンセプト）、具体的な到達目標、学習内容、評価基準・方法などが定められている。

#### （4）授業時数について

##### ①総授業時数の規定の有無

総授業時数はもとより、授業開始日や終了日についても年度ごとに教育省が定める。学年歴は、1学期が1～5月、2学期は7～11月で、6月と12月が1ヵ月間の長期休暇となる。学期はさらに10週間ずつの期で分けられ、各期の間には1週間の短期休暇がある。つまり2学期（semester）4期（term）制で年間授業時数は40週となる。期末試験は5月と10月、中間試験は期の終わりの3月と8月に実施される。

1単位時間は、初等教育30分、中等教育35-40分で、1日の授業時限は原則10時限。つまり小学校ならば10時限×30分で1日の授業時間は5時間と規定されている。

##### ②各教科等の配当授業時数の規定の有無

国（教育省）が各教科の配当授業時間を規定している。

##### ③学年配当の授業時数の規定の有無

国（教育省）が各学年の配当授業時間を規定している。

### (5) 改訂の周期

教科によって異なるが、言語（英語、華語、マレー語、タミル語等）や数学、理科などの主要教科は概ね5年ごとに改訂されてきた。わが国のように、全ての教科を同時改訂することはない。

### (6) 最新の改訂年次

2006・2007年に、上述の主教科のシラバスが改訂された。

### (7) その他

同国では小学校高学年で教科習熟度別コースに、また中学校は能力別クラスに分けられることから、同一教科や同一学年であっても、各コースやクラスで配当授業時数は異なる。

## 2 ナショナルテストについて

(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容（実施規模、実施教科等、実施学年、周期等）

小学6年次に対して、「小学校卒業試験」(Primary School Leaving Examination: PSLE)を実施し、全ての小学生が言語（英語と各民族語）、数学、理科の4教科を受験する。

中学4／5年次に対して、「シンガポール・ケンブリッジ普通教育修了試験」(Singapore-Cambridge General Certificate of Education: GCE)の標準(Normal)／普通(Ordinary)の各レベル試験、また、高校から大学に上がる際には、GCE 上級(Advanced)レベル試験を実施する。受験教科は、母語が必修だが、その他の教科については履修コースや進学希望先の学科の要件等による。

PSLE や GCE などの問題作成や採点などの試験業務は、教育省管轄下の法定機関(Statutory Board)である「シンガポール試験・評価局」(Singapore Examinations and Assessment Board: SEAB)が担当する。

(2) ナショナルテストの性格（卒業や進級の認定、学習の評価等との関係、指導要録等への反映）

中学校に進学するにあたってはPSLEを必ず受けなければならないが、中学校にはその得点に関係なく、13歳以上ならば誰でも入ることができる。PSLEの結果と保護者の希望に基づいて、生徒は特別(Special)、快速(Express)、普通・学術(Normal-Academic)、普通・技術(Normal-Technical)の各コースに振り分けられる。

中学校終了や高校終了時に受けるGCEの各レベル試験は修了試験であるから、これを合格しなければ上級校／コースに進学することはできない。

国家試験の成績情報は本人や保護者に通知されるとともに、上級校へも引き継がれる。

### (3) その他

近年、中等教育段階においては、6年制の総合課程(Integrated Programme)校やインデペンデント・スクール(Independent School)、オートノマス校(Autonomous School)



などが設けられて多様化が進み、スポーツや芸能、ITなどの特別領域コースも増えている。これらの学校やコースでは、入学希望者に対して、PSLEのほか、面接や実技等の直接選抜試験 (Direct School Admission) も課している。

### 3 学習の評価について

(1) 学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容

#### ①基準設定の有無と「有」の場合はその示し方

PSLE や GCE といった国家試験の基準については、SEAB が基準を設定し公開している。日常の授業における各教科の評価理念や基準、方法は、シラバス内で示される。

また全ての中学校・高校修了者には、教育長官 (Director-General of Education) 名で「学校修了証」(School Graduation Certificate) が発行される (→資料参照)。修了証の書式や成績項目等は教育省が定め、全国一律である。

#### ②評価記録の範囲と内容 (教科等の評価の記録、行動の記録、出欠席等)

「学校修了証」に示されるのは、①学業成績 (Academic Achievement)、②正課併行活動の成績 (Co-Curricular Achievement: CCA)、③個人記録 (Personal Qualities) の各項目。学業成績には GCE の各レベル試験の結果、また個人記録は人格特性、学習への取り組み、市民意識・社会的責任感、リーダーシップなどが記述式で示される。

#### ③教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か

目標準拠評価と集団準拠評価を併用。例えば、GCE 試験などの国家試験は修了試験であるから、目標準拠評価である。シンガポールではこれまでは日頃の授業の理解度を測る中間試験や期末試験、CCA の競技会などでは集団準拠 (相対評価) が多用されてきた。だが近年は日頃の授業活動でも、自己評価やピア評価、ポートフォリオ評価、教員による観察などの目標準拠型の評価活動を取り入れることが推奨されている。

#### ④観点別評価、評定の区別の有無

評定は試験成績を基準に、また観点別評価は各教科での学習態度や正課併行活動の活動実績などで示される。

#### ⑤観点別評価の場合の、観点の設定内容 (全教科共通、教科特性によって異なる等)

教科の特性によって異なる。例えば理科と華語については、下記のようにシラバスで示されている。

- ・理科…①「知識・理解・応用」(Knowledge, Understanding and Application)、②「技術・過程」(Skills and Processes)、③「意欲・態度」(Ethics and Attitude)。
- ・華語…①言語能力、②人間性 (華語文化への愛着など)、③運用能力。

#### ⑥観点別評価及び評定の評価の段階 (A、B、C / 5、4、3、2、1 等)

- ・GCE の評定…A1 (75 点以上)、A2 (70-74)、B3 (65-69)、B4 (60-64)、C5 (55-59)、C6 (50-54)、D7 (45-49)、E8 (40-44)、9 (39 点以下)
- ・CCA の観点別評価…A1 (25 以上)、A2 (20-24)、B3 (16-19)、B4 (13-15)、C5 (10-12)、C6 (8-9)、D7 (4-7)、E8 (1-3)、U (0)

#### ⑦それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関

教育省が策定する。例えば、中学校でのCCAの観点別評価は、役員歴 (Leadership)、CDP

参加率 (Enrichment)、代表・受賞歴 (Achievement)、参加率 (Participation)、奉仕活動 (Service) の5領域 (頭文字からLEAPSと呼ばれる) で示される。これらの情報は、上級校が入学者決定の際に判定資料としても利用する。

⑧行動や性格の評価の有無

平素の行動の記録や CCA の記録が修了証に記される。

⑨評価記録の原本の保存 (学校保存か児童生徒保存か)

国がコンピュータ・データベースで一括保存する。シンガポールでは 1982 年に導入された「スクール・リンク」によって、教育省と国内全ての小中学校がコンピューター・ネットワークで接続された。児童・生徒の個人データや学業成績、授業教材、テスト・アイテム (試験問題など)、各校の年次行動計画といった情報は教育省によって一元的に管理されている。

⑩保存の期間

不明。

(2) 各学校における学習の評価の方法

- ①目標標準評価か集団準拠評価か→ (1) ③ に同じ
- ②観点別評価、評定の区別の有無→ (1) ④ に同じ
- ③観点別評価の場合の、観点の設定内容→ (1) ⑤ に同じ
- ④観点別評価、評定の評価の段階→ (1) ⑥ に同じ
- ⑤行動や性格の評価について→ (1) ⑧ に同じ

(3) その他

①保護者への評価の結果等の通知の有無 (通知票)

“Report Book” と呼ばれ、学期末に配布される。コンピュータ・データベースからプリントアウトした成績情報に担任が署名する。したがって書式は全国共通。

②その他

近年は教育省からの指導もあり、ほとんどの教科で、発表、作文、課題製作、ポートフォリオなどの多角的な評価活動を組み合わせることが試みられている。

4 その他

(1) 日本の高等学校に当たる学校段階における学習の評価について

高等学校の修了にあたっては、前述の GCE 上級 (Advanced) レベル試験が課せられる。受験教科は母語が必修だが、他は履修コースや進学希望先の学科の要件等による。

しかし近年は、2 (3) で述べたように中等教育が多様化したことで、総合課程校やインデペンデント・スクールなど学校によっては国際バカロレア (International Baccalaureate: IB) 向けの学習プログラムも用意されている。

(池田充裕)

## 参考資料

- ・ 各教科の授業時数や評価基準は<http://www.moe.gov.sg/education/syllabuses/>を参照。
- ・ PSLEやGCEの情報は、<http://www.seab.gov.sg/>を参照。
- ・ CCAの情報は[http://www3.moe.edu.sg/ccab/branch/LEAPS%20Guidelines\\_2006.pdf](http://www3.moe.edu.sg/ccab/branch/LEAPS%20Guidelines_2006.pdf)を参照。

<資料（シンガポール）>

(シンガポール政府公印)

シンガポール教育省

学校修了証

( 生徒氏名 )

(国民番号)

(学校名) (在籍期間)

この学校修了証は、当該学生の GCE の成績と下記の領域についての到達度を証明する。

- (a) 学業成績
- (b) 正課併行活動の成績
- (c) 活動記録

教育長官 (署名)

学業成績					
試験年	教科	領域	レベル	認定機関	成績
2006	英文学	人文	上級 H2	SEAB	B
	華語	言語	上級 H2	SEAB	A2
	歴史	人文	上級 H1	SEAB	C5
	経済	理数	上級 H2	SEAB	A2
	数学	理数	上級 H1	SEAB	B4
	総合論文	言語	上級 H2	SEAB	A1
正課併行活動の成績					
<p>自治会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会執行部委員 (2006-2007)</li> <li>・学園祭を企画・実施</li> <li>・保護者会での懇親会を企画・実施</li> <li>・新入生オリエンテーションを企画・実施</li> <li>・「フレンドシップ・デー」でのカーニバルを企画・実施</li> <li>・「人種融和デー」でのゲームを企画・実施</li> </ul> <p>部活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラグビー・チーム正選手 (2006-2007)</li> <li>・第10回第7地区学校間対抗ラグビー競技会で優勝。</li> <li>・シンガポール・クリケット・クラブ第7回第7地区学校競技会で準決勝進出。</li> </ul> <p>コミュニティ奉仕活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ奉仕活動 120 時間。</li> <li>・タイ国への海外支援プロジェクトに参加。</li> </ul> <p>代表歴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2007 年度中学セミナーで学校代表として参加。</li> </ul> <p>受賞歴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇小学校の低所得家庭の子どもたちに放課後学習チューターを行う教育支援団体“ビック・ブラザーズ”を創立。</li> <li>・〇〇財団の青年賞を受賞。</li> </ul>					
個人記録					
<p>(生徒氏名) は、(在籍期間) の間 (学校名) の人文コースに在籍した。</p> <p>人格特性</p> <p>〇〇〇は、とても誠実で友人にも信頼された優秀な生徒である。彼は友情に厚く、外向的な性格で、クラスの中でも率先して意見を言い、友だちの意見をまとめることができるリーダーシップに富んでいる。</p> <p>彼は自分の考えをしっかりと持った生徒であるが、自分と意見が合わない友だちに対しても、その意見をきちんと受け止め、自分の考えを再検討する思慮に富んでいる。</p> <p>学習への取り組み</p> <p>〇〇〇は、学業成績が優秀であるとともに、日頃から計画を立てて、自習課題をしっかりとこなしてきた。彼は学習意欲に富んでおり、自分で高い目標を設けて、その達成に向けて地道な努力を重ねる粘り強さを持っている。彼は学校の内外で友だちの学習を助けて、励ましてもきた。</p>					

市民意識・社会的責任感

〇〇〇は、日頃からボランティア活動に関心を持ってきた。彼は、“ビッグ・ブラザー”という教育支援団体を2006年に立ち上げて、〇〇〇小学校の低所得家庭児童5・6年生に組織的にチューター活動を行ってきた。彼はこの功績が認められて、〇〇財団の青年賞を受賞した。

リーダーシップ

〇〇〇は、これらの活動を通して、信頼できるリーダーとして友人からも広く認められている。彼はとても責任感が強く、自治会役員としても、各種の行事を企画し、友人と協力して、素晴らしいパフォーマンスを示した。彼のリーダーシップは部活動でも発揮され、ラグビー部でチーム・メイトを励まして地区大会優勝にも導いた。

〇〇中学校学校長 (署名)

## 中国の教育課程基準と学習評価

### 1 教育課程の基準（学習指導要領）について

#### （1）策定のレベル（国、州等）

教育課程の基準は国が策定している。これを基に、省・自治区・直轄市が地域内の基準を策定する。中国では、教育課程の基準（「教学計画」又は「課程計画」と、各教科の教育内容の基準（「教学大綱」又は「課程標準」）が分かれているが、両者とも国が策定している。

#### （2）策定機関と策定の手続き

教育課程の基準は、大学や研究機関の専門家、学者、初等中等学校の教員などの意見を踏まえ、教育部が策定している。教育部は、一部の師範大学内に「基礎教育課程研究センター」を設置し、教育課程研究を行わせている。

#### （3）教育課程の基準の範囲（総則、各教科等の目標、内容等）

教育課程の基準の範囲は、教育課程の枠組（教科の種類等）、授業時数、総則、各教科等の目標、内容等となっている。

1991年以前の教育課程の基準は中学校（初級中学。前期中等教育段階）と高等学校（高級中学。後期中等教育段階）を中等教育の一貫した課程みなして制定されていたが、1992年の基準から小学校と初級中学が9年制義務教育という連続する課程として捉えられるようになっている。

#### （4）授業時数について

##### ①総授業時数の規定の有無

総授業時数の規定はある。

##### ②各教科等の配当授業時数の規定の有無

各教科等の配当授業時数の規定はある。

##### ③学年配当の授業時数の規定の有無

学年配当の授業時数の規定はある。

#### （5）改訂の周期

改訂の周期については、文化大革命の影響もあり、定期的な作業はこれまで行われてこなかった。最近の改訂としては、1992年に定められた基準が2001年に改訂されている。したがって、近年の改訂の周期は、概ね10年である。

(6) 最新の改訂年次

最新の改訂年次は、2001年である。試行を経て、2005年に学年進行で実施されている。

(7) その他

教育課程基準は試行案として提示される。国は一部地域を実験区に指定し、そこで先行的に実施する。その実施結果に基づき調整がなされた後、実施される。

表1 現行の義務教育段階の教育課程基準

	学 年									時間配分 (%)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
教  科  目	品徳と生活	品徳と生活	品徳と社会	品徳と社会	品徳と社会	品徳と社会	思想品徳	思想品徳	思想品徳	7~9
							歴史と社会（又は歴史、地理を選択）			3~4
				科学	科学	科学	科学	科学（又は生物、物理、化学を選択）		7~9
	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	言語・文学	20~22
	算数	算数	算数	算数	算数	算数	数学	数学	数学	13~15
			外国語	外国語	外国語	外国語	外国語	外国語	外国語	6~8
	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	体育	10~11
	芸術（又は音楽、美術を選択）									9~11
				総合実践活動	総合実践活動	総合実践活動	総合実践活動	総合実践活動	総合実践活動	7~8
地方及び学校が定める課程									10~12	
週時間	26	26	30	30	30	30	34	34	34	274
年時間	910	910	1050	1050	1050	1050	1190	1190	1122	9522

注) 時間数は単位時間。1単位時間は、第1~6学年（小学校）40分、第7~9学年（初級中学）は45分。出典：教育部「義務教育課程設置実験方案」2001年。



## 2 ナショナルテストについて

(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容(実施規模、実施教科等、実施学年、周期等、採点方法)

国レベルのテストはない。ただし、地方レベルでは地域内の児童生徒の学習状況を点検・評価するためにテストを実施(抽出調査)している場合もあるが、詳細は不明。

なお、教育部は2006年頃より基礎教育関連の政策立案に有益な情報とデータを集めることを目的として、上海市や北京市にモニタリング・センター(原語:基礎教育質量監測中心)を設置している。

(2) ナショナルテストの性格(卒業や進級の認定、学習の評価等との関係、指導要録等への反映)

国レベルのテストがないため不明。

## (3) その他

中学校の卒業にあたっては、省、市・県など地域ごとに共通卒業試験を実施(地域別統一試験)。中学校の共通卒業試験と高校入学のための統一試験(地域別に実施)を兼ねて実施する場合も少なくない。

## 3 学習の評価について

(1) 学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容

①基準設定の有無と「有」の場合はその示し方

国が全国共通に定める学習の評価の基準はない。学校や地域により異なる。

②評価記録の範囲と内容(教科等の評価の記録、行動の記録、出欠席等)

北京市や上海市など地方の規定によれば、評価記録の範囲と内容には、教科等の評価の記録、行動の記録、出欠席等の記録がある。

③教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か

教科等の評価は目標準拠評価。

④観点別評価、評定の区別の有無

観点別評価、評定の区別は、国レベルの統一的な規定はないが、地方レベルではある。

⑤観点別評価の場合の、観点の設定内容(全教科共通、教科特性によって異なる等)

観点別評価の場合の、観点の設定内容は、上海市の場合、「学業成績(教科の知識。原語は「学習成績」)」のほか、「学習態度(習慣・態度。原語は「学習表現」)」「学習能力(コミュニケーション能力、探究能力)」「実践能力(実験能力、操作能力、応用能力)」に分けられており、全教科共通(資料表2参照)。一部の実技に関する教科では観点を特別に加えてもよいことになっている。「学業成績」については

「知識・技能」に、「学習態度」については「関心・態度および価値観」に、「学習能力」および「実践能力」については「(学習の)過程・方法」に重きを置いて評価することになっている。上海市における教科学習の評価については、教科ごとに「知識・技能」「過程・方法」「関心・態度および価値観」の視点から定められた目標に基づき、児童生徒の「学業成績」「学習態度」「学習能力」「実践能力」を評価することといった規定がある(上海市教育委員会「上海市初中学生学業評価工作方案(試行)」2006年。上海市では、日常的な学習の評価記録を「成長記録冊」と呼んでいる。)

評語による評価は教師だけで行われるのではなく、場合によっては、同級生、本人、保護者などの意見を踏まえて行われる(資料表2の「教師、同級生、本人、保護者による相互意見欄」参照)。

#### ⑥観点別評価及び評定の評価の段階(A、B、C/5、4、3、2、1等)

観点別評価及び評定の評価の段階は、等級法(4又は5段階)又は百点法(90~100点=優秀、75~89点=良好、60~74点=合格、59点以下=不合格)がある。評価は評語を組み合わせて行われることもある。

上海市では、小学校段階では等級による評価を重視し、中学校(初中)段階では等級法と百点法、評語を用いた評価を合わせることで重視されている。

#### ⑦それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関

それぞれの観点に沿った規準等の策定は、国レベルではない。地方(省・自治区・直轄市)レベルでは、観点に沿った規準等が定められている場合がある(資料表3参照)。

#### ⑧行動や性格の評価の有無

行動や性格の評価は、ある。行動や性格の評価については、児童生徒の総合的な資質を評価することを目的とした「総合素質評価」が近年導入されつつある。この評価には、「道徳性」「公民的資質」「学習能力」「コミュニケーション・協力能力」「体力・健康」「表現力」の6つの観点が設けられている(下表参照)。同評価は、評語と等級による評価でなされる。評語については入学から卒業までの総合的な評価が記述され、等級評価については「A、B、C、不合格」の段階評価で行われる。総合素質評価の「学習能力」の評価は、教科学習の評価結果に基づいてなされる。なお、総合素質評価は、上級学校での入学者判定の材料としても用いられるようになっている。

表2 「総合素質評価」における評価の観点

道徳性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、社会主義を愛すること。</li> <li>・ 法を遵守し、信念を守り、公德を維持し、集団に関心を寄せ、環境を保護すること。</li> </ul>
公民的資質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らを信じ、尊び、強くし、律し、勤勉であること。</li> <li>・ 行為に対して責任を負うこと。</li> <li>・ 公共の利益のための活動に参加すること。</li> <li>・ 社会的責任感を備えること。</li> </ul>
学習能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習に対する興味関心を持ち、各種の学習方法を用いて学習レベルを高めることができ、学習過程と学習成果に対して反省する習慣を有すること。</li> <li>・ 異なる教科から学んだ知識を結びつけ、すでに持っている経験や技能を用いて、問題を分析、解決することができること。</li> <li>・ 初歩的な研究能力と創造性を有すること。</li> </ul>
コミュニケーション・協力能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人と一緒に目標を立て、努力して実現でき、他人の観点と立場を尊重、理解し、自身の行為を評価したり、制限したりすることができること。</li> <li>・ 各種の交流や意思疎通の方法を総合的に用いて協力できること。</li> </ul>
体力・健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育運動を熱愛し、身体を鍛える習慣を育成し、健やかな運動能力、一定の運動技能と強靱な肉体と精神を有し、健康な生活スタイルを形成すること。</li> </ul>
表現力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活、自然、芸術、科学において美を鑑賞し、健やかな審美眼や情趣を有していること。</li> <li>・ 芸術活動に積極的に参加し、様々な方法を用いて、芸術表現ができること。</li> </ul>

出典：教育部「關於積極推進中小學評價與考試制度改革的通知」、2002年。

#### ⑨ 評価記録の原本の保存（学校保存か児童生徒保存か）

評価記録は、一般に学校が保存。学籍簿等のデジタル化は進んでいるが、情報公開の有無については、不明。上海市では、生徒が自分の評価記録を見ることができるとの規定があるが、詳細は不明（上海市教育委員会「上海市中小學学籍管理規定」2006年）。

#### ⑩ 保存の期間

保存の期間は不明。上述のとおり、国は学籍簿等（入学、転学、総合素質評価、学業試験、処分の記録等）のデジタル化を奨励し、地方での管理を進めているが、詳細は不明（教育部「中小學學生学籍情報化基本規範」2007年）。一部の地方では、生徒の経歴、学籍、学習状況、思想道德、健康状況などを記録した「学生档案」として、永久保存するとの規定もある（「山東省普通中小學学籍管理規定（試行）」2007年、等）。

#### ⑪ 観点別評価と成績評定との関連性

観点別評価と成績評定との関係性については不明。

## (2) 各学校における学習の評価の方法

### ①目標準拠評価か集団準拠評価か

教科等の評価は目標準拠評価。

### ②観点別評価、評定の区別の有無

観点別評価、評定の区別はある。

### ③観点別評価の場合の観点の設定内容

地方ごとの規定に準拠。

### ④観点別評価、評定の評価の段階（A、B、C／5、4、3、2、1等）

地方ごとの規定に準拠。

### ⑤行動や性格の評価について

行動や正確の評価はある。

## (3) その他

### ①保護者への評価の結果等の通知の有無（通知表）

保護者への評価の結果等の通知はある。通知表は「学生手冊」「学業成績手冊」など、呼び方はさまざまである。通知表の形式は、地方・学校ごとに異なる。

### ②その他

上述（「3. 学習の評価について」の（1）の「⑧行動や性格の評価の有無」参照）したとおり、児童生徒に対する評価については、以前の教科のみの成績の100点法による評価ではなく、児童生徒の資質を総合的・全体的に評価する「総合素質評価」等へ移行しつつある（同評価を入試とも連動させる方向）。また、評価を行うのは教師だけでなく、保護者、場合によっては児童生徒本人（や同級生等）も関与し、評語を記すように変化しつつある。

## 4 その他

### (1) 日本の高等学校に当たる学校段階における学習の評価について

上記3－（1）、（2）、（3）に同じと考えられる。

(日暮トモ子)

## 参考資料

### ○日本語

- ・一見真理子「中国における学力観の転換－『素質教育』の意味するもの－」  
論文集編集委員会・高浦勝義編『学力の総合的研究』黎明書房、2005年、  
113～124頁。
- ・研究代表者山根徹夫『諸外国における学校教育と児童生徒の資質・能力』国立教育政策研究所、2007年。
- ・謝安邦「中国における学力向上策－基礎教育課程の改革－」比較教育学会編  
『比較教育学研究』第29号、2003年、16～24頁。
- ・文部科学省編『諸外国の初等中等教育』国立印刷局、2002年。

### ○中国語

- ・教育部「關於積極推進中小學評估與考試制度改革的通知」2002年。
- ・教育部「基礎教育課程改革綱要（試行）」2001年。
- ・教育部「義務教育課程設置實驗方案」2001年  
(<http://www.beijing-language.gov.cn/2007bjedu/2378471284179730432/20070927/54754.shtml>)
- ・教育部「普通高中課程方案（實驗）」人民教育出版社、2003年。
- ・上海市教育委員會「上海市初中學生學業評估工作方案（試行）」2006年  
(<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8438.html>)。
- ・上海市教育委員會「上海市中小學各學科課程標準（試行案）」2006年  
([http://wq.hpe.sh.cn/item-detail.asp?num=M118N3\\$372](http://wq.hpe.sh.cn/item-detail.asp?num=M118N3$372))。
- ・上海市教育委員會「上海市中小學綜合素質評估實施方案（試行）」2006年  
(<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai8351.html>)。
- ・上海市教育委員會「上海市普通中小學課程方案」2004年  
(<http://www.shjhgz.com/yjxx/fangan.doc>)。
- ・上海市教育委員會「成長記錄冊」2004年 (<http://www.eku.cc/zz/705/1279/>)。
- ・上海市教育委員會「中小學學籍管理」2006年  
(<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node3124/node3164/node3166/userobject6ai1562.html>)。
- ・北京市教育委員會「關於印發《初中學生綜合素質評估方案（試行）》的通知」2006年。
- ・北京市教育委員會「北京市實施教育部《義務教育課程設置實驗方案》的課程計畫（試行）」2004年 ([http://www.benic.gov.cn/image\\_public/UserFiles/File/2930.doc](http://www.benic.gov.cn/image_public/UserFiles/File/2930.doc))。

＜資料（中国）＞  
上海市の学習評価の観点と基準

上海市の教育課程は、基礎課程、開拓課程、研究課程の3つに分かれている。教科は「学習領域」として設定されている。3つの課程と学習領域の関係は、以下のとおりである。

表1 学習領域と3つの課程との関係

学習領域	課程類型		
言語・文学	基礎課程	開拓課程	研究課程
算数又は数学			
自然科学			
社会科学			
芸術			
技術			
体育と健康			
総合実践活動			

出典：上海市教育委員会「上海市中小学課程方案」2004年。

上海市の場合、課程ごとに評価の内容が異なる。ここでは、基礎的な学習を行う基礎課程における評価について、以下に説明する。

学習領域内に設けられている「教科」の目標は、「態度・価値観」「過程・方法」「知識・技能」の点から定められることになっている。とくに、教科の目標では、読解力、科学的探究能力、情報技術運用能力、問題解決能力、コミュニケーション能力、自己管理能力の育成に重きを置くこととされている。

教科学習の評価の項目については、教科ごとに「学習成績」「学習態度」「学習能力」「実践能力」、「教師、同級生、本人、保護者による相互意見欄」の項目が統一的に設けられている。一部の実技に関する教科では、教科独自の欄を設けてもよいことになっている。さらに項目ごとに、「知識・技能」「過程・方法」「関心・態度および価値観」の3つの視点から評価が行われることになっている。項目ごとに重点が置かれるポイントは、以下のとおりである。

- ・「学習成績」では「知識・技能」面の評価に重点を置く。
- ・「学習態度」では「関心・態度および価値観」面の評価に重点を置く。
- ・「学習能力」と「実践能力」では「過程・方法」面の評価に重点を置く。

各教科の評価の結果は、表2のような学習状況記録表に記載される。

表2 上海市の教科（数学）の学習状況記録表  
 数学（基礎課程）の学習状況記録表（中等教育段階用）

第1学期

学習 成績	日常学習状況			中間 試験	期末 試験	学期 総評	開拓Ⅱ 試験	教師、同級生、本人、 保護者による相互 意見欄
	章（単元）名	成績	備考					
	評価内容			評 価				
				優	良	合格	要努力	
学習 態度	真面目に考え、積極的に発言する							
	宿題を提出し、間違えを訂正する							
学習 能力	互いに協力し、よく交流する							
	主体的に取り組み、問題を提示する							
実践 能力	興味を持って、実践活動に参加する							

注1：「日常学習状況」の「備考」の欄には、「試験免除」や「追試」などの成績を記入すること。

注2：「開拓Ⅱ試験」の欄は、第9学年の生徒のための欄である。

出典：「中小学総合素質評価は建立在学生成長過程の事実記録」（<http://www.eku.cc/zz/705/1279/>）。

上海市では、教科ごとに評価の観点の基準が示されている。以下の（1）～（3）は、小学校第1～2学年の「言語・文学(国語)」の評価の方法と評価の基準である。

- （1）「学習成績」欄の「日常学習状況」「期末試験成績」「学期総評」の項目では等級法を用いる。等級は、「優」「良」「合格」「不合格」の4つを用いる。百点法による成績を等級法による成績に読み替えるさいの基準は、学校が定めた基準による。毎学期の試験は4回を超えないようにする。試験の方法は、筆記でも、口頭試験でもよい。また、テーマ学習活動、グループ学習による方法でもよい。
- （2）「教師、同級生、本人、保護者による相互意見欄」は、教師が「言語・文学」の学習の観点から評語で評価する。この評価を与える児童数は1クラス中 20～50%の割合で教師が行う（必要に応じて一部の児童に対して行う）。

(3) 「学習態度」「学習能力」「実践能力」の項目の具体的な評価基準は以下のとおり。

表3 上海市教育委員会が定める学習の観点別評価の基準  
—小学校第1～2学年の「言語・文学（国語）」の場合—

評価内容		等級評価			
		優	良	合格	要努力
学習態度	真面目に考え、積極的に発言する	真面目に考え、積極的に発言する。	主体的に考え、十分発言する。	考え、質問に答え、疑問を提示する。	考えることをせず、発言しない。
	宿題を提出し、間違いを訂正する	質の高い宿題を提出し、間違いを自ら進んで訂正する。	比較的質の高い宿題を提出し、間違いを訂正する。	宿題を提出し、間違いを、間違いを訂正する。	宿題を提出せず、よく剽窃する。
	仲間と一緒に楽しく学び、言語・文学に興味を持つ	仲間と一緒に楽しく学び、言語・文学に大いに興味を持つ。	比較的仲間と一緒に楽しく学び、言語・文学に興味を持つ。	仲間と一緒に学ぶことができるが、言語・文学に対する興味はあまりない。	仲間と一緒に学ぶことができず、言語・文学に対する興味はない。
学習能力	互いに協力し、交流することができる	積極的かつ主体的に交流をすることができる。	主体的に交流することができる。	交流が比較的少ない。	交流することを望まない。
	主体的に取り組み、疑問を提示する	積極的に授業で疑問を提示する。	授業で疑問を提示する。	授業で疑問をときどき提示する。	授業で疑問を提示しない。
実践能力	授業以外でも興味を持って書物を読み、実践活動に参加する	授業以外でも積極的かつ主体的に書物を読むことができ、実践活動に参加する。	授業以外でも主体的に書物を読むことができ、実践活動に参加する。	授業以外でも書物を読むことができ、実践活動に参加する。	授業以外では、書物を読むことや、実践活動に参加することが少ない。

訳注1：教科の評価基準は、第1～2学年（小学校低学年）、第3～5学年（小学校高学年）、第6～9学年（中学校）、第10～12学年（高等学校）に分けて設けられている。

訳注2：小学校第1～2学年の場合、「学習態度」「学習能力」「実践能力」の評価は★などのマークなどを用いる場合もある。

出典：上海市教育委員会基礎教育処「上海市中小學生総合資素質評価方案百題問題（試行稿）」2006年。



## 韓国の教育課程基準と学習評価

### 1 教育課程の基準（学習指導要領）について

(1) 策定のレベル（国、州等）：国で策定

(2) 策定機関と策定の手続き：韓国教育課程評価院（KICE）が改訂案を示し、それに基づき教育課程審議会の答申を受けて教育科学技術部が策定、告示する。

(3) 教育課程の基準の範囲（総則、各教科等の目標、内容等）：

(4) 授業時数について

①総授業時数の規定の有無：ある。

②各教科等の配当授業時数の規定の有無：ある。

③学年配当の授業時数の規定の有無：ある。

改訂教育課程(2007年)に示された授業時数は、資料1の表1に示した。

(5) 改訂の周期：概ね5～10年

現行は『第7次教育課程』であり、法的拘束力を持つものとして、1954年『第1次教育課程』、1963年『第2次教育課程』、1973年『第3次教育課程』、1981年『第4次教育課程』、1987年『第5次教育課程』、1992年『第6次教育課程』、1997年『第7次教育課程』、そして2007年改訂教育課程が告示された。但し、今後は第8次といわず、改訂教育課程と呼ぶようになった。

(6) 最新の改訂年次：2007年

改訂教育課程の今後試行予定

2009年3月：初等学校1,2年生

2010年3月：初等学校3,4年生/中学1年生

2011年3月：初等学校5,6年生/中学2年生/高校1年生

2012年3月：中学3年生、高校2年生

2013年3月：高校3年生

数学・英語については下記の通りである。

2009年3月：初等学校1,2年生/中学1年生/高校1年生

2010年3月：初等学校3,4年生/中学2年生/高校2年生

2011年3月：初等学校5,6年生/中学3年生/高校3年生

付記：初等学校というのは日本の小学校を指し、韓国の場合、日本の算数に該当するものを初等学校でも数学という。

## 2 ナショナルテストについて

- (1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容(実施規模、実施教科等、実施学年、周期等) : 有

「初・中等教育法」第9条第1項の「教育科学技術部長官は学校に在学中の児童・生徒の学業習熟度を測定するための評価を実施することができる」に基づき、2001年度から全国からランダムで選んだ小学校6年生、中学校3年生、高等学校1年生の3～5%を対象に、国語、社会、数学、科学、英語の調査を実施。2008年度からは「初・中等教育法施行令」第10条に基づき、全国(国・公・私立)の初等学校6年生、中学校3年生、高等学校1年生の全員に実施を義務づけた。

また、現行の「第7次教育課程」の教育課程の質の管理のために国家レベルで定期的に児童・生徒の学力評価、教育機関の評価、教育課程編成・運営に関する評価が実施され、「読み」「書き」「基礎算数」については、2002年度から2007年度まで全国の小学校3年生の3%を抽出して調査、2008年度からは悉皆調査を行っている。

- (2) ナショナルテストの性格(卒業や進級の認定、学習の評価等との関係、指導要録等への反映)

教育課程の質を管理するために国家レベルで定期的に児童・生徒の学力を評価する。評価に参加した児童・生徒個人別に評価指標を4段階評価である、「優秀」「普通」「基礎」「基礎未達(未満)」として提供し、「基礎」そして「基礎未満」の児童生徒に対する学習指導及び進路指導を支援する。

- (3) その他

評価を受けたすべての児童・生徒には、個人別に評価指標を提供し、評価結果は分析され報告書としてまとめられる。報告書は、国家及び市・道教育庁(都道府県に該当する)での教育政策樹立、学校単位での教授・学習方法の改善、進路指導などの資料として活用される。

## 3 学習の評価について

- (1) 学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容

- ①基準設定の有無と「有」の場合はその示し方 : ある。

教育科学技術部が教育課程の様式などを定める。

- ②評価記録の範囲と内容

教科等の指導の記録、行動の記録、出欠席の記録、身体測定の記録

- ③教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か

目標準拠評価

- ④観点別評価、評定の区別の有無 : ある。

- ⑤観点別評価の場合の、観点の設定内容

教育科学技術部の訓令に基づき、各市・道が「学業成績管理施行指針」を設けている。

ここでは、ソウル市の指針を資料として示したので、資料3を参照されたい

- ⑥観点別評価及び評定の評価の段階

小学校＝5段階（秀・優・美・良・可）、中学校＝5段階（5・4・3・2・1または秀・優・美・良・可）、高等学校＝9段階評価（1～9）。これについては、資料3を参照されたい。学校における評価：指導要録は参考様式を国が示している。修得単位数、各科目の評定、出欠等を記録。筆記試験による9段階評価及び遂行評価（Performance Assessment）。または、筆記試験評価＋遂行評価による9段階評価。これらの評価方法については、保護者に家庭通信、PTA会議、学校のHPを通して知らせる。（5段階及び9段階評価については、資料2と3を参照されたい）

⑦それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関

評価規準を韓国教育課程評価院が参考として示す。

⑧行動や性格の評価の有無：ある。

⑨評価記録の原本の保存：学校保存

⑩保存の期間

卒業後1年間は当該学校が保存、その後は電子化して永久保存

## （2）各学校における学習の評価の方法

①目標準拠評価か集団準拠評価か：目標準拠評価

②観点別評価、評定の区別の有無：ある。

③観点別評価の場合の、観点の設定内容：(1)②と⑤と同じ

④観点別評価、評定の評価の段階：(1)⑥と同じ

⑤行動や性格の評価について：評価する

## 4 その他（通知表等）

（1）保護者への評価の結果等の通知の有無（通知表）

保護者にも報告する。形式は学校ごとに異なる。

（2）その他：－

## 付記

「初・中等教育法施行令」第10条（児童・生徒の評価）：「初・中等教育法」第9条第1項の規定による児童・生徒の学業習熟度評価に対して必要な事項は教育科学技術部長官が決める。

（金泰勲）

<資料（韓国）>

資料1 「改訂教育課程」

1. 編成

- ア. 教育課程は「国民共通基本教育課程」（初等学校 1 年生から高等学校 1 年生までの 10 年間を指す）と「高等学校選択中心教育課程」（高等学校 2 年生から高等学校 3 年生までの 2 年間を指す）とする。
- イ. 国民共通基本教育課程は、「教科」「裁量活動」「特別活動」と編成する。（表 1 参照）
- 教科は国語、道徳、社会、数学、科学、実科（技術・家庭）、体育、音楽、美術、外国語（英語）とする。但し、初等学校 1、2 年生の教科は国語、数学、「正しい生活」、「賢い生活」、「楽しい生活」及び「私たちは 1 年生」とする。
  - 「裁量活動」（日本の総合的な学習時間に該当する）は、「教科裁量活動」と「創意的裁量活動」とする。
  - 特別活動は、自治活動、適応活動、啓発活動、ボランティア、行事活動、とする。
- ウ. 高等学校選択中心教育課程は、教科と特別活動で編成する。
- 教科は、普通教科と専門教科とする。
    - 普通教科は、国語、道徳、社会、数学、科学、技術・家庭、体育、音楽、美術、外国語と漢文、教養選択科目とする。
    - 専門教科は、農業生命科学、工業、商業情報、水産海運、家事、実業、科学、体育、芸術、外国語、国際に関する教科とする。
  - 特別活動は自治活動、適応活動、啓発活動、ボランティア、行事活動とする。

2. 時間(単位)配当基準：表 1 参照

表1 学校種別時間(単位)配当基準

学校種		初等学校					中学校			高等学校	
学年		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教	国語	210	238	238	204	204	204	170	136	136	136(8)
	数学	120	136	136	136	136	136	136	136	102	136(8)
	正しい生活	60	68								
	賢い生活	90	102								
	楽しい生活	180	204								
	私たちは1年生	80									
	道徳			34	34	34	34	34	34	34	34(2)
	社会			102	102	102	102	102		68	102(6)
	歴史								102	68	102(6)
	科学			102	102	102	102	102	136	136	136(8)
	実科					68	68				
	技術・家庭							68	102	102	102(6)
	科	体育			102	102	102	102	102	102	68
音楽				68	68	68	68	68	34	34	34(2)
美術				68	68	68	68	34	34	68	34(2)
外国語(英語)				68	68	102	102	102	102	136	136(8)
裁量活動		68	68	68	68	68	68	102	102	102	102(6)
特別活動	30	34	34	68	68	68	68	68	68	68(4)	
年間総授業時間数	830	850	986	986	1088	1088	1122	1122	1122	1190(70)	

- ① この表「国民共通基本教育期間」に提示された時間数は34週を基準とした年間最少限の授業時間数である。但し、3～6年生の年間総授業時間数は、週5日授業により縮減された時間数なので、学校では教科授業時間数の中で、年間34時間の範囲内で縮減して運営する。
- ② 1年生の教科、裁量活動、特別活動に配当された時間数は30週を基準にしたものであり、「私たちは1年生」に配当された時間数は3月の1ヶ月間の授業時間数を提示したものである。
- ③ 1時間の授業は、初等学校は40分、中学校は45分、高等学校は50分を原則とする。但し、気候、季節、学生の発達度、学習内容の性格などを考慮し、実情に応じて、調整することができる。
- ④ 10年生の( )中に提示された数字は単位数である。

## 資料2 「初・中等教育法施行令」

(1) 「初・中等教育法施行令」第45条(授業日数)：初・中等教育法第24条第3項の規定により、学校の授業日数は次の基準によって学校長が定める。

②初等学校、中学校、高等学校、高等技術学校及び特殊学校(幼稚部を除く)は毎年220日以上。ただし、学校の長が、天災地変や週5日授業の実施、研究校の運営または「初・中等教育法施行令」第105条の規定による自律学校の運営など教育課程の運営上、必要な場合には10分の1の範囲で授業日数を縮減することができる。授業日数を縮減した場合は、次の年度の開始30日前に管轄する機関に報告しなければならない。

(2) 「初・中等教育法施行令」第50条(修了及び卒業など)：②児童・生徒の各学年の課程修了に必要な出席日数は、同施行令第45条の規定による授業日数の3分の2以上、満たさなければならない。

## 資料3 「ソウル市学業成績管理規定」

### 第1章 総則

第1条(目的) この規定は学校生活記録作成及び管理に対して必要な事項を規定している教育人的資源部訓令(第676号 2005.9.25, 第719号 2007.2.28)によって作成されたソウル特別市教育庁の中学校が学業成績管理施行指針(2007改訂版)に基づき作成された学業成績評価及び管理の客観性・公正性・透明性と信頼度を向上することで学校教育の質的水準を高めることに、その目的がある。

第2条(基本方針) ①学業成績の評価及び管理の客観性・公正性・透明性と信頼度を高めるために、「教科協議会」と「学業成績管理委員会」を構成し、その機能を強化する。  
②評価は教育課程の目標と国家レベル、教育庁レベル、学校レベルの評価指針を反映し、目標志向的に実施する。

③多様な評価道具と方法で習熟度を評価し、生徒の目標到達度を確認し、授業の質の改善のための資料として活用する。

④外部で作成した評価道具の活用を止揚し、学校で教えた内容等を評価する。学校で学んだことのないもの、つまり生徒が学校外の教育手段を通じて学んだ内容等は評価しないように留意する。

⑤学業成績評価及び管理に関し、この規定に含まれていない事項に対しては「学業成績管理委員会」の審議を経て、学校が「学業成績管理規定」を決め、公正、かつ合理的な評価管理及び成績管理をするようにする。

### 第2章 学業成績管理委員会

第3条(学業成績管理委員会の設置) 学業成績評価及び管理の客観性・公正性・透明性・信頼度を高め、学校生活記録作成及び管理、その他、学校学業成績関連業務を効率的に施行するために、学業成績管理委員会を設置する。

第4条(学業成績管理委員会の構成と任務) ①委員長は学校長とし、学業成績管理委員会の業務を総括する。

②副委員長は校監(=教頭)とし、委員長を補佐し、委員長不在の時に委員長を代行する。

③委員会の委員は、教務部長(=教務主任)、研究部長(研究主任)、特別活動部長(主任)生活指導部長(生徒指導主任)の4人とし、委員は学業成績管理関連業務に対して審議す

る。

④保護者の意見を収斂し、成績管理の透明性を確保するために、学校長は数名の保護者委員を委嘱することができる。

第5条（学業成績管理委員会の審議内容）学業成績管理委員会は、次の各号の事項を審議する。

1. 学業成績管理規定の制定・改訂
2. 各教科協議会で提出された筆記試験による評価及び遂行評価の領域、方法、回数、基準反映割合などと成績処理方法及び結果の活用
3. 裁量活動（日本の総合的な学習の時間に相当）状況の評価基準及び方法
4. 特別活動状況の評価基準及び方法
5. 行動特性及び総合意見の評価項目及び方法
6. 学業成績評価及び管理の客観性・公正性・透明性と信頼度の向上策（評価の基準・方法・結果の公開及び広報など）
7. 学校生活記録部の記載方法及び記載内容などに関する事項
8. その他、学業成績管理に関連する業務

第6条（学業成績管理委員会の運営）① 学業成績管理を定期的に行い、学業成績及び評価管理の諸般の事項を検討し、学業成績に関わる問題が発生しないよう予防に努める。

② 「学業成績管理規定」に対する教職員研修を学期別実施し、すべての教職員が規定内容を熟知するようにする。

③ 「学業成績管理委員会」の協議事項は学校長の決裁を経て施行する。

<省略>

#### 第4章 教科学習の達成状況の評価及び管理

第11条（評価の区分及び方法）① 教科学習の評価はすべての生徒が教育目標を成功裏に果たすことができるように教育課程を実施し、学習状況に対する普段の評価と指導した結果を参考として、生徒個人の教科別教授目標の到達度と学習遂行過程を評価する方法を用いる

② 教授目標と言うのは、教育課程に明記された学年別教科目標を単元別に詳細に細分した指導目標を意味し、学年別教科別教授目標を設定する際に、教科協議会を通じて教育課程内容と教科内容を分析、活用する。

③ 教科別教育課程の教授目標が等しく評価できるように評価基準を作成する。

④ 教科学習発達状況の評価は、筆記試験による評価と遂行評価とに区分して実施する。

⑤ 教科別筆記試験による評価及び遂行評価の領域、方法、回数、基準、反映比率などと成績処理方法及び結果の活用などは、各学校の教科指導の実情に応じ、教科協議会が決めた後、これを学業成績管理委員会の審議を経て学校長が最終的に決める。

⑥ 年度の初めに、生徒及び保護者に家庭通信、保護者会、学校のホームページなどを通じて筆記試験による評価及び遂行評価の時期、領域、基準、方法などを事前に公開し、評価を実施する。

⑦ 評価実施前に教職員研修を通じて、評価の妥当性、適正性、透明性、客観性を確保することができるようにする。

第12条（遂行評価）① 教科協議会では各科目の教育課程及び学校教科の特性に鑑み、遂

行評価の領域、方法、回数、詳細基準(配点)、反映比率、などと成績処理方法及び結果の活用などに関する遂行評価計画を樹立し、学業成績管理委員会に提出後、審議を経て学校長の決裁を受けて施行する。

②評価者は「学業成績管理委員会」の審議を経て確定された教科別遂行評価計画と評価後の結果を生徒本人に公開しなければならない。異議申請がある時には綿密に検討して適切な措置を取らなければならない。

③遂行評価の点数は、点数化が可能な領域の点数だけ反映するが、基本点数の付与の可否、付与点数の範囲などは教科協議会の遂行評価計画作成の時、反映する。基本点数を付与する科目の評価で基本点数を付与することができない場合(無断欠席、不真面目な授業参加など)にはその事例と点数付与基準を「遂行評価基準」と明示して生徒、保護者に公開した後、適用する。

④遂行評価結果物(美術作品など)に対しては生徒の異意申し立て、受付、処理、確認過程など適切な措置が完了した場合、学校長が学業成績管理委員会の審議を経て保管期間を決定・施行して、遂行評価の重要な資料は成績算出の証拠資料として該当生徒が学校を卒業した後、1年以上該当学校に保管し、上級学校進学時、入学選考者からの要請がある場合、これを選考資料として提供することができる。ただし、遂行評価成績を記録した成績一覧表は電子化して管理することを原則とする。

⑤遂行評価は課題中心の評価を行い、敘述型評価(論述型評価)、観察法、ロールプレイング、討論法、自分評価、仲間評価、協働学習など多様な評価方法を導入する。

⑥提出課題の評価などを遂行する時、盗作(他人の作品を自分の作品として使用する、例えばインターネットやその他で引用する場合など)行為が発生しないように事前教育を十分に実施する。

⑦遂行評価は同一科目の担当教師らによる共同評価または相互交換評価を推奨し、実験実習、実技評価などの結果は生徒に公開して確認させる。

⑧実演を通じて実技を評価するか、生徒の作品を評価する場合には、評価現場で多くの生徒の前で、評価結果を公開する。

⑨実験・実習、実技及び観察などによる遂行評価成績などを合算する場合には、これに対する補助資料を作成し、決裁を受けて評価し、補助資料は考査答案紙の保管基準に準じて保管し、異議申立があった場合には、綿密に検討し、その結果を生徒本人に公開するなど適切な措置を取らなければならない。

⑩障害のある生徒が障害のため、特定科目の遂行評価が不可能な場合は、成績処理は次の公式を参考し、点数を付与するが、対象生徒、対象科目(領域)などは、「学業成績管理委員会」の審議を経て学校長が決める。

$$\text{点数} = \text{実技評価の基本点数} + \text{実技評価点数(基本点数除外)} \times \frac{\text{当該者の筆記試験点数}}{\text{筆記試験の総点}}$$

\* 国語、外国語のリスニングやスピーキングに対する評価もこの基準による。

<省略>



第 22 条（習熟度評定）① 習熟度は筆記試験による評価及び遂行評価の反映割合の合計によって次のように評定する。

点数	習熟度
90% 以上 ～ 100%	秀
80% 以上 ～ 90% 未満	優
70% 以上 ～ 80% 未満	美
60% 以上 ～ 70% 未満	良
60% 未満	可

※ 89.99%の場合は、「優」と判定する

但し、体育、音楽、美術教科の等級は、次のように評定する。

点数	等級
80% 以上～ 100%	優秀
60% 以上～ 80%未満	普通
60% 未満	不十分

#### 資料 4 高等学校学業成績評価結果処理

等級	比率
1 等級	4% 未満
2 等級	4% 以上 ～ 11% 未満
3 等級	11% 以上 ～ 23% 未満
4 等級	23% 以上 ～ 40% 未満
5 等級	40% 以上 ～ 60% 未満
6 等級	60% 以上 ～ 77% 未満
7 等級	77% 以上 ～ 89% 未満
8 等級	89% 以上 ～ 96% 未満
9 等級	96% 以上 ～100% 未満

付記：相対的な比率である。すなわち最上位 4%が 1 等級にあたる。



児童生徒の学習評価等に関する国際比較

<整理表>



アメリカ合衆国

<p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について</p> <p>① 総授業時数の規定の有無</p> <p>② 各教科等の配当授業時数の規定の有無</p> <p>③ 学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>	<p>1</p> <p>(1) 法的拘束力はないが州で策定。</p> <p>(2) 州教育委員会が委員会等を設置して策定。</p> <p>(3) 州により異なる。ミシガン州では、カリキュラム・フレームワークで教科等の種類・各教科等の目標・内容・ベンチマーク等、カリキュラム策定計画の手順や注意点、学習指導法、評価システム、教員の職能開発、教授に関するツールキット、主要教科の学習指導に関する情報や資料、フレームワークの使用法等を記載。</p> <p>(4) ① 多くの州で規定。ミシガン州では幼稚園549時間、小学校以降1098時間。しかし、カリキュラム・フレームワークには記載はない。</p> <p>② 各教科等の配当時数は主要教科（英語、数学、科学、社会）では規定している州が多いが、その他の教科では特段の取り決めがない州も多い。</p> <p>③ 特に取り決めはない。</p> <p>(5) 特に決まりはない。教科ごとに改訂されることが多い。</p> <p>(6) 州や教科により異なる。ミシガン州の場合は、フレームワークは1996年、英語2004年、算数・数学2006年、科学2000年、体育2007年、技術2005年。</p>
<p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>	<p>2</p> <p>(1) 1969年から全米規模で実施。悉皆ではなくサンプリング調査であり、主調査と長期傾向調査の2種類がある。主調査は、第4、8、12学年を調査対象。読解、数学、科学、作文、米国史、公民、地理、芸術などについて全米的な学力傾向の把握を目的。長期傾向調査は、9、13、17歳の生徒を対象に読解と数学について4年ごとに調査。</p> <p>(2) 調査時点における生徒の学習状況及び学習の進捗状況の把握。</p> <p>(3) 28州（2008年時点）が高校教育の質保証のため高校卒業認定試験を実施。</p>
<p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容</p> <p>① 基準設定の有無と「有」の場合はその示し方</p> <p>② 評価記録の範囲と内容</p> <p>③ 教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か</p> <p>④ 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>⑤ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>⑥ 観点別評価及び評定の評価の段階</p> <p>⑦ それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関</p> <p>⑧ 行動や性格の評価の有無</p> <p>⑨ 評価記録の原本の保存</p> <p>⑩ 保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法</p> <p>① 目標準拠評価か集団準拠評価か</p> <p>② 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>③ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>④ 観点別評価、評定の評価の段階</p> <p>⑤ 行動や性格の評価について</p>	<p>3</p> <p>(1)</p> <p>① 法的拘束力のある全米及び各州の基準はない。近年、州のカリキュラム基準が各学校段階で影響力を増していることから、参考のためミシガン州の基準を例に②以降の項目を記す。</p> <p>② 各学校段階により異なる。小学校低学年では教科等の記録に加え、個人的・社会的発達、学習習慣。高学年から高校までは教科等の成績等の記録や学習態度。</p> <p>③ 通常は目標準拠評価。</p> <p>④ 小学校低学年及び4学年は教科ごとに観点を示して評価。評価、評定の区別はない。評価の際の目標は、全体的なものではなく、各個人が設定した目標の達成度で評価。5学年以上では観点は示されない。</p> <p>⑤ 教科により異なる。例えば算数では、積極的な態度、応用問題を解く力、コンピュータ技術、概念理解力、社会では、活動への参加、他者との経験や考え方の共有、様々な文化・民族の認識、概念理解力などである。</p> <p>⑥ 観点別評価2～3段階（小学校低学年）観点別評価4段階（小学校4学年）、評定5段階（小学校5学年以上）。</p> <p>⑦ 観点別規準等の策定はない。州のカリキュラム・フレームワークの中で評価法等について示す。</p> <p>⑧ 中学校以降は授業態度を評価（3段階評価）。行動等については所見欄に教師が記載する。</p> <p>⑨ 学校保存後、各区の教育委員会が保存。</p> <p>⑩ 卒業後60年（2008年）</p> <p>(2) (1)①～⑤に同じ。但し、各教科等の評価は、ルーブリック等で各教科担任が評価することもある。また、ポートフォリオ評価も行われることがある。</p>
<p>4 その他（通知表等）</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知表）</p> <p>(2) その他</p>	<p>4</p> <p>(1) あり。様式は各学校で定める。多くの学校では、学期末ごとに通知表を保護者に郵送している。</p> <p>(2) 高校の学習評価は上記の3(1)と同じ。高校の卒業要件は、6州以外の州で規定されている（2008年）。</p>

イギリス（イングランド）	
<p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について</p> <p>① 総授業時数の規定の有無</p> <p>② 各教科等の配当授業時数の規定の有無</p> <p>③ 学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>	<p>1</p> <p>(1) 国</p> <p>(2) 子ども学校家庭省の諮問を受けた委員会によるレビューとその後の関係者による協議を経て資格カリキュラム開発機構(QCDA)により策定される。</p> <p>(3) カリキュラム全体の目的と目標、各教科ごとに学習する分野別の内容、到達目標、学習集団の組織等における包摂、評価とカリキュラム全体を通じて学習すべき事柄が示されている。</p> <p>(4) ①無 ②無 ③無</p> <p>(5) 5年</p> <p>(6) 初等カリキュラム1999年、中等カリキュラム2007年（2008年9月より実施）</p>
<p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>	<p>2</p> <p>(1) あり（各学習段階=キー・ステージの終わりである第2、第6学年では中心教科、第9学年では全教科について必ず実施される。QCDAの作成する試験と教師の評価により構成されるが、2009年から第9学年での評価は教師によるもののみとなった。また他の学年でも教師による評価に加えてQCDAの作成した試験を行って児童生徒の到達度を測定することはできる。）</p> <p>(2) テストの目的とされるものは多いが、教授学習の改善と保護者に対する児童生徒の学校に関連する情報の提供が主な目的である。</p> <p>(3) 義務教育が終わる16歳で普通教育にかかわる外部試験であるGCSE試験、あるいはそれに相当する職業資格試験を受験することが推奨されている。</p>
<p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容</p> <p>① 基準設定の有無と「有」の場合はその示し方</p> <p>② 評価記録の範囲と内容</p> <p>③ 教科等の評価は目標標準評価か集団標準評価か</p> <p>④ 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>⑤ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>⑥ 観点別評価及び評定の評価の段階</p> <p>⑦ それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関</p> <p>⑧ 行動や性格の評価の有無</p> <p>⑨ 評価記録の原本の保存</p> <p>⑩ 保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法</p> <p>① 目標標準評価か集団標準評価か</p> <p>② 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>③ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>④ 観点別評価、評定の評価の段階</p> <p>⑤ 行動や性格の評価について</p>	<p>3</p> <p>(1) あり</p> <p>①教科ごとに到達目標の水準（レベル）が通常8段階（と例外的に優秀という評価）設定されている。第2学年（7歳）では第2水準、第6学年では第4水準、第9学年では第5または第6水準に到達していることが標準とされるが、進級、進学には影響しない。</p> <p>②全国テストの結果（第6学年のみ）、教師による評価、学校全体の子どもたちの評価の結果、前年度における全国の結果が保護者に知らされる。</p> <p>③目標標準評価</p> <p>④法的な規定はない。学習者の努力、進歩を評価することが推奨されている。</p> <p>⑧児童生徒の行動の詳細や家庭環境についての記録を作成・保存してもよいが、義務とはされていない。</p> <p>⑨2005年の（イングランド）教育（生徒に関する情報）規則により学校に保存と正当な理由による請求がある場合の開示が規定されている。</p>
<p>4 その他（通知表等）</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知表）</p> <p>(2) その他</p>	<p>4</p> <p>(1) あり（法的には第2、6、9学年の終わりに成績が連絡されるが、実際には学期ごとに連絡されている。学校と保護者のインフォーマルな情報交流が推奨されている。）</p> <p>(2) 保護者は学校の保管する児童生徒の学習記録の開示と、評価に対する異議の申し立てを行うことができる。なお学校も試験の結果について異議の申し立てを行うことができる。</p>

フランス

<p><b>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</b></p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について</p> <p>① 総授業時数の規定の有無</p> <p>② 各教科等の配当授業時数の規定の有無</p> <p>③ 学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>	<p><b>1</b></p> <p>(1) 国で策定</p> <p>(2) 中央教育審議会(Conseil supérieur de l'éducation)の答申を受けて国民教育省で策定。策定に当たっては、義務教育終了までにすべての児童生徒に最低限保障すべき教育内容を政令で定める「共通基礎知識技能」が基準とされる。</p> <p>(3) 教科等の種類、授業時数、総則、各教科等の目標、内容等。</p> <p>(4) ①あり ②あり ③あり</p> <p>(5) 概ね5年</p> <p>(6) 2007年、2008年に改訂。</p>
<p><b>2 ナショナルテストについて</b></p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>	<p><b>2</b></p> <p>(1) あり：「全国共通学力調査」。小学校3年生、中学校1年生を対象に、フランス語、数学で毎年実施。児童生徒が全員受験するが、成績集計は標本による全国集計のみ。2008年度から対象学年が小学校2年生と小学校5年生となる。</p> <p>(2) 学習指導の改善を目的とする。</p> <p>(3) 中学校卒業の認定を行う「前期中等教育修了国家免状」取得試験がある（ただし不合格でも高校に進学できる）。中学校最終学年（4年生）を対象に、フランス語、数学及び歴史地理公民の筆記試験と全教科等の平常点評価による試験を毎年実施。大部分の中学4年生が受験し、多くが合格する。</p>
<p><b>3 学習の評価について</b></p> <p>(1) 学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容</p> <p>① 基準設定の有無と「有」の場合はその示し方</p> <p>② 評価記録の範囲と内容</p> <p>③ 教科等の評価は目標標準評価か集団標準評価か</p> <p>④ 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>⑤ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>⑥ 観点別評価及び評定の評価の段階</p> <p>⑦ それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関</p> <p>⑧ 行動や性格の評価の有無</p> <p>⑨ 評価記録の原本の保存</p> <p>⑩ 保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法</p> <p>① 目標標準評価か集団標準評価か</p> <p>② 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>③ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>④ 観点別評価、評定の評価の段階</p> <p>⑤ 行動や性格の評価について</p>	<p><b>3</b></p> <p>(1)</p> <p>① あり（2007年度より試行中）：国民教育省が「共通基礎知識技能」の観点別到達度評価参考一覧表を試行として示す。指導要録にほぼ相当する「個別技能通知表」の導入の準備が行われている。</p> <p>② 教科等の指導の記録、行動の記録、交通安全教育修了記録、応急手当教育修了記録、コンピュータ教育修了記録など。</p> <p>③ 目標標準評価</p> <p>④ 区別あり</p> <p>⑤ 評定は「共通基礎知識技能」の項目別（フランス語の習得、一つの現代外国語の実用、数学の基礎原理、科学的技術的教養、情報通信に関する日常的な技術の習得、人文的教養、社会的公民的技能、自律性及び自発性）に行われる。各項目について、小学校では4～29の観点別評価が設けられている。中学校については未定。</p> <p>⑥ 観点別評価と評定のいずれも合否（ouiとnon）の2段階。</p> <p>⑦ 評価基準を国民教育省が上記①の「観点別到達度評価参考一覧表」の中で示す。</p> <p>⑧ あり：「共通基礎知識技能」の項目のうち「社会的公民的技能」と「自律性及び自発性」が該当。</p> <p>⑨ 学校保存</p> <p>⑩ 生徒の義務教育終了時まで。義務教育終了後は生徒保存。</p> <p>(2) (1)に同じ。</p>
<p><b>4 その他（通知表等）</b></p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知表）</p> <p>(2) その他</p>	<p><b>4</b></p> <p>(1)あり。様式は「個別技能通知表」と同じ。</p>

ドイツ

<p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について</p> <p>① 総授業時数の規定の有無</p> <p>② 各教科等の相当授業時数の規定の有無</p> <p>③ 学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>	<p>1</p> <p>(1) 州レベル（一部共通化の動きあり）</p> <p>(2) 州文部省（実際には教育研究所）</p> <p>(3) 州により異なる。</p> <p>&lt;例1&gt;ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校 獲得すべき能力と知識、教科等の種類、各教科の課題と目標、各教科の内容と重点、各教科で獲得が期待される能力、支援と評価等。</p> <p>&lt;例2&gt;ベルリン市（都市州）基礎学校は、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共同で作成した。 基礎学校の教育（コンピテンシー等）、教科の意味づけ、水準、授業の構成、内容（課題領域の概観、課題領域）、成績の評価・記録。</p> <p>(4)&lt;例1&gt;①あり（ただし週当たりの時数） ②あり ③あり</p> <p>(5)&lt;例1&gt;とくに原則なし。上記事例では1985年、2003年に試行版。中等教育段階は教科により改訂時期が異なる。</p> <p>(6) 州・学校種別により異なる。&lt;例1&gt;では2008年。中等教育段階は教科により異なる。&lt;例2&gt;基礎学校は2004年。中等教育段階の教科は2006年。</p> <p>(7) 特になし。</p>
<p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>	<p>2</p> <p>(1) 2009年にVERA-8テストを実施。8年生を対象。16州中2州は不参加。国語、数学、英語、仏語を対象。</p> <p>(2) 能力の検証。</p> <p>(3) 各州に学校終了段階で修了試験がある。多くの州は統一テストの形式で実施している。 この他にギムナジウム終了段階での学力調査を実施（2002年、TOSCA）等があるが、州レベルでの実施である。</p>
<p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容</p> <p>① 基準設定の有無と「有」の場合はその示し方</p> <p>② 評価記録の範囲と内容</p> <p>③ 教科等の評価は目標標準評価か集団標準評価か</p> <p>④ 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>⑤ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>⑥ 観点別評価及び評定の評価の段階</p> <p>⑦ それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関</p> <p>⑧ 行動や性格の評価の有無</p> <p>⑨ 評価記録の原本の保存</p> <p>⑩ 保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法</p> <p>① 目標標準評価か集団標準評価か</p> <p>② 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>③ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>④ 観点別評価、評定の評価の段階</p> <p>⑤ 行動や性格の評価について</p>	<p>3</p> <p>(1)</p> <p>(1) 無 州レベルであり。評定は州間協定であり。</p> <p>&lt;例1&gt; ノルトライン・ヴェストファーレン州</p> <p>① あり（州学校法第48条）様式なし。</p> <p>② 教科等の評定、欠席、行動の記録や社会的行動（4段階評価）、特記事項。</p> <p>③ 目標標準評価。</p> <p>④ 観点別評価なし。6段階評定。</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧ あり。4段階評価。</p> <p>⑨ 学校</p> <p>⑩ 20年間（生徒及び保護者の取扱が許可されたデータ規則第9条）ただし修了書は50年。</p> <p>&lt;例2&gt; ベルリン市</p> <p>① あり（州学校法第58条）様式あり。</p> <p>② 1) 修了証 学校、生徒名及び誕生年月日、学年・学期、選択科目を含む授業科目、成績・評定、特記事項、3年から10学年では行動の記録。学期及び学年の証明書では、これに欠席、遅刻。卒業証書の場合は更に、出生地、教育課程への通学期間、場合に応じ試験に不合格となった事由。試験証明書では、出生地、教育課程への通学期間、試験の種類、試験科目、各試験の成績と最終評定、場合により教育課程途中で終了した科目。</p> <p>2) 指導要録 氏名、性別、出生年月日・出生地・出生国、ドイツ以外で出生の場合、ドイツ渡航年、国籍、家庭での使用言語、移住者としての状況、住所、電話番号、保護者の氏名・住所・電話番号、就学義務の開始、普通教育学校の経歴、保護者との連絡上の注意点、使用に供された教材。</p> <p>③ 目標標準評価</p> <p>④ 観点別評価なし。1・2学年は記述式。3・4学年は6段階評定か一部に内容別評価を選択。5学年以上は6段階評定。一部ポイント制、学習発達記録。</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧ あり。3-10学年。学校会議で決定。項目は学習準備・意欲、信頼感、自律性、責任感、協調性。</p> <p>⑨ 生徒本人。コピーを要録として学校か試験実施者が保管。</p> <p>⑩ 50年</p> <p>(2)</p> <p>① 目標標準評価</p> <p>② 無</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤ あり（例1は4段階）</p>
<p>4 その他（通知表等）</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知表）</p> <p>(2) その他</p>	<p>4</p> <p>(1) あり。半年ごとに証明書の交付。</p>



フィンランド

<p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について</p> <p>① 総授業時数の規定の有無</p> <p>② 各教科等の配当授業時数の規定の有無</p> <p>③ 学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>	<p>1</p> <p>(1) 国で策定（それに基づき基礎自治体が地方カリキュラムを策定）。</p> <p>(2) 国家教育委員会が策定。そのプロセスには、国家教育委員会のもとに置かれた作業部会、教育課程班、連携ネットワークが協力して当たる。なお、これらには、教育行政関係者、現職教員、専門家（研究者）らが参加する。</p> <p>(3) ①教育課程や義務教育の位置付けや内容など総則的な内容、②指導及び学習支援（特別な支援を必要とする児童生徒、文化的・言語的マイノリティに対する指導）、③各教科等の目標・内容・望まれる成果（到達目標）、評価基準・方法、④評価基準・方法、⑤「私立」学校の教育。</p> <p>(4) ①あり ②あり ③あり（但し、教科ごとに設定された学年区分ごと）</p> <p>(5) 概ね10年</p> <p>(6) 2004年に改訂（2006年完全移行）</p>
<p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>	<p>2</p> <p>(1) 1990年代後半より全国テストを実施。基本的には、第9学年を対象に、母語と数学の2科目について、2年に一度、サンプル調査の形で実施。但し、それ以外の学年や、教科を対象として実施する場合もある。</p> <p>(2) 教育課程実施状況の調査（評価）、及び教育政策形成・事業計画立案、授業改善・教育課程改善に資するデータの収集を目的とする。</p> <p>(3) 後期中等教育段階修了時（厳密には、在学中より受験可能）に、「大学入学資格試験」（Ylioppilastutkinto）が実施される。但し、これは学校の修了とは区別されており、試験に合格せずとも、高校等を卒業することはできる。</p>
<p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容</p> <p>① 基準設定の有無と「有」の場合はその示し方</p> <p>② 評価記録の範囲と内容</p> <p>③ 教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か</p> <p>④ 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>⑤ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>⑥ 観点別評価及び評定の評価の段階</p> <p>⑦ それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関</p> <p>⑧ 行動や性格の評価の有無</p> <p>⑨ 評価記録の原本の保存</p> <p>⑩ 保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法</p> <p>① 目標準拠評価か集団準拠評価か</p> <p>② 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>③ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>④ 観点別評価、評定の評価の段階</p> <p>⑤ 行動や性格の評価について</p>	<p>3</p> <p>(1)</p> <p>① あり。国家教育委員会が、教育課程基準において、「修了証」（Todistus）の様式を示す。なお、体裁（デザイン）については、自治体が定めることが教育課程基準に示されている。</p> <p>② 「修了証」には、教科等の履修履歴（教授言語、宗教や語学科目の選択状況、芸術系科目・体育科目の適当な授業時間数、選択科目の科目名及び総授業時間数などについても記録）及び目標準拠評価による成績が記される。また、態度（行動）の評価、活動技能（学業成績とは別に評価が行われた場合）、授業時間が週1時間以下の選択科目の成績については、資料として、修了証に添付される（修了証本紙には記載されない）。</p> <p>③ 目標準拠評価</p> <p>④ 区別あり</p> <p>⑤ 「進歩」（edistyminen）、「活動技能」（työskentely）、「態度」（käyttäytyminen）</p> <p>⑥ 4～10の7段階。4は不合格（Hylätty）、5は及第（välttävä）、6はまあまあ（kohtalaisia）、7は普通（tydyttävä）、8は良い（hyvä）、9は非常に良い（kiitettävä）、10は優秀（erinomainen）。但し、第7学年以下の成績等については、評点による評価を行わなくともよい。また、「修了証」には「態度」の評点は記録しない（「基礎教育法施行令」第12条）。</p> <p>⑦ 教育課程基準に示された目標及び望ましい成果（到達目標）</p> <p>⑧ あり。行動の評価（「態度」として記録される）</p> <p>⑨ 不明：「基礎学校法」「基礎学校施行令」「教育課程基準」に関連記述なし（但し、「公文書として適切な扱いをするように」との記述あり。）</p> <p>⑩ 不明：「基礎学校法」「基礎学校施行令」「教育課程基準」に関連記述なし</p> <p>(2) (1)に同じ。</p>
<p>4 その他（通知表等）</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知表）</p> <p>(2) その他</p>	<p>4</p> <p>(1) あり。様式は教育課程基準に定められている。</p>

## オーストラリア

<p><b>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</b></p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について</p> <p>① 総授業時数の規定の有無</p> <p>② 各教科等の相当授業時数の規定の有無</p> <p>③ 学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>	<p><b>1</b></p> <p>連邦制を採用しており、初等中等教育に関する責任は各州が持つとの憲法規定を前提、教科・領域の選定は国が、それ以外の枠組みは州が、具体的内容は各学校で策定。</p> <p>A. 国家教育指針(主要学習領域(Key Learning Areas)の選定のみ、内容は規定せず)</p> <p>(1) 連邦レベル</p> <p>(2) 連邦教育雇用訓練青少年問題担当大臣審議会(Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs: MCEETYA)、連邦・各州教育大臣の承認。</p> <p>(3) 八つの主要学習領域の選定のみ。</p> <p>(4) ①～③すべて規定なし。</p> <p>(5) 約10年間</p> <p>(6) 最新のものは2008年12月(通称「メルボルン宣言」)</p> <p>(7) 上記宣言での提案に基づきナショナル・カリキュラム(差し当たり2011年の始動に向けては英語・数学・科学・歴史のみ)の開発に向けての動きが現実化、但しナショナルテストが実施されている下記の各領域については既に学習指針(Statements of Learning)が存在(主にテスト対象学年で求められる知識・技能の概要を既定)</p> <p>B. 各州のカリキュラム・フレームワーク</p> <p>(1) 州レベル(ただし最新のものは連邦政府からの要請により改訂)</p> <p>(2) 州政府の教育にかかわる組織(州により州教育省もしくは州教育審議会)、州教育省もしくは審議会が関係部局、研究者や専門家、教員等の助言を得て共同で開発。</p> <p>(3) あくまでも各学校でカリキュラム及びシラバスを開発・作成する際の手引き。</p> <p>(4) 前期中等教育段階までは①～③の具体的な規定は特になし(上記(3)(4)に関して、カリキュラムの開発はあくまでも各学校の責任という立場)。</p> <p>(5) 時代・社会・国家の要請に応じて改訂。</p> <p>(6) 各州により異なる。</p>
<p><b>2 ナショナルテストについて</b></p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他(学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する)</p>	<p><b>2</b></p> <p>(1) あり。1997年以降、毎年リテラシーおよびニューメラシーのテストを実施(3・5・7・9年生対象の悉皆調査(原則)、生徒の属性に基づく結果の分析も実施、2007年までは連邦レベルで定められた基準(ナショナル・ベンチマーク)に基づき各州が試験を作成、しかし2008年以降は結果の比較可能性を高めるため全国共通テストへ移行、それに伴い国家基準もより詳細に生徒の成果を測定できるアチーブメント・スケールへ変更)。</p> <p>2003年以降、科学的リテラシー、シティズンシップ、ICTを3年に一度の周期で実施(6もしくは10年生を対象に抽出調査、一部の領域は特定州のみでの施行)。</p> <p>(2) 国家レベルで子ども達の教育成果に関する比較可能なデータを入手し、その成果の向上を継続的に監視することを目的とする。</p> <p>(3) 各州で中等教育修了者には中等教育終了資格を授与。(州教育審議会が管理、州により内容は異なるもののペーパー試験や外部評価者による評価等を実施、近年、中等教育の修了率の向上を目的に、資格の多様化を推進する州も存在)。</p>
<p><b>3 学習の評価について</b></p> <p>(1) 学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容</p> <p>① 基準設定の有無と「有」の場合はその示し方</p> <p>② 評価記録の範囲と内容</p> <p>③ 教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か</p> <p>④ 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>⑤ 観点別評価の場合、観点の設定内容</p> <p>⑥ 観点別評価及び評定の評価の段階</p> <p>⑦ それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関</p> <p>⑧ 行動や性格の評価の有無</p> <p>⑨ 評価記録の原本の保存</p> <p>⑩ 保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法</p> <p>① 目標準拠評価か集団準拠評価か</p> <p>② 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>③ 観点別評価の場合、観点の設定内容</p> <p>④ 観点別評価、評定の評価の段階</p> <p>⑤ 行動や性格の評価について</p>	<p><b>3</b></p> <p>(1) 無</p> <p>・但し、リテラシー及びニューメラシーの国家指標(アチーブメント・スケール)は存在。</p> <p>・また、連邦政府から州政府への補助金給付の要件として、各州で児童生徒が学習した教科について、州政府(教育省・教育審議会)もしくは学校が定めた基準に従い、A～Eまでの5段階で通知表(student reports)を作成する義務があることを規定。(その具体的内容、評価基準、保存等についての規定はなし)</p> <p>(2) 州ごとに評価及び報告の「枠組み」の規定あり。</p> <p>① 目標準拠評価(但し、集団の中での子どもの成果を保護者に通知する義務は存在)</p> <p>② 区別あり。</p> <p>③ 州により異なる。</p> <p>(例えばクイーンズランド州及びビクトリア州の場合は「意欲(effort)」「行動(behavior)」)</p> <p>④ 観点別評価は、州ごとに、また多くの場合、(初等・中等)教育段階で基準が異なる。</p> <p>評定は5段階評価(A～E、但し州により学年・教育段階で記述方法に配慮あり)</p> <p>⑤ 通知表に記載項目あり。</p> <p>・教員による総評</p> <p>(また、学習と評価の一体化を図るため、例えばビクトリア州では、中等教育段階の生徒が当該教科についての自身の目標や評価を記載する欄を通知表に設定)</p>
<p><b>4 その他(通知表等)</b></p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無(通知表)</p> <p>(2) その他</p>	<p><b>4</b></p> <p>(1) あり</p> <p>(2) 基準(A～Eの5段階で提示)、年2回の保護者への通知及びそれに基づく保護者と教員間での面談の実施を連邦レベルで義務化。</p>

## シンガポール

<p><b>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</b></p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）          (2) 策定機関と策定の手続き          (3) 教育課程の基準の範囲          (4) 授業時数について            ① 総授業時数の規定の有無            ② 各教科等の担当授業時数の規定の有無            ③ 学年配当の授業時数の規定の有無          (5) 改訂の周期          (6) 最新の改訂年次          (7) その他</p>	<p><b>1</b></p> <p>(1) 国で策定          (2) 教育省（Ministry of Education）のカリキュラム計画・開発局（Curriculum Planning and Development Division）が策定。教育内容等の大幅な改訂にあたっては、国立教育学院（National Institute of Education: NIE）の研究者や現場の教員などが加わり、専門の審議会等が設けられる場合もある。          (3) 教科の種類、授業時数、各教科の目標、内容、評価基準・方法等。          (4) 授業時数について            ① あり            ② あり            ③ あり          (5) 概ね5年          (6) 2006、2007年に、言語（英語、華語、マレー語、タミル語等）、数学、理科などの主教科が改訂された。</p>
<p><b>2 ナショナルテストについて</b></p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等          (2) ナショナルテストの性格          (3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>	<p><b>2</b></p> <p>(1) あり          ・ 小学校卒業時に「小学校卒業試験」（Primary School Leaving Examination: PSLE）を実施。受験教科は、言語（英語と各民族語）、数学、理科。          ・ 中学4／5年終了時に「シンガポール・ケンブリッジ普通教育修了試験」（Singapore-Cambridge General Certificate of Education: GCE）の標準（Normal）／普通（Ordinary）の各レベル試験がある。高校から大学に上がる際にはGCE上級（Advanced）レベル試験を受ける。受験教科は、母語が必修で、他は履修したコースや進学希望先の学科の要件等による。          (2)          ・ 中学校への進学にあたってはPSLEを必ず受けなければならないが、その得点結果に関係なく、13歳以上ならば誰でも中学校に入ることができる。PSLEの結果と保護者の希望に基づき、生徒は特別（Special）／快速（Express）／普通・学術（Normal-Academic）／普通・技術（Normal-Technical）の各コースに振り分けられる。          ・ GCE各レベル試験は修了試験であるから、これを合格しなければ上級校／コースに進学することはできない。          (3) その他          ・ 前述のPSLEやGCEなどの各種試験は、「シンガポール試験・評価局」（Singapore Examinations and Assessment Board）が実施する。          ・ 近年、中等教育段階においては、6年制の総合課程（Integrated Programme）校やインデペンデント・スクール（Independent School）、オートノマス校（Autonomous School）などが設けられて多様化が進み、スポーツや芸能、ITなどの特別領域コースも増えている。これらの学校やコースでは、入学希望者に対して、PSLEのほか、面接や実技等の直接選抜試験（Direct School Admission）も課している。</p>
<p><b>3 学習の評価について</b></p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容            ① 基準設定の有無と「有」の場合はその示し方            ② 評価記録の範囲と内容            ③ 教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か            ④ 観点別評価、評定の区別の有無            ⑤ 観点別評価の場合の、観点の設定内容            ⑥ 観点別評価及び評定の評価の段階            ⑦ それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関            ⑧ 行動や性格の評価の有無            ⑨ 評価記録の原本の保存            ⑩ 保存の期間          (2) 各学校における学習の評価の方法            ① 目標準拠評価か集団準拠評価か            ② 観点別評価、評定の区別の有無            ③ 観点別評価の場合の、観点の設定内容            ④ 観点別評価、評定の評価の段階            ⑤ 行動や性格の評価について</p>	<p><b>3</b></p> <p>(1)            ① あり          ・ 教育省発行の各教科用シラバス内で評価理念、方法を示す。          ・ 「学校修了証」（School Graduation Certificate）の書式を教育省が策定。            ② 「学校修了証」には、①教科成績（Academic Achievement）、②正課併行活動の成績（Co-Curricular Achievement）、③行動の記録（Personal Qualities）を示す。行動の記録では、性格、行動特性、学習意欲、市民性、賞罰記録、リーダーシップなどが記述式で示される。            ③ 目標準拠評価と集団準拠評価を併用。近年は、自己評価、生徒による相互評価、ポートフォリオ評価、教員による観察評価などでの目標準拠評価を重視する傾向にある。            ④ あり。評定は教科成績について、観点別評価は正課併行活動の記録や行動の記録について示される。            ⑤ 「知識・理解・応用」（Knowledge, Understanding and Application）、「技術・過程」（Skills and Processes）、「意欲・態度」（Ethics and Attitude）の3観点。            ⑥          ・ GCEの評定…A1(75点以上)、A2(70-74)、B3(65-69)、B4(60-64)、C5(55-59)、C6(50-54)、D7(45-49)、E8(40-44)、9(39点以下)          ・ CCAの観点別評価…A1(25以上)、A2(20-24)、B3(16-19)、B4(13-15)、C5(10-12)、C6(8-9)、D7(4-7)、E8(1-3)、U(0)            ⑦ 評価項目をシラバスや教育省の通知で示す。            ⑧ あり、平素の行動の記録や正課併行活動（Co-Curricular Activities: CCA）の記録。            ⑨ 国での一括保存（コンピュータ・データ・ベース）            ⑩ 不明</p> <p>(2)            ① (1)③に同じ            ② (1)④に同じ            ③ (1)⑤に同じ            ④ (1)⑥に同じ            ⑤ (1)⑧に同じ</p>
<p><b>4 その他（通知表等）</b></p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知表）          (2) その他</p>	<p><b>4</b></p> <p>(1) あり、Report Bookの書式は全国一律（コンピュータ・データ・ベースのフォーマット）。          (2) 近年は、発表、作文、課題製作、ポートフォリオなど多角的な評価活動を組み合わせるように、教育省が学校へ指導。</p>

中国

<p><b>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</b></p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について</p> <p>① 総授業時数の規定の有無</p> <p>② 各教科等の配当授業時数の規定の有無</p> <p>③ 学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>	<p><b>1</b></p> <p>(1) 国で策定。これを基に省・自治区・直轄市が地域内の基準を制定。</p> <p>(2) 教育課程の基準は、大学や研究機関の専門家、学者、初等中等学校の教員などの意見を踏まえ、教育部が策定。</p> <p>(3) 教育課程の枠組、授業時数、総則、各教科等の目標、内容等</p> <p>(4) 国は基準として、①～③の項目を定めている。</p> <p>①あり</p> <p>②あり</p> <p>③あり</p> <p>(5) 概ね10年</p> <p>(6) 2001年に改訂。試行を経て、2005年に学年進行で実施。</p> <p>(7) 試行案として提示。その後、調整がなされる。</p>
<p><b>2 ナショナルテストについて</b></p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>	<p><b>2</b></p> <p>(1) 国レベルのテストは無。ただし、地方レベルでは実施している場合もあるが、詳細は不明。</p> <p>(3) 中学校の卒業にあたっては、省、市・県など地域ごとに共通卒業試験を実施（地域別統一試験）。中学校の共通卒業試験と高校入学のための統一試験（地域別に実施）を兼ねて実施する場合も少なくない。</p>
<p><b>3 学習の評価について</b></p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容</p> <p>① 基準設定の有無と「有」の場合はその示し方</p> <p>② 評価記録の範囲と内容</p> <p>③ 教科等の評価は目標標準評価か集団標準評価か</p> <p>④ 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>⑤ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>⑥ 観点別評価及び評定の評価の段階</p> <p>⑦ それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関</p> <p>⑧ 行動や性格の評価の有無</p> <p>⑨ 評価記録の原本の保存</p> <p>⑩ 保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法</p> <p>① 目標標準評価か集団標準評価か</p> <p>② 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>③ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>④ 観点別評価、評定の評価の段階</p> <p>⑤ 行動や性格の評価について</p>	<p><b>3</b></p> <p>(1)</p> <p>① 無。全国統一的な規定はない。学校や地方により異なる。以下の内容は、地方（上海市や北京市など省・自治区・直轄市のレベル）の規定によるもの。</p> <p>② 地方の規定では、評価記録の範囲と内容は、教科等の評価の記録、及び行動の記録、出欠席等。</p> <p>③ 目標標準評価。</p> <p>④ 地方の規定によれば、区別あり。</p> <p>⑤ 地方の規定、例えば上海市では、「学習態度」（学習習慣・態度）、「学習能力」（コミュニケーション能力、探究能力）、「実践能力」（操作能力、応用能力）、「学業成績」（教科の知識）、に分かれている。全教科共通。</p> <p>⑥ 等級法（4または5段階）又は百点法（百点法でも、90～100点＝優秀、75～89点＝良好、60～74点＝合格、59点以下＝不合格に分かれている地域もある）。</p> <p>⑦ 国レベルでは無い。地方では、観点に沿った規準等が地方の教育行政機関から示されている場合がある。</p> <p>⑧ あり。</p> <p>⑨ 一般に、学校が保存。</p> <p>⑩ 不明。</p> <p>(2)</p> <p>① 目標標準評価。</p> <p>② あり</p> <p>③ 地方ごとの規定に準拠。</p> <p>④ 地方ごとの規定に準拠。</p> <p>⑤ あり</p>
<p><b>4 その他（通知表等）</b></p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知表）</p> <p>(2) その他</p>	<p><b>4</b></p> <p>(1) あり</p> <p>(2) 以前の教科のみの成績の100点法による評価ではなく、児童生徒の資質を総合的・全体的に評価する「総合素質評価」*等への移行期。（*入試とも連動させる方向）。また評価を行うのは教師だけでなく、保護者、場合によっては児童生徒本人（や同級生等）も関与し、評語を記すように変化しつつある。通知表の形式は地方・学校ごとに異なる。</p>

**韓国**

<p><b>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</b></p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について</p> <p>① 総授業時数の規定の有無</p> <p>② 各教科等の配当授業時数の規定の有無</p> <p>③ 学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>	<p><b>1</b></p> <p>(1) 国で策定。</p> <p>(2) 韓国教育課程評価院（KICE）が改訂案を示し、それに基づき教育課程審議会の答申を受けて教育科学技術部が策定、告示する。</p> <p>(3) 教科等の種類、授業時数、総則、各教科等の目標、内容等。</p> <p>(4) ①あり ②あり ③あり</p> <p>(5) 概ね5～10年</p> <p>(6) 2007年に改訂。</p> <p>(7) -</p>
<p><b>2 ナショナルテストについて</b></p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>	<p><b>2</b></p> <p>(1) あり。「初・中等教育法」第9条第1項の「教育科学技術部長官は学校に在学中の児童・生徒の学業成就度を測定するための評価を実施することができる」に基づき、2001年度から全国からランダムで選んだ小学校6年生、中学校3年生、高等学校1年生の3～5%を対象に、実施。2008年度からは全国（国・公・私立）の小学校6年生、中学校3年生、高等学校1年生の全員に実施を義務づけた。対象教科は、国語、社会、数学、科学、英語。</p> <p>(2) 教育課程の質を管理するために国家レベルで定期的に児童・生徒の学力を評価する。</p> <p>(3) 個人別に「優秀」「普通」「基礎」「基礎未達（未満）」の4段階で評価。</p>
<p><b>3 学習の評価について</b></p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容</p> <p>① 基準設定の有無と「有」の場合はその示し方</p> <p>② 評価記録の範囲と内容</p> <p>③ 教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か</p> <p>④ 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>⑤ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>⑥ 観点別評価及び評定の評価の段階</p> <p>⑦ それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関</p> <p>⑧ 行動や性格の評価の有無</p> <p>⑨ 評価記録の原本の保存</p> <p>⑩ 保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法</p> <p>① 目標準拠評価か集団準拠評価か</p> <p>② 観点別評価、評定の区別の有無</p> <p>③ 観点別評価の場合の、観点の設定内容</p> <p>④ 観点別評価、評定の評価の段階</p> <p>⑤ 行動や性格の評価について</p>	<p><b>3</b></p> <p>(1) 評価結果は報告書にまとめられる。分析結果は、国家及び市・道教育庁での教育政策樹立、学校単位での教授・学習方法の改善、進路指導などの資料として活用。</p> <p>②「あり。教育科学技術部が教育課程の様式などを定める</p> <p>② 教科等の指導の記録、行動の記録、出欠席の記録、身体測定の記録。</p> <p>③ 目標準拠評価</p> <p>④ あり</p> <p>⑤ 教育科学技術部の基準に基づき、各市・道が「学業成績管理試行指針」を設ける。</p> <p>⑥ 小学校＝5段階（秀・優・美・良・可）、中学校＝5段階（5・4・3・2・1）、高等学校＝9段階評価（1～9）。学校における評価：指導要録は参考様式を国が示している。修得単位数、各科目の評定、出欠等を記録。筆記試験による9段階評価及び遂行評価（Performance Assessment）。または、筆記試験評価＋遂行評価による9段階評価。これらの評価方法については、保護者に家庭通信、PTA 会議、学校のHPを通して知らせる。</p> <p>⑦ 評価規準を韓国教育課程評価院が参考として示す。</p> <p>⑧ あり</p> <p>⑨ 学校保存</p> <p>⑩ 卒業後1年間は当該学校が保存、その後は電子化して永久保存。</p> <p>(2)</p> <p>① 目標準拠評価＋集団準拠評価</p> <p>② 区別あり</p> <p>③ (1)②と⑤と同じ</p> <p>④ (1)⑥と同じ</p> <p>⑤ 評価する</p>
<p><b>4 その他（通知表等）</b></p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知表）</p> <p>(2) その他</p>	<p><b>4</b></p> <p>(1) 保護者にも報告する。形式は学校ごとに異なる。</p> <p>(2) -</p>



児童生徒の学習評価等に関する国際比較

項目	アメリカ合衆国	イギリス	フランス	ドイツ	フィンランド	オーストラリア	シンガポール	中国	韓国
<p>1 教育課程の基準(学習指導要領)</p> <p>(1) 規定のレベル(国、州等)</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について</p> <p>(5) 総授業時数の規定の有無</p> <p>(6) 各教科等の相当授業時数の規定の有無</p> <p>(7) 学年記号の記載の有無</p> <p>(8) 改訂の周期</p> <p>(9) 最新改訂年度</p>	<p>(1) 州(拘束力なし)</p> <p>(2) 州教育委員会</p> <p>(3) 州により異なる</p> <p>(4) 州が小さい</p> <p>(5) 多くの州で規定</p> <p>(6) 主要教科で規定する</p> <p>(7) 州が小さい</p> <p>(8) 無</p> <p>(9) 州により異なる</p> <p>(10) 初等1999年、中等2007年</p>	<p>(1) 国民教育省</p> <p>(2) 教科等の種類、授業時数、総則、教科等の目標・内容等</p> <p>(3) 教科内容、到達目標等</p> <p>(4) ①有(相当たり時数)</p> <p>(5) 有</p> <p>(6) 州により異なる</p>	<p>(1) 全国共通学力調査、2、5学年対象、国語、数学、英語について毎年実施</p> <p>(2) 学習指導の改善</p> <p>(3) 中学校卒業認定(前期中等教育修了国家免許)</p>	<p>(1) 州</p> <p>(2) 州文部省</p> <p>(3) 州により異なる</p> <p>(4) ①有(相当たり時数)</p> <p>(5) 有</p> <p>(6) 州により異なる</p>	<p>(1) 国家教育委員会</p> <p>(2) 総則、指導・学習支援、各教科等の目標・内容、到達目標、評価標準・方法等</p> <p>(3) ①有</p> <p>(4) 有</p> <p>(5) 有</p> <p>(6) 2004年</p>	<p>(1) 教育省・教育審議会</p> <p>(2) 州により異なる(あくまでも学校でカリキュラムを開発する際の手引き)</p> <p>(3) ①無</p> <p>(4) 無</p> <p>(5) 無</p> <p>(6) 州により異なる</p>	<p>(1) 教育省</p> <p>(2) 教科の種類、授業時数、各教科等の目標・内容、評価標準・方法等</p> <p>(3) ①有</p> <p>(4) 有</p> <p>(5) 有</p> <p>(6) 概ね5年</p> <p>(7) 2006、2007年</p>	<p>(1) 国レベルのアスタは無</p> <p>(2) 一</p> <p>(3) 省、市、県ごとに共通</p> <p>(4) 省、市、県ごとに共通</p> <p>(5) 省、市、県ごとに共通</p> <p>(6) 概ね10年</p> <p>(7) 2001年</p>	<p>(1) 国</p> <p>(2) 教育科学技術部</p> <p>(3) 教育課程の種類等、授業時数、総則、各教科等の目標・内容等</p> <p>(4) ①有</p> <p>(5) 有</p> <p>(6) 有</p> <p>(7) 有</p> <p>(8) 概ね5~10年</p> <p>(9) 2007年</p>
<p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他(修了認定テスト等)</p>	<p>(1) WAP、抽出調査、4、8、12学年対象、読解、数学、科学等</p> <p>(2) 児童生徒の学習状況、進捗状況の把握</p> <p>(3) 24州(2006年時点)が高校教育の質保証のため高校卒業認定試験を実施している</p>	<p>(1) 2、6、9学年対象、9学年は全教科、その他は主要教科</p> <p>(2) 学習改善、保護者への情報提供</p> <p>(3) 16歳でGCSE試験、又は職業資格試験</p>	<p>(1) 全国テスト、9学年を対象、国語、数学について2年ごと、抽出調査</p> <p>(2) 教育課程の実施状況、授業・教育課程の改善等</p> <p>(3) 大卒入学資格試験</p>	<p>(1) VERA-3 テスト、3 学年対象、国語、数学、全州が参加、VERA-8 テスト、8 学年対象、国語、数学、英語または社会、16 州中14 州参加、英語調査</p> <p>(2) 生徒の能力の検証</p> <p>(3) 州により学校終了段階で修了試験</p>	<p>(1) 全国テスト、9 学年を対象、国語、数学について2年ごと、抽出調査</p> <p>(2) 教育課程の実施状況、授業・教育課程の改善等</p> <p>(3) 大卒入学資格試験</p>	<p>(1) 毎年リテラシー・ニューメラシーテスト実施(3、5、7、9 学年対象、英語)</p> <p>(2) 3 年ごとに、科学的リテラシー、シティブライニング教育、ICT (6、10 年生対象、抽出調査)</p> <p>(3) 中等教育修了資格試験</p>	<p>(1) 小学校卒業試験、シンガポール・カンブリッジ普通教育修了試験 (GCSE)</p> <p>(2) 進学適性</p> <p>(3) 上記(1)</p>	<p>(1) 国レベルのアスタは無</p> <p>(2) 一</p> <p>(3) 省、市、県ごとに共通</p> <p>(4) 省、市、県ごとに共通</p> <p>(5) 省、市、県ごとに共通</p> <p>(6) 概ね10年</p> <p>(7) 2001年</p>	<p>(1) 2008 年から6、9、10 学年対象、英語調査、国語、社会、数学、科学、英語、また、3 学年対象、読解、書き、基礎算数も必修調査</p> <p>(2) 教育課程の質管理</p> <p>(3) 一</p>
<p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容</p> <p>(2) 評価の範囲と内容</p> <p>(3) 教科等の評価は目標と準拠した評価が単位に準拠した評価か</p> <p>(4) 観点別評価の場面の、観点の認定内容</p> <p>(5) 観点別評価の場面の、観点の認定内容</p> <p>(6) それぞれの観点に基いた標準等の策定の有無、策定レベル、機関</p> <p>(7) 行動や性格の評価の有無</p> <p>(8) 評価記録の原本の保存</p> <p>(9) 保存の期間</p>	<p>(1) 有</p> <p>(2) 共通基盤知識技能の観点別到達度評価(参加者一覧表として示す)</p> <p>(3) 教科等の指導・行動・記録</p> <p>(4) 交通安全教育修了等の記録</p> <p>(5) 目標地帯評価</p> <p>(6) 有</p> <p>(7) 教科により異なる</p> <p>(8) 観点別評価と評定とも2段階</p> <p>(9) 評価基準を国民教育省が観点別到達度評価参考一覧表の中で示す</p> <p>(10) 有</p> <p>(11) 学校が保存</p> <p>(12) 州により異なる</p> <p>(13) ミシガン州は卒業後60 年間</p>	<p>(1) 有</p> <p>(2) 共通基盤知識技能の観点別到達度評価(参加者一覧表として示す)</p> <p>(3) 教科等の指導・行動・記録</p> <p>(4) 交通安全教育修了等の記録</p> <p>(5) 目標地帯評価</p> <p>(6) 有</p> <p>(7) 教科により異なる</p> <p>(8) 観点別評価と評定とも2段階</p> <p>(9) 評価基準を国民教育省が観点別到達度評価参考一覧表の中で示す</p> <p>(10) 有</p> <p>(11) 学校が保存</p> <p>(12) 州により異なる</p> <p>(13) ミシガン州は卒業後60 年間</p>	<p>(1) 有</p> <p>(2) 国家教育委員会が教育課程基準で示す</p> <p>(3) 教科等の履修履歴・成績、態度(行動)の評価</p> <p>(4) 目標地帯評価</p> <p>(5) 進歩、活動技能、態度</p> <p>(6) 7段階</p> <p>(7) 到達目標</p> <p>(8) 有</p> <p>(9) 不明(公文書として適切な扱いを要するようにとの記載有り)</p> <p>(10) 不明</p>	<p>(1) 無</p> <p>(2) 州レベルでは有</p> <p>(3) 有、様式はなし</p> <p>(4) 教科等の評定、出欠席、行動の記録や社会的行動、特記事項</p> <p>(5) 観点別評価は無、評定は有</p> <p>(6) 一</p> <p>(7) 評定は6段階</p> <p>(8) 有</p> <p>(9) 4段階評価</p> <p>(10) 学校</p> <p>(11) 20 年間、修了書50 年</p>	<p>(1) 有</p> <p>(2) 国家教育委員会が教育課程基準で示す</p> <p>(3) 教科等の履修履歴・成績、態度(行動)の評価</p> <p>(4) 目標地帯評価</p> <p>(5) 進歩、活動技能、態度</p> <p>(6) 7段階</p> <p>(7) 到達目標</p> <p>(8) 有</p> <p>(9) 不明(公文書として適切な扱いを要するようにとの記載有り)</p> <p>(10) 不明</p>	<p>(1) 無</p> <p>(2) ①~③一</p> <p>(3) リテラシー、ニューメラシーの国家指標は有り。連邦政府は、州政府や学校が定めた基準に近い5段階評価での通知票の作成義務を規定なし</p> <p>(4) 規定なし</p> <p>(5) 規定なし</p> <p>(6) 規定なし</p> <p>(7) 知識・理解、応用、技術・過程、態度</p> <p>(8) GCSEの評定は9段階</p> <p>(9) GCSEの評定はシラバスや教育省の通知で示す</p> <p>(10) 有</p> <p>(11) 国で一括保存(データベース)</p> <p>(12) 一</p>	<p>(1) 有</p> <p>(2) 教育省発行の各教科用シラバス内で評価理念・方法を示す</p> <p>(3) 教科成績、正課外活動(Co-Curricular)の成績、行動の記録</p> <p>(4) 目標地帯評価と集団準拠評価の併用</p> <p>(5) 有</p> <p>(6) 知識・理解、応用、技術・過程、態度</p> <p>(7) GCSEの評定は9段階</p> <p>(8) GCSEの評定はシラバスや教育省の通知で示す</p> <p>(9) 有</p> <p>(10) 国で一括保存(データベース)</p> <p>(11) 一</p>	<p>(1) 無</p> <p>(2) ①~③一</p> <p>(3) 全国統一規定はないが、地方や学校が規定している例はある。地方の規定では、②教科等の評価及び行動の記録、出欠席等、③目標地帯評価、④区分別、⑤上場市、⑥4、5段階法または百分法、⑦観点にそった標準等が地方の教育行政機関から示されている場合がある、⑧有</p> <p>(9) 一般に学校が保存</p> <p>(10) 不明</p> <p>(11) 不明</p> <p>(12) 一</p>	<p>(1) 有</p> <p>(2) 教育科学技術部が統一基準を定める</p> <p>(3) 教科等の指導・行動、出欠席、身体測定記録</p> <p>(4) 有</p> <p>(5) 各市、道が「卒業試験管理指針」を設定</p> <p>(6) 小、中5段階、高校9段階</p> <p>(7) 有</p> <p>(8) 有</p> <p>(9) 卒業保存</p> <p>(10) 卒業後1年間は学校保存、その後は電子化して永久保存</p>
<p>4 その他(通知票等)</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無(通知票)</p> <p>(2) その他</p>	<p>(1) 有、様式は学校により異なる。学期ごとに保護者に郵送</p>	<p>(1) 有、半年ごとに説明書の交付</p>	<p>(1) 有、書式は教育課程基準に定められている</p>	<p>(1) 有、書式は統一国一律により異なる</p>	<p>(1) 有、書式は統一国一律により異なる</p>	<p>(1) 有、年2回保護者に通知</p> <p>(2) 州により異なる、意欲、行動など</p> <p>(3) 州や教育課程により異なる。評定は5段階評価が一時的</p> <p>(4) 通知票には記載項目有</p>	<p>(1) 有、書式は地方・学校により異なる</p>	<p>(1) 有、書式は学校により異なる</p>	<p>(1) 有、書式は学校により異なる</p>





---

平成 21 年度調査研究等特別推進経費 調査研究報告書 初等中等教育 010

教育課程の編成に関する基礎的研究  
報告書 1

諸外国における教育課程の基準と学習評価

平成 22 (2010) 年 3 月 発行

研究代表者 作花文雄  
(国立教育政策研究所教育課程研究センター長)

発行者 国立教育政策研究所  
住 所 〒100-8951 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2

---



